

日高村地域防災計画

一般対策編

令和元年 12 月改定版

日高村防災会議

目 次

第 1 編 総 則	1
第 1 章 計画の概要	1
第 1 節 計画の目的	1
第 2 節 計画の構成	1
第 3 節 重点を置くべき事項	2
第 4 節 計画の効果的な推進に向けた留意点	2
第 5 節 防災計画の修正	2
第 6 節 防災計画の周知徹底	2
第 2 章 日高村の特性	4
第 1 節 自然的条件	4
第 2 節 社会的条件	8
第 3 章 災害誘因に関する検討	10
第 1 節 地区の分類	10
第 2 節 現況	10
第 3 節 防災上の課題	12
第 4 節 対策	13
第 5 節 過去の災害及び事故の発生状況	14
第 4 章 地域防災ビジョン	15
第 1 節 趣旨	15
第 2 節 現況と問題点の把握	15
第 3 節 災害に強いむらづくり	16
第 4 節 コミュニティ防災力の向上	17
第 5 節 避難行動要支援者などの支援に資する人づくり	18
第 5 章 日高村防災会議	19
第 1 節 趣旨	19
第 2 節 設置及び所掌事務	19
第 3 節 組織及び運営	19
第 6 章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	20
第 1 節 村の処理すべき事務又は業務の大綱	20
第 2 節 公共団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務の大綱	21
第 3 節 防災関係機関の処理すべき事務の大綱	21
第 7 章 住民、事業所の責務	28
第 1 節 住民	28
第 2 節 事業所	28

第2編 災害予防計画 29

第1章 災害に強いむらづくり	29
第1節 災害に強い土地利用の推進	29
第2節 建築物などに対する災害予防計画	30
第3節 水害予防計画	32
第4節 土砂災害予防計画	33
第5節 山地災害・農地災害などを予防する施設整備	38
第6節 火災予防計画	39
第7節 風水害を予防する施設整備	40
第8節 風水害予防活動	42
第9節 ライフライン施設などの予防計画	44
第10節 危険物などの災害予防計画	47
第2章 地域防災力の育成	48
第1節 防災知識普及計画	48
第2節 訓練に関する計画	52
第3節 自主防災組織計画	53
第4節 事業所などにおける自主防災体制の整備	55
第5節 災害時要配慮者の支援対策	55
第6節 消防団を中心とした地域の防災体制	61
第7節 自発的な支援への環境整備	65
第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策	67
第1節 趣旨	67
第2節 防災施設の限界と避難開始の時期	68
第3節 危険性の周知	71
第4節 避難を誘導するサインの整備	72
第5節 自主的な避難	74
第6節 避難計画	76
第7節 避難体制の整備	80
第4章 災害に備える体制の確立	85
第1節 趣旨	85
第2節 防災担当者などの人材育成	85
第3節 実践的な防災訓練の実施	86
第4節 防災関係機関相互の連携体制	87
第5節 防災中枢機能の確保、充実	88
第6節 業務継続性の確保	88
第5章 災害応急対策・復旧対策への備え	89
第1節 趣旨	89
第2節 消火・救助・救急対策	89
第3節 災害時医療対策	90
第4節 緊急輸送活動対策	92
第5節 緊急物資確保対策	94

第6節	消毒・保健衛生体制の整備	96
第3編	災害応急対策計画	98
第1章	災害時の応急体制	98
第1節	組織計画	98
第2節	動員計画	108
第3節	予警報等の受領、伝達計画	112
第4節	災害情報等の収集、報告計画	112
第5節	災害通信計画	115
第6節	災害広報計画	116
第2章	災害時応急活動	118
第1節	趣旨	118
第2節	災害時応急活動	118
第3節	活動体制の確立	119
第4節	気象予警報などの伝達	123
第5節	通信連絡	128
第6節	消防計画	129
第7節	自衛隊派遣要請計画	136
第8節	応援要請計画	142
第9節	広報活動	148
第10節	避難計画	151
第11節	災害拡大防止活動	158
第12節	緊急輸送活動	161
第13節	交通確保対策	163
第14節	食糧の調達、供給計画	168
第15節	被服等生活必需物資供給計画	170
第16節	給水計画	172
第17節	応急仮設住宅の供給計画	173
第18節	住宅の応急修理計画	175
第19節	障害物除去計画	176
第20節	医療助産計画	178
第21節	遺体の捜索及び収容埋葬計画	184
第22節	防疫及び保健衛生計画	186
第23節	清掃計画	188
第24節	道路施設災害対策計画	190
第25節	ライフラインなど施設の応急対策	191
第26節	教育対策計画	195
第27節	農業対策計画	199
第28節	流出油災害対策計画	200
第29節	公安警備計画	202
第30節	避難行動要支援者への配慮	203
第31節	二次災害の防止	204
第32節	労務供給計画	205

第 33 節	災害応急融資	209
第 34 節	自発的支援の受入れ	210
第 4 編	災害復旧・復興計画	211
第 1 章	災害復旧対策	211
第 1 節	趣旨	211
第 2 節	復旧・復興の基本方針の決定	211
第 3 節	迅速な原状復旧の進め方	212
第 2 章	復興計画	216
第 1 節	趣旨	216
第 2 節	復興計画の進め方	216
第 3 節	被災者などの生活再建などの支援	218
第 4 節	被災中小企業の復興その他の経済復興の支援	221
第 5 編	水防計画	223
第 1 節	目的	223
第 2 節	水防事務の処理	223
第 3 節	水防本部の設置及び水防体制	223
第 4 節	水防巡視等	228
第 5 節	水防施設及び水防資機材	229
第 6 節	水防活動等	230
第 7 節	公用負担	233
第 8 節	水防活動報告	233
第 9 節	水防工法	234
巻末	土砂災害警戒避難体制の整備	232

第1編 総則

第1章 計画の概要

第1節 計画の目的

日高村防災計画(以下「防災計画」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の規定に基づき、日高村の防災に関し、村の処理すべき事務又は業務を中心に、地域内の関係機関の協力を含めた総合的な計画を定め、防災活動の円滑化を図ることにより、村民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の構成

1 計画の構成

本計画は、「一般対策編」「震災対策編」及び「資料編」により構成する。

土砂災害警戒避難体制については、本編巻末「土砂災害警戒避難体制の整備」の定めによる。

2 計画の趣旨

地域防災計画は、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画及び水防計画について定めたものであり、その趣旨は、次のとおりである。

(1) 災害予防計画

災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するための事務又は業務に関して、防災施設の新設又は改良、防災訓練、防災意識の普及などについて定める。

(2) 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その応急対策について定める。

また、災害対策本部の組織、気象情報の伝達、災害情報の収集、避難、水防、救助、衛生などの事項について、その対応策を定める。

(3) 災害復旧・復興計画

災害復旧・復興計画は、災害発生後、被災した諸施設及び村の生活機能を再興・復旧し、将来の災害に備えるために必要な事項を定める。

(4) 水防計画

水防計画は、洪水などが発生し、又は発生するおそれがある場合に、その対策について定める。

第3節 重点を置くべき事項

日高村は、洪水、土砂災害、台風などの自然災害が発生しやすい立地条件にあり、これらの災害への対策を講じてきた。今後は、近年、全国各地で多発する集中豪雨災害など、予期せぬ災害が発生する傾向にあることなどを考慮し、災害を最小限に抑えるため「減災」に中心を置いた対策を推進する。

第4節 計画の効果的な推進に向けた留意点

防災関係機関は、これらの防災計画を効果的に推進するため、他機関との連携を図りつつ、以下の事項への留意を図る。

1 アクションプラン

村は、本計画に基づくアクションプランの作成及び訓練などを通し、職員への計画の周知徹底を図る。

2 点検と見直し

村は、様々な社会的要因の変化に応じて、計画内容の点検と見直しを行う。

3 他計画との連携・整合性

他の関連計画と連携した地域防災の観点から、総合的な防災体制確保に向け、計画相互の整合性と諸計画との連携に留意した計画とする。

第5節 防災計画の修正

防災計画は、随時必要が生じた場合には、速やかに修正する。

第6節 防災計画の周知徹底

防災計画は、村の関係職員、関係行政機関、関係公共機関、その他防災に関する主要施設の管理者等に周知徹底させるとともに、住民にも広く周知を図る。

[注記] 本計画における用語について

住 民	日高村に住所を有する者、他都道府県、他市町村から通学・通勤する者 (災害時に村に滞在する者なども含める)
要 配 慮 者	高齢者、障害者、乳幼児、外国人その他の特に災害時に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者
防災関係機関	国、県、村、指定公共機関及び指定地方公共機関
関 係 機 関	上記の「防災関係機関」以外で防災に関係する機関
県	高知県の部局、高知県警察本部及び出先機関、高知県教育委員会など
村	日高村の課室局、教育委員会、行政委員会、一部事務組合、消防機関 (消防団を含める)
自 衛 隊	陸上及び航空自衛隊
ライフライン	電気、ガス、水道、I P告知放送
避 難 場 所	住民が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所
避 難 所	避難した住民が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった住民が一時的に滞在する施設
福祉避難所	一般的な避難所（上記）での生活が困難な要配慮者のために、要配慮者の状況を把握したうえで村が指定する施設を避難所として開設する。

第2章 日高村の特性

第1節 自然的条件

1 位置

日高村は、高知市より約16km西方に位置し、東・西10km、南・北9kmである。
村の東北部を仁淀川、中央部を日下川、戸梶川が流れてその流域に耕地が開けている。

	所在	東 経	北 緯
日高村役場	高知県高岡郡日高村本郷 61-1	133 度 37 分 33 秒	33 度 53 分 48 秒

資料 世界測地系緯度経度による

2 面積

日高村は、総面積 44.85km²、12地区に区分され、農業を中心として発展してきた。林野面積は 29.37km²(全面積の 65.5%)で、大部分の面積を占めている。

区分	可住地面積			林野面積	総土地面積
	都市計画区域面積	市街化区域面積	耕地面積		
面積 km ²	15.48	—	—	29.37	44.85

(総土地、林野面積は、農林水産省「2015年農林業センサス」による)

(可住地面積は、総土地－(林野面積)とする)

(都市計画区域面積は、「高知県の都市計画2018」による)

(耕地面積は、農林水産省「平成29年作物統計調査」による)

■ 日高村位置図



■ 主な山岳

山名	区分	位置	標高 (m)
大堂山		日高村、土佐市境界	440
妙見山		日高村、佐川町境界	530
清宝山		岩目地	357
烏ヶ森		下分	366
土岐山		本郷	220
陣ヶ森		本郷	344
大滝山		九頭	248

資料 国土交通省国土地理院地形図

■ 主な河川

河川名	区分	延長 (km)	流域面積 (km ²)
仁淀川		県内(74.3) 123.6km	流域面積(989.8) 1,562.7km ²
日下川		13.3	// 36.77
戸梶川		4.8	// 12.29
長山田川		0.8	// 1.01
渋川川		2.5	// 4.62
石田川		1.1	// 1.42
猿田川		1.1	// 1.06
妹背川		0.9	// 0.87
井峯川		1.4	// 1.59
柱谷川		1.6	// 1.91
砥石谷川		1.5	// 1.76
宮ノ谷川		1.4	// 2.87

資料 高知県河川調査

■ 河川水位等

河川名	区分	川巾 (m)	水位 (m)	備考
仁淀川		約 300m (仁淀橋上流地点)	計画高水位 10.15m 氾濫危険水位 8.60m 避難判断水位 7.90m 氾濫注意水位 6.60m 水防団待機水位 5.00m	国土交通省伊野水位観測所 (いの町渦谷河口より 12.2km) 計画高水位流量 14,000m ³ /S ※氾濫危険水位、避難判断水位は、有堤部区間での水防指令発令基準による
日下川		計画(標準断面) 上巾 45m 下巾 31m	計画高水位 16m	神母樋門～ 上流 1,340mの間位置
戸梶川		計画(標準断面) 上巾 39m 下巾 20m	//	日下川合流点 上流 50m位置

3 気象条件

年平均気温約 17℃、年平均降水量は、約 2,500mm で、毎年 6 月から 10 月にかけて大雨と台風の襲来により、農産物及び建物その他、道路等が浸水し、損害を受け、毎年のように被害が発生している。

(1) 気候

ア 月別平年値 (高知 : 1981 年～2010 年の平均)

項目	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
気温 (℃)	6.3	7.5	10.8	15.6	19.7	22.9
相対湿度 (%)	60.0	59.0	62.0	64.0	70.0	77.0
降水量 (mm)	58.6	106.3	190.0	244.3	292.0	346.4
日照時間 (h)	188.4	173.1	184.1	191.7	185.6	142.4
風速 (m/S)	1.8	1.9	1.9	1.9	1.8	1.7

項目	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	年
気温 (℃)	26.7	27.5	24.7	19.3	13.8	8.5	17.0
相対湿度 (%)	78.0	75.0	73.0	68.0	67.0	63.0	68.0
降水量 (mm)	328.3	282.5	350.0	165.7	125.1	58.4	2,547.5
日照時間 (h)	175.7	205.8	162.0	182.4	170.3	192.7	2,154.2
風速 (m/S)	1.8	1.9	1.8	1.7	1.8	1.8	1.8

(高知地方気象台調べ)

イ 月別最大降水量等 (2019 年まで)

項 目	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
日降水量 mm	130.2	180.0	195.4	194.6	241.5	265.0
1 時間降水量	36.0	42.0	63.0	49.1	86.0	106.8
風 速 m/S	16.3	18.0	18.0	19.0	17.9	20.1
瞬間風速 m/S	21.6	29.0	31.1	26.6	24.6	28.1

項 目	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
日降水量 mm	315.0	372.0	628.5	243.5	224.5	165.8
1 時間降水量	98.5	102.2	129.5	85.0	80.0	47.5
風 速 m/S	25.2	29.2	27.3	25.3	17.0	16.6
瞬間風速 m/S	32.1	54.3	40.5	37.4	29.6	23.6

(高知地方気象台調べ)

ウ 過去における1時間降水量の最大値(2019年まで)

順位	降水量	年月日
1	129.5mm	1998年9月24日
2	106.8	1954年6月29日
3	102.2	1948年8月26日
4	99.5	1999年6月29日
5	98.5	1995年7月22日

(高知地方気象台調べ)

エ 過去における10分間降水量の最大値(2019年まで)

順位	降水量	年月日
1	28.5mm	1998年9月24日
2	27.0	1976年9月11日
3	26.0	2003年9月2日
4	25.5	1954年6月29日
5	25.0	1961年10月22日

(高知地方気象台調べ)

第2節 社会的条件

1 人口・世帯の構成

過去10年間の村の人口推移を見ると、平成17年は5,895人（男性2,785人、女性3,110人）であったが、経年的に人口減少傾向が続き、平成22年には448人減少して5,447人（男性2,566人、女性2,881人）、平成27年には417人減少し、5,030人（男性2,337人、女性人口2,693人）となっている。

平成27年の年齢3階層別の構成をみると、年少人口472人（9.4%）、生産年齢人口2,582人（51.3%）、老年人口1,976人（39.3%）となっている。老年人口が全人口の約4割を占め、高齢化の進行を示している。

これを高知県全体と比較すると、村の年少人口は2.2%、生産年齢人口で4.2%少なく、老年人口が6.5%多くなっており、高齢化が進んでいることがわかる。

■ 人口の推移

年次	人口 (人)	男 (人)	女 (人)	世帯数 (世帯)
平成17年	5,895	2,785	3,110	2,153
平成22年	5,447	2,566	2,881	2,063
平成27年	5,030	2,337	2,693	1,968

資料 「国勢調査」平成27年10月1日現在

■ 人口3階層別構成

行政区域	総計 人 (%)	年少人口 15歳未満 人 (%)	生産年齢人口 15~64歳 人 (%)	老年人口 65歳以上 人 (%)	不詳
日高村	5,030 (100.0)	472 (9.4)	2,582 (51.3)	1,976 (39.3)	—
高知県	728,276 (100.0)	83,884 (11.6)	400,605 (55.5)	237,012 (32.8)	6,775 (0.9)

資料 「国勢調査」平成27年10月1日現在

*高知県は不詳を除いて割合算出

2 産業

村の産業別就業者構成は、第1次産業11.0%、第2次産業22.2%、第3次産業66.8%である。

第1次産業のうち、最も就業者が多いのは農業の248人で97.2%を占めている。

第2次産業では、製造業が281人で55.0%と最も多く、次いで、建設業が225人で44.0%となっている。

第3次産業については、最も多いのが福祉・医療の371人で24.1%、次いで小売業・卸売業の326人で21.2%となっている。

■ 産業別就業者構成

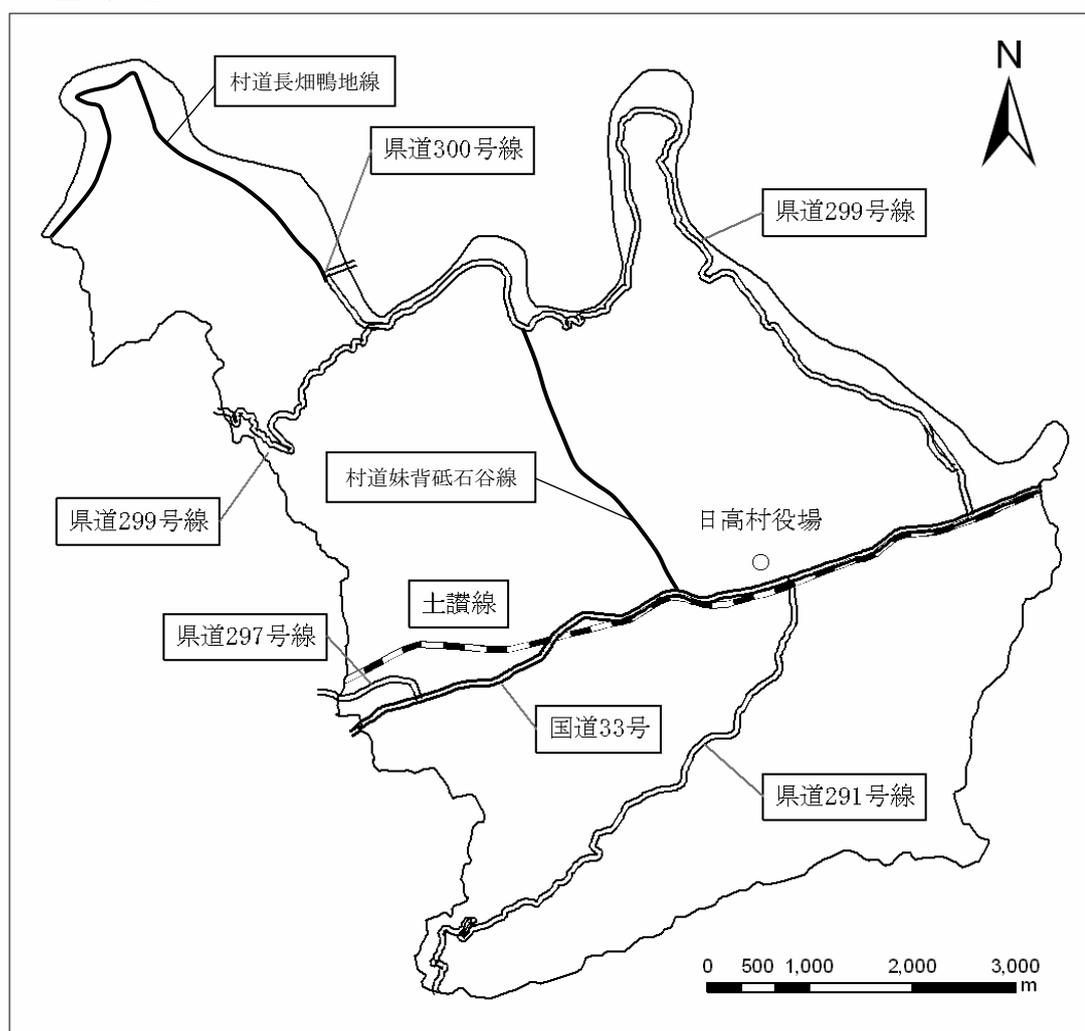
産業区分	就業人口（人）	構成比率（%）
第1次産業	255	11.0
第2次産業	511	22.2
第3次産業	1,537	66.8
合計	2,310	100.0

※ 分類不能 133 人は第3次産業に含めた。
資料 平成 27 年国勢調査

3 交通

交通は村の中央部を東西に貫通している国道 33 号線、JR 土讃線を中心に県道 4 路線、村道及び農道が網状に配置されていて、産業及び生活道としての役割を果たしている。

■ 主な交通網



第3章 災害誘因に関する検討

第1節 地区の分類

災害誘因の検討は、村域を2地区に区分して、それぞれについて、危険箇所の指定状況や、避難場所などの設置状況、人口や集落の状況などから整理・分析を加える。

地区区分は、分断要素である山地や河川などの自然地形、災害時の緊急輸送路となる幹線道路の位置、以前から醸成されてきたコミュニティなどを勘案した。

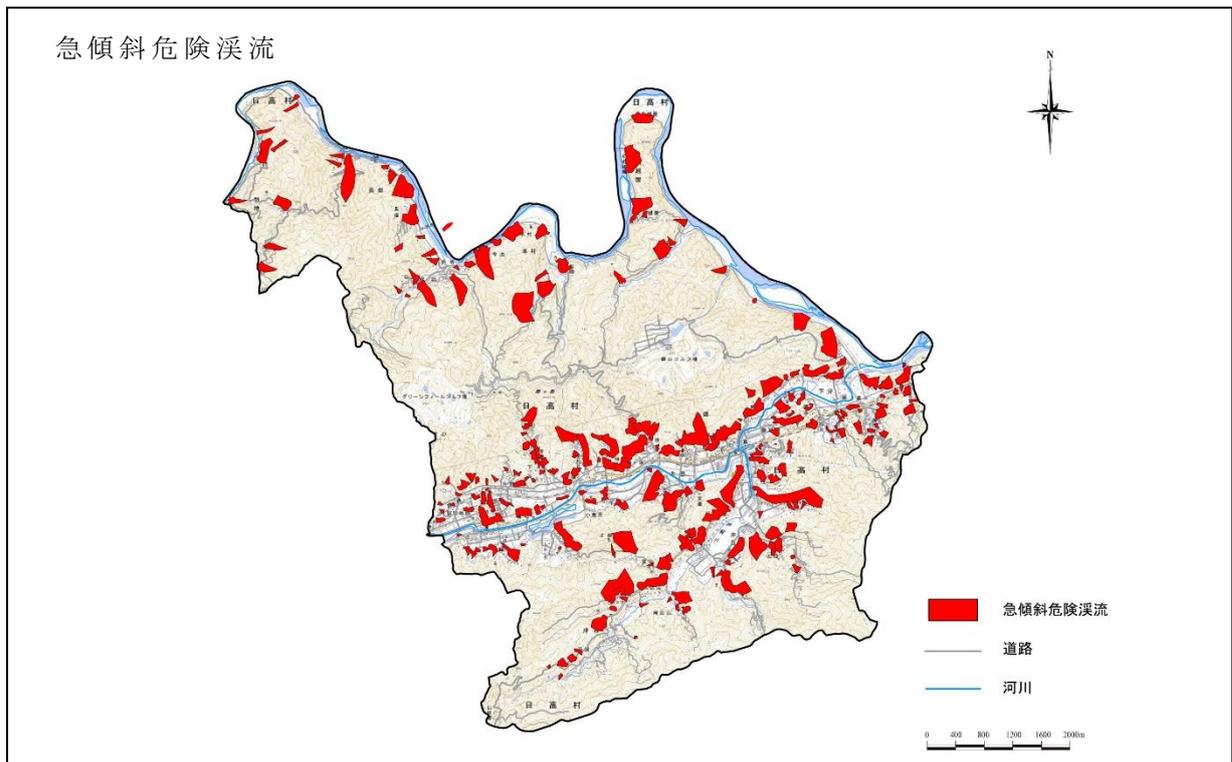
第2節 現況

村の現況は以下のとおりである。この現況を基に課題を明確にして対策を講じる。

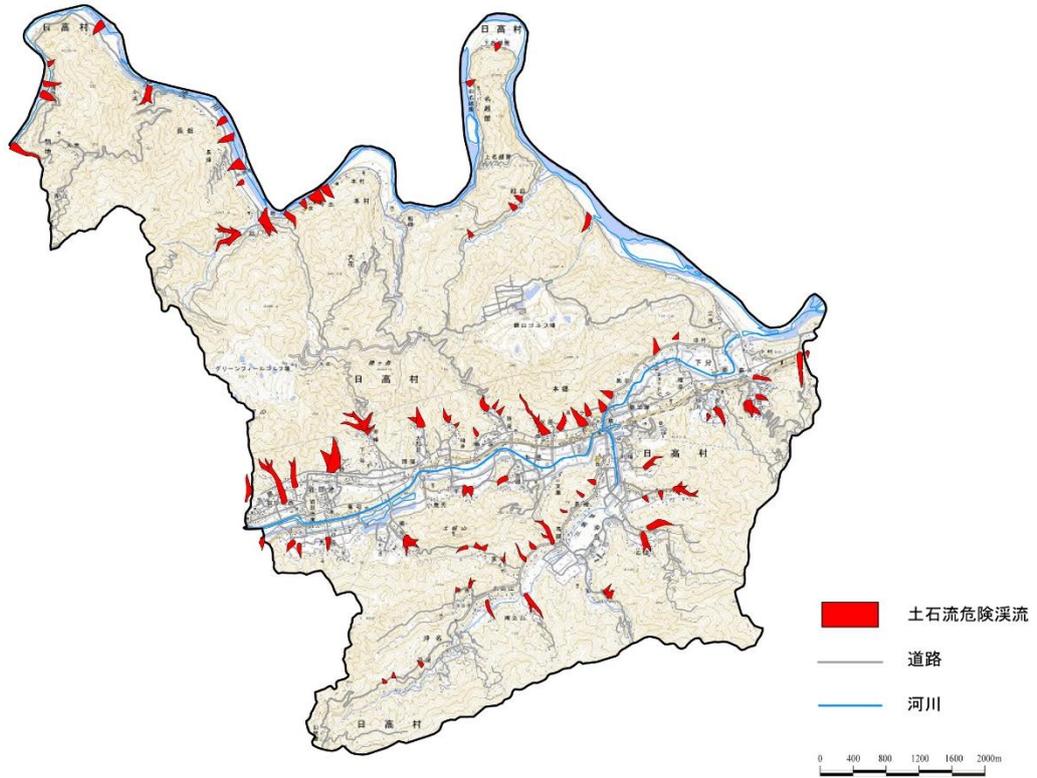
区分	大字町名	総数	年少人口	生産年齢人口	老年人口	世帯数
			15歳未満	15～64歳	65歳以上	
日高村総数		5,447	581	3,064	1,802	2,063
(市街地)	下分	1,715	234	1,034	447	631
	本郷	1,206	112	675	419	473
	岩目地	901	105	520	276	355
	九頭	168	17	91	60	63
	合計	3,990	468	2,320	1,202	1,522
(中山間地)	沖名	974	62	517	395	363
	鴨地	70	4	40	26	26
	長畑	76	1	38	37	36
	宮ノ谷	74	9	36	29	25
	大花	23	-	6	17	15
	本村	143	33	56	54	29
	名越屋	71	4	40	27	32
	柱谷	26	-	11	15	15
	合計	1,457	113	744	600	541

※人口密度 1.0 人/ha 以上の地域を市街地、1.0 人/ha 未満を中山間地地域とした。

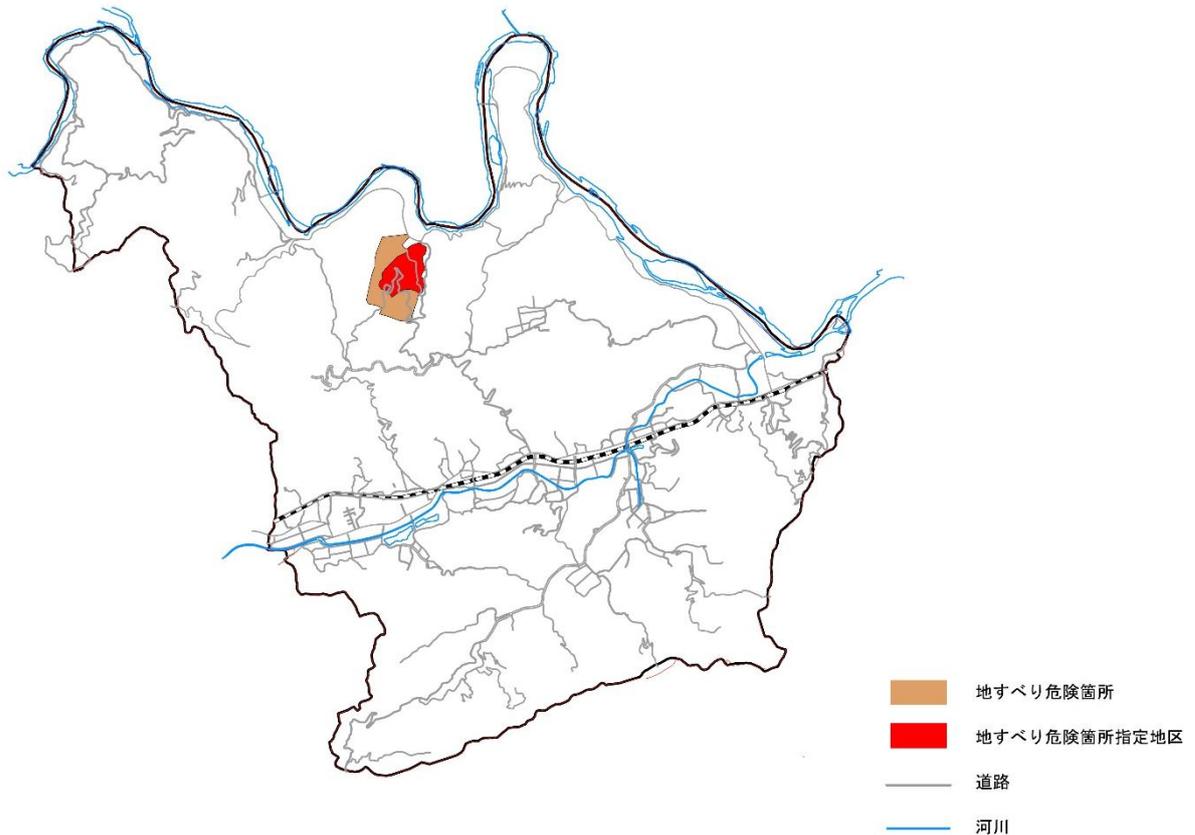
平成 22 年国勢調査



土石流危険渓流



地すべり危険箇所分布図



第3節 防災上の課題

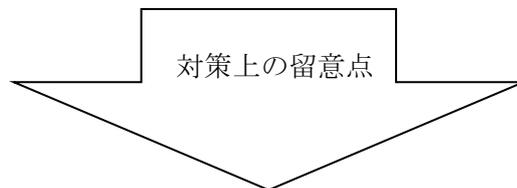
課題は、以下のとおりである。

地域	市街地 (下分、本郷、岩目地、九頭)	中山間地 (鴨地、長畑、宮ノ谷、大花、本村、名越屋、柱谷、沖名)
全体的な状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 12地区の中では人口集積度合いが高く、国道33号、JR土讃線沿線に位置する。 ● 急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険渓流・区域が多く、被害を被る可能性のある家屋がある。 ● 佐川町に源をもつ日下川が西から東に貫流している。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地すべり危険箇所が大花地区に存在する。 ● 急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険渓流区域も多数指定されていることから、被害の発生が懸念される。 ● 仁淀川沿線に立地する地区においては、仁淀川の氾濫にも留意する地区が存在する。
特に注意すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 急傾斜危険渓流指定地域が広く分布し、住宅を含む建物に隣接していることから、土石流災害発生の危険がある場合の避難に関する検討が必要である ● 急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険渓流・区域が広く分布している。 ● 日下川の氾濫被害を被る可能性も考慮する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模な地すべりや深層崩壊を想定した場合の対策が必要である。 ● 急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険渓流・区域内にも多数の人家が立地することから、被害の発生が懸念される。
避難場所及び避難行動要支援者施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所数が多く、避難所開設後の管理体制を考える必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 人家が広範に立地することから、避難場所への移動の利便性が懸念される。また、避難行動要支援者施設が不足している。
避難場所の浸水予想	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所及び避難場所の周辺において、日下川の氾濫時に浸水する可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 仁淀川沿線に立地する避難所における洪水の可能性がある。
孤立化	<ul style="list-style-type: none"> ● 国道33号や県道291、297号が急傾斜地崩壊危険箇所に含まれるため、通行不能になる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 孤立化のおそれのある集落が存在する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 村役場や医療機関などが集中することから、市街地の幹線道路の通行確保や、火災などへの対策が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 全体に高齢者が多いことから、共助における人手不足の可能性が高く、公助の必要性が高い。

第4節 対策

対策として以下の事項が考察される。

地 域	市街地 (下分、本郷、岩目地、九頭)	中山間地 (鴨地、長畑、宮ノ谷、大花、本村、 名越屋、柱谷、沖名)
避難場所 など	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要に応じて他地区からの避難受入れに対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難場所及び避難行動要支援者施設の設置を図る。
孤立化対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 他地区への応援体制の確立を図る。 ● 孤立化の際の連絡体制、けが人の搬送、救護活動、道路の復旧体制の確立を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 孤立化の際の連絡体制、けが人の搬送、救護活動、道路の復旧体制の確立を図る。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 昼夜間人口や季節などに配慮した可能な限り詳細な計画立案が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 65歳人口が半数近くに達していることから、平常時から高齢者への連絡体制の充実を図る。 ● 昼夜間人口や季節などに配慮した可能な限り詳細な計画立案が求められる。



■ 課題を踏まえた対策実施上の留意点

市街地	<ul style="list-style-type: none"> ● 村の中核となる地区であり、災害時における主要施設の防災機能発揮対策を図る。 ● 日下川の水防対策、市街地家屋建物の倒壊・火災類焼防止対策を構築する。 ● 他地区からの被災者受入れも念頭に置いた災害時の対応策を構築する。
中山間地	<ul style="list-style-type: none"> ● 人口が少なく、高齢化が最も進んだ地区であり、他地区からのマンパワー支援を含めた防災対策を構築する。 ● 仁淀川の水防と危険箇所が多い土砂災害への対策の一層の充実を図る。 ● 孤立化の防止に向けた回避道路対策と孤立時の連絡体制の確立を図る。 ● 一時的孤立にも対応できる避難場所の配置・内容整備と、避難行動要支援者収容施設を設置する。

第5節 過去の災害及び事故の発生状況

1 風水害の発生状況

災害の発生状況	災害の種類	災害の内容	被害額 (百万円)	関係集落及び集落	
				集落数	集落名
昭和45年 8月21日	台風10号	人的被害 死者1、負傷2、罹災世帯1,474世帯、罹災者5,144人 家屋被害 全壊14棟、半壊75棟、一部破損1,385棟、非住家被害1,984棟 農林被害 田冠水200ha、畑冠水20ha、流理1ha、(稲98,710千円、野菜64,000千円、果樹26,500千円、桑1,650千円) 林業40,000千円、畜産2,000千円 土木災害 道路損壊53件、橋梁流失1件、堤防決壊4件 商工災害 3,650千円、公共施設9,989千円	649	45	全村
昭和46年 8月23日	台風23号	家屋被害 床上浸水19棟、床下浸水7棟 土木災害 河川12件、道路9件、橋梁2件 農林災害 農道7件、農作物(稲25,100a、畑16,100a)	126	45	全村
昭和50年 8月17日	台風5号	人的被害 死者25名、負傷37人、罹災世帯1,370世帯、罹災者4,753人 家屋災害 全壊71棟、半壊70棟、一部破損1,025棟、床上浸水638棟、床下浸水111棟、非住家523棟 土木被害 河川139件、道路104件、橋梁8件 農林被害 農地農業施設634件、林地崩壊26件、林道2件、公共施設他93件、がけ崩れ214件、急傾斜事業18件、砂防事業7件、治山防災事業23件 昭和50年8月17日23時46分 最高水位21.715m 測点役場	4,928	45	全村
昭和51年 9月8日	台風17号	家屋被害 床上浸水55棟、床下浸水82棟、非住家428棟 土木被害 道路43件、河川30件、橋梁1件 農林被害 農地36件、農業施設65件、がけくずれ50件、公共施設13件 農作物被害 田冠水265ha、畑冠水160ha 商工業被害 101件、罹災世帯461件、罹災人員1,550人 昭和51年9月13日10時 最高水位20.498m 測点役場	1,865	45	全村
平成16年 10月20日	台風23号	家屋被害 床上浸水9棟、床下浸水14棟 非住家4棟		83	全村
平成26年8月2日～ 8月4日、8日～10日	台風12号、11号	床上浸水109棟、床下浸水50棟		83	全村

第4章 地域防災ビジョン

第1節 趣旨

日高村は、水害や地震に伴う土砂災害やこれらに係る二次災害などに対処するため、自らの安全を確保する『自助』、地域コミュニティなどによる相互扶助を基礎とした『共助』、行政による『公助』の『三助』を基本に防災ビジョンの基本方針を定める。

第2節 現況と問題点の把握

次にあげる村の災害に対する現況と問題点を把握し、今後の防災対策づくりに活用する。

1 予測される災害

(1) 仁淀川、日下川、戸梶川の氾濫

村中心部の中央を貫流する日下川及び村境を蛇行しながら流れる仁淀川の氾濫による家屋の浸水などが予想される。

(2) 台風

台風による仁淀川、日下川、戸梶川の氾濫、建物の倒壊などの被害が予想される。

(3) 土砂災害

地形上、地すべり、急傾斜地崩壊、土石流の発生などが予想される。

2 災害発生時の問題点

災害発生時の迅速な避難、人命救助、財産保護などの活動に支障をきたすと考えられる問題点は次のとおりである。

(1) 昼間人口の不足

昼間に災害が発生した場合、高齢者率が高い地域における迅速な救護活動が十分に機能しない可能性がある。

(2) 避難所、避難場所及び避難行動要支援者施設の不足

避難所、避難場所及び避難行動要支援者施設数は、不足している地域もあるため、十分な収容ができない可能性がある。

(3) 避難所、避難場所の被害

避難所、避難場所の中には、仁淀川、日下川、戸梶川の氾濫による浸水被害を被る可能性のあるものや、老朽化及び耐久性が懸念されるところもある。

(4) 孤立化

山間部に位置する地域においては、災害発生時に、土砂災害、浸水などにより孤立化する可能性のある集落が存在する。

3 災害に備えた対策

上記の問題点に対し、以下のような対策を講ずる。

(1) 昼間人口に配慮した対策

村長は、昼間災害への対策を考慮し、平常時から自主防災組織などが中心となり、避難行動要支援者の所在を把握し、迅速な避難、救助活動などを実施するための人員配備・担当地区の設定など、諸対策を講ずる。

(2) 避難所、避難場所及び避難行動要支援者施設不足への対策

村は、山間部に居住する住民も迅速に避難し、安全に利用できる避難所、避難場所及び避難行動要支援者施設の設置を図る。

(3) 避難所、避難場所被害への対策

村は、避難所、避難場所の老朽化及び耐久性を検査点検するとともに、新規の指定に当たっては、これらも考慮して選定する。

(4) 孤立化への対策

村は、避難路の確保、復旧が迅速に行えるように、通信手段、道路の整備、機械設備の充実などを図る。

第3節 災害に強いむらづくり

村は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点などの整備点検を確実に実施する。

また、村は、浸水時における避難場所の確保などに向け、周辺市町村との相互支援や連携体制を構築し、災害に強いむらづくりを進める。

1 自助活動

「自らの命は自らが守る」との考え方を改めて普及・啓発し、自助努力で対応可能な自主的な減災対策を促進する。

2 共助活動

自主防災組織の活動を通して、地域のコミュニティ防災組織の活動を見直し、避難路や避難地の点検活動など、恒常的な防災活動を促進する。

3 公助活動

村は、公共施設の耐震化、浸水対策などを進めるとともに、農地などの被災による経済的損失を極力軽減するため、減災に向けた計画的な土地利用を推進する。

■ 各地区ごとのポイント

各地区	自助	共助	公助
市街地部	建築年数などを勘案し、自宅の補強、修繕を検討する。	避難所、避難場所及び避難路について、修繕、補強など気付いた点があれば、村に報告する。	国道及び県道が通行止めにならないように対策を講ずる。

各地区	自助	共助	公助
中山間地	土砂災害及び水害による被害を受ける可能性のある方角、又は建築年数などを勘案し、自宅の補強、修繕を検討する。	避難所、避難場所及び避難路について、修繕、補強、新設が必要な場合など気付いた点があれば、村に報告する。	国道及び県道が通行止めにならないように対策を講ずる。 また、避難所、避難場所及び避難路の新設が必要であれば検討する。

第4節 コミュニティ防災力の向上

村は、自主防災組織などの強化を促し、コミュニティ防災力の向上を図る。

また、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女が共同して、減災活動や防災活動に参画するシステムを更に進める。

1 自助活動

村は、地域の防災訓練や自主防災組織の活動などへの住民の積極的な参加を促す。また、日ごろから家庭内の連絡体制や、情報の収集方法などについて話し合い、自力で災害に対処するための心構えと知識の習得を促し、自主防災力の向上に努める。

2 共助活動

村は、自主防災組織の確立及び拡充に努めるとともに、あらかじめ昼夜間の対応の相違など、可能な限り細部にわたる対応策を検討する。また、村は、緊急時において迅速かつ的確な防災活動を実施できる体制づくりを進める。

3 公助活動

村は、コミュニティレベルでの防災体制強化に向け、災害時の防災訓練や研修機会を提供する。村は、こうした取組を通し、日常的な防災活動の展開に向けた活動の場づくり、情報の提供などに努め、コミュニティ防災力向上に向けた取組を進める。

■ 各地区ごとのポイント

各地区	自助	共助	公助
市街地部	住民が応急危険度判定士、防災士、防災リーダーの研修会に参加し、知識及び資格の取得などに努める。	自主防災組織などが中心となって、避難所、避難場所及び避難路などを確認する。	応急危険度判定士、防災士、防災リーダーの研修会及び防災訓練を企画し、女性の参加も呼びかけ、知識及び資格の取得を支援する。 土砂災害危険箇所が多いため、土砂災害時における避難対策を講ずる。
中山間地			応急危険度判定士、防災士、防災リーダーの研修会及び防災訓練を企画し、女性の参加も呼びかけ、知識及び資格の取得を支援する。 また、高齢者も多く危険箇所が分布する地区においては、避難行動要支援者に配慮し、迅速な連絡体制を整え、緊急時でも正確に機能するように防災訓練を主催する。

第5節 避難行動要支援者などの支援に資する人づくり

村は、高齢者（とりわけ独居高齢者）、障がい者など、いわゆる避難行動要支援者の増加が今後とも予測される中で、これら避難行動要支援者の支援を実践する人材の確保と育成を図り、災害に対処できる人づくりに努める。

1 自助活動

自力での避難が困難と考えられる住民は、あらかじめ避難行動要支援者の登録を行うなど、自己の身体状況及び判断能力などを考慮し、災害発生時の対策を講ずる。

2 共助活動

災害時避難支援プランを作成し、避難行動要支援者避難の支援に当たる人材の確保・育成・連携などの体制を整備し、迅速かつ適切な避難活動を図る。

特に近隣住民との連絡体制の強化に努め、避難行動要支援者が取り残されることのない環境づくりに努める。

3 公助活動

村は、災害時避難支援プランに、避難行動要支援者名簿及び要援護者マップを作成するなど、住民や各種団体の協力を得て、避難行動要支援者に対する支援を円滑に実施するための機構づくりを進める。

■ 各地区ごとのポイント

各地区	自助	共助	公助
市街地部	住民を避難行動要支援者名簿に登録する。	住民相互が近隣の避難行動要支援者などを把握し、迅速な連絡確認体制を構築する。	土砂災害危険箇所が多数分布するため、他地区への避難行動要支援者避難対策を講じる。
中山間地			地すべりや、深層崩壊など大きな土砂災害の可能性を考慮し、状況に応じた対策を講ずる。 高齢者の割合も高く、土砂災害などの危険箇所の割合も高いため、特に避難行動要支援者に配慮する。

第5章 日高村防災会議

第1節 趣旨

災害対策基本法（昭和36年7月11日法律第223号）第16条第6項並びに地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、村は日高村防災会議を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定める。

第2節 設置及び所掌事務

日高村防災会議は、日高村防災会議条例（昭和39年7月11日条例第156号）第2条に基づき、次に掲げる事務を行う。

- 1 日高村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 2 村長の諮問に応じて村の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 3 前号に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べること。
- 4 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

第3節 組織及び運営

日高村防災会議の組織及び運営に関しては、災害対策基本法第16条及び日高村防災会議条例の規定による。

（資料編 「1-1 日高村防災会議条例」参照）

第6章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

村は村に属する地域及び住民の生命、身体及び財産を地震災害を含む諸災害から保護するため、防災の第1次責任者として、指定地方行政機関、指定公共機関、他の地方公共団体及び村域内の公共的団体並びに防災上重要な管理者及び住民の協力を得て災害予防、災害応急対策、災害復旧等防災活動を実施する。

第1節 村の処理すべき事務又は業務の大綱

- 1 地域防災計画並びに防災会議に関する事務
- 2 防災に関する組織の整備
- 3 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施
- 4 自主防災組織の育成指導その他住民の防災対策の促進
- 5 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- 6 防災施設の新設、設備の整備及び点検
- 7 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- 8 避難の勧告又は指示、避難場所の開設及び災害広報
- 9 消防、水防その他の応急措置
- 10 被害者に対する救助及び救護等の措置
- 11 交通対策及び緊急輸送の確保
- 12 食糧、医薬品、その他物資の確保
- 13 災害時における清掃、防疫、その他保健衛生に関する措置
- 14 公共土木施設及び農業用施設等に関する応急措置
- 15 その他災害の発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置
- 16 災害復旧、復興の実施
- 17 農作物、家畜及び林産物に対する応急措置の指導
- 18 被災した児童、生徒の応急教育

第2節 公共団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務の大綱

1 産業経済団体

高知県農業協同組合、日高村商工会、トマト生産組合等の生産組合は、被害調査を行い対策指導並びに食糧、その他物資、必要資機材の融資及びあっせんについて協力する。

2 医療機関、厚生社会事業団体

医療機関は被災者の救援、救護対策、医薬品の確保等について、又、社会福祉協議会は特に高齢者、障がい者等への救援、救護に努め、生活福祉資金等の融資のあっせんについて協力する。

3 団体

女性の会、日高村体育会、PTA等は自主防災組織を意識し地区での防災に協力するとともに、被災者の応急諸対策の活動及び義援金品の募集等についても協力する。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務の大綱

1 県

機 関 名	事 務
高 知 県	(1) 高知県地域防災計画の作成 (2) 防災に関する組織の整備に関する事 (3) 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施に関する事 (4) 自主防災組織の育成指導その他県民の地震対策の促進に関する事 (5) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事 (6) 防災のための施設、設備の整備及び点検に関する事 (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関する事 (8) 避難の勧告又は指示及び避難所の開設の代行に関する事 (9) 水防その他応急措置に関する事 (10) 被災者に対する救助及び救護等の措置に関する事 (11) 緊急輸送の確保に関する事 (12) 食糧、医薬品、その他物資の確保に関する事 (13) 災害時の交通規制、社会秩序の維持、保健衛生及び応急教育の確保に関する事 (14) 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関する事 (15) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置に関する事 (16) 災害復旧・復興の実施に関する事

2 指定地方行政機関

機 関 名	事 務
中国四国管区警察局 四国警察支局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 管区内各県警察の災害警察活動及び相互援助の指導・調整に関する こと (2) 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること (3) 管区内各県警察及び管区内防災関係機関等からの災害情報の収集及 び連絡に関すること (4) 警察通信の確保及び統制に関すること (5) 管区内各県警察への気象警報等の伝達に関すること
四国財務局 高知財務事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公共土木施設及び農林水産業施設の災害復旧事業費検査立会に関す ること (2) 災害時における金融情勢等の調査及び必要と認められる範囲内で次 の事項の実施要請に関すること <ul style="list-style-type: none"> ①災害関係の融資 ②預貯金の払戻及び中途解約 ③手形交換、休日営業等の配慮 ④保険金の支払の迅速化及び保険料の払込猶予 ⑤その他非常金融措置 (3) 地方公共団体の災害復旧事業債及び短期資金の貸付に関すること (4) 災害応急措置等の用に供する国有財産の貸付け等の措置に関する こと
四国厚生支局	災害時の独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整
中国四国農政局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業に よる農地、農業用施設等の防護に関すること (2) 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理に関すること (3) 農作物に対する被害防止のための営農技術指導に関すること (4) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の把握、営農資材の供給及 び病虫害防除所及び家畜保健衛生所の被害状況の把握に関するこ と (5) 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業等の支援に関すること (6) 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく天災資金、日本政 策金融公庫の資金等の融資に関すること (7) 応急用食料・物資の供給に関する支援に関すること
四国森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 国有林野の治山、治水事業の実施並びに民有林直轄治山事業の実施 に関すること (2) 国有保安林の整備保全に関すること (3) 災害応急対策用木材（国有林）の需給調整に関すること
中国四国産業保安監 督部四国支部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における電気、ガス事業にかかる応急対策等に関すること (2) 危険物等の保安の確保に関すること (3) 鉱山における災害の防止に関すること (4) 鉱山における災害時の応急対策に関すること
四国運輸局 高知陸運支局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における自動車による輸送のあっせんに関すること (2) 災害時における旅客及び物資の輸送を確保するための船舶等の調 達、あっせんに関すること

機 関 名	事 務
大阪航空局高知空港事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における人員、応急物資の空輸に対する利便確保に関すること (2) 航空保安施設等の防災対策としての管理体制の強化に関すること
高知地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> (1) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の発表並びに関係機関への伝達に関すること (2) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集並びに発表に関すること (3) 災害発生が予想される場合あるいは災害発生時における気象状況推移及び予想の解説に関すること (4) 防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
四国総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 各種非常通信訓練の実施及びその指導に関すること (2) 高知地区非常通信協議会の育成指導に関すること (3) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の運用管理に関すること (4) 災害時における電気通信、放送施設の被害及び措置状況の収集に関すること (5) 災害時における通信機器の供給の確保に関すること
高知労働局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業場施設及び労働者の被災状況の把握に関すること (2) 二次災害発生のおそれのある事業場に対する災害防止の指導に関すること (3) 災害応急、復旧工事等に従事する労働者の安全衛生の確保及び健康管理への配慮に関すること (4) 被災事業場の、作業再開時の安全衛生施設等に関する危険防止上必要な指導に関すること (5) 労働条件の確保に向けた総合相談に関すること (6) 事業場の閉鎖等による賃金未払労働者に対する未払賃金立替払に関すること (7) 被災労働者からの労災保険給付に関すること (8) 労働保険料の納付に関する特例措置に関すること (9) 雇用保険の失業認定に関すること (10) 被災事業所離職者に対する求職者給付に関すること
四国地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 直轄河川、砂防、放水路トンネル、道路等の施設の保全及びその災害復旧に関すること (2) 水防警報指定河川について、水防警報の発表、伝達に関すること (3) 洪水予報指定河川について、洪水予報の発表、伝達に関すること (4) 直轄河川の水質事故対策、通報等に関すること (5) 直轄ダムの放流等通知に関すること (6) 災害関連情報の伝達及び提供に関すること (7) 災害ポテンシャル情報等に関する普及及び啓発活動に関すること (8) 公共土木施設の応急対策及び復旧、地域の復興等に関する応援及び支援に関すること

機 関 名	事 務
中国四国地方環境事務所	(1) 環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 (2) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達
四国地方測量部	(1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力 (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に国土地理院が提供及び公開する防災関連情報利活用の支援・協力 (3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システム活用の支援・協力 (4) 災害復旧・復興にあたって、位置に関わる情報基盤形成のため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等の実施及び公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施における測量法に基づく、実施計画書の技術的助言の実施

3 自衛隊

機 関 名	事 務
陸上自衛隊 第14旅団 第50普通科連隊	(1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること (2) 県、市町村が実施する防災訓練への協力に関すること (3) 災害派遣の実施（被害状況の把握、避難の援助、避難者の捜索救助、水防活動、消防活動、道路の啓開、応急医療、救護及び防疫、通信支援、人員・物資の緊急輸送、炊飯、給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去）に関すること (4) 災害救助のため、防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること

4 指定公共機関

機 関 名	事 務
日本郵便株式会社	郵政事業の運営の確保を図るとともに、次により災害特別事務扱い援護対策等を実施する。 (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること (4) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分に関すること (5) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること (6) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱いに関すること (7) 逡信病院の医療救護班の派遣に関すること (8) 簡易保険福祉事業団体に対する災害救護活動の要請に関すること (9) 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資に関すること

機 関 名	事 務
西日本電信電話 株式会社高知支店 株式会社NTTドコ モ四国	(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧に関する事 (2) 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関する事
KDDI株式会社	(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧 (2) 災害非常通話の確保
ソフトバンク株式会 社	(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧 (2) 災害非常通話の確保
日本銀行	(1) 現金の確保及び決済機能の維持に関する事 (2) 金融機関の業務運営の確保に関する事 (3) 非常金融措置の実施に関する事
日本赤十字社	(1) 災害時における医療救護に関する事 (2) 遺体の処理及び助産に関する事 (3) 血液製剤の確保及び供給の為の措置に関する事 (4) 被災地応援救護班の編成、派遣の措置に関する事 (5) 被災者に対する救援物資の配布に関する事 (6) 義援金の募集受付に関する事 (7) 防災ボランティアの登録及び育成に関する事 (8) 防災ボランティアの活動調整に関する事 (9) 各種ボランティアの調整、派遣に関する事
日本放送協会	(1) 県民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底に関する事 (2) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関する事 (3) 生活情報、安否情報の提供に関する事 (4) 社会福祉事業団等による義援金品の募集協力に関する事
西日本高速道路株式 会社	管理する道路等の保全及び災害復旧に関する事
四国旅客鉄道 株式会社	(1) 鉄道施設等の保全に関する事 (2) 救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事
四国電力株式会社	(1) 電力施設の保全、保安に関する事 (2) 電力の供給に関する事

5 指定地方公共機関

機 関 名	事 務
四国ガス株式会社 一般社団法人高知県 LPガス協会	(1) ガス施設の保全、保安に関する事 (2) ガスの供給に関する事 (3) 避難所への支援に関する事
高知さんさんテレビ 株式会社 株式会社高知放送 株式会社テレビ高知 株式会社 エフエム高知	(1) 気象予警報の放送に関する事 (2) 災害時における広報活動に関する事 (3) 県民に対する防災知識の普及に関する事 (4) 県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事 (5) 生活情報、安否情報の提供に関する事
とさでん交通株式会 社 一般社団法人 高知県バス協会	災害時における軌道又は旅客自動車による救助物資並びに避難者等の輸送の協力に関する事

機 関 名	事 務
一般社団法人高知県トラック協会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること
一般社団法人高知県医師会	(1) 災害時における医療救護活動に関すること。 (2) 大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく各郡市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力した医療救護活動に関すること
一般社団法人高知県建設業協会	災害時における公共土木施設及び公共施設等に関する応急対策業務への協力に関すること
公益財団法人高知県消防協会	(1) 防災・防火思想の普及に関すること (2) 消防団員等の教養・訓練及び育成に関すること (3) 災害時要援護者等の避難支援への協力に関すること
公益社団法人高知県看護協会	(1) 災害時における看護活動及び要配慮者等の健康対策に関すること (2) 大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく県医師会、各郡市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会及び県救急医療情報センターと協力した医療救護活動に関すること
社会福祉法人高知県社会福祉協議会	(1) 要配慮者等に関する地域の防災対策への協力に関すること (2) 災害時における福祉施設の人材確保の協力に関すること (3) 災害時におけるボランティア活動に関すること (4) 生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付に関すること
株式会社高知新聞社	(1) 県民に対する防災知識の普及に関すること (2) 災害時における広報活動に関すること (3) 災害時における生活情報、安否情報の提供に関すること
一般社団法人高知県歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療救護活動に関すること (2) 大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく県医師会、各郡市医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力した医療救護活動に関すること
公益社団法人高知県薬剤師会	(1) 災害時における薬剤師の派遣に関すること (2) 大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく県医師会、各郡市医師会、県歯科医師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力した医療救護活動に関すること

6 その他公共団体

機 関 名	事 務
高知県農業協同組合日高支所	(1) 被災組合員に対する融資又はそのあっせん (2) 農作物の災害応急対策の指導 (3) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 (4) 食糧物資、救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせん (5) 被害状況調査及び応急対策への協力
高岡郡医師会	災害時における医療救護活動の実施
高岡郡薬剤師会	災害時における薬剤提供等に関する活動の実施

機 関 名	事 務
高知中央森林組合	(1) 被災組合員に対する融資又はそのあっせん (2) 被害状況調査及び応急対策への協力 (3) 風倒木、被害木、漂流木の処理
日高村商工会	(1) 被災組合員に対する融資又はそのあっせん (2) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせん (3) 被災会員の被害状況調査についての協力
社会福祉法人 日高村社会福祉協議 会	災害時におけるボランティア活動を通じた被災者の生活復興支援

第7章 住民、事業所の責務

第1節 住民

住民は、「自らの安全は自ら守る」という意識を持ち、平常時より災害に対する備えを心がける。

災害が発生した場合は、相互に協力し助け合い、被災を最小限に止める。

被害が発生した場合は、初期消火、負傷者への援助や防災関係機関が行う防災活動への協力を努める。

第2節 事業所

事業所は、災害時に果たす役割を十分認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（※BCP）策定に努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画、各計画の点検・見直しなど防災活動の推進に努める。

- 1 従業員や利用者等の安全確保
- 2 事業の継続
- 3 地域への貢献・地域との共生
- 4 二次災害の防止

※ 事業継続計画（BCP）＝ 事業者が、大規模な自然災害など予期せぬ事態に遭遇した場合において、従業員の生命と会社の財産を確保したうえで、災害後でも中核となる事業を継続又は早期復旧することで、ユーザーからの信用と従業員の雇用を維持し、会社を存続させることを目的につくる計画。

第2編 災害予防計画

第1章 災害に強いむらづくり

第1節 災害に強い土地利用の推進

1 災害に強い市街地の形成

村は、市街地の整備に際し、災害発生時の応急活動の効果的な実施や被害の拡大防止に考慮した対策を検討する。特に、幹線道路は、延焼遮断機能、消防活動並びに救援活動の際の交通輸送機能として、防災空間の確保を考慮した整備に努める。

また、公園、緑地は、延焼遮断帯、避難場所及び応急救助活動の基地となり、物資集積などの重要施設であり、防災機能の配備された施設整備を進める。

2 土砂災害への取組

土砂災害による建物被害を未然に防ぐための対策を検討するとともに、土砂災害危険箇所マップや土砂災害警戒区域図などを利用し、対策の内容を住民に周知する。

3 ライフライン施設などの機能確保

村は、電気、ガス、水道、電話などのライフライン施設について、発災後直ちに機能回復を図るとともに、事前の予防措置を講ずる。

4 避難所、避難場所の整備

(1) 避難所整備計画の策定

村は、夜間、昼間の人口の分布及び道路や避難場所としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、避難場所及び避難路などの整備に関する計画を策定する。

(2) 避難場所設置基準

村は、延焼火災、がけ崩れ、建物倒壊などから避難者の生命を保護することを目的とし、次の設置基準に従って、避難場所の整備に努める。

ア 安全が確保されるスペース

避難場所は、集合した人の安全が確保されるスペースをもった学校、公園、緑地などとする。

イ 自治会単位での検討

避難場所は、自治会単位で検討する。

5 地域の状況に応じた避難路の設置

避難道路の選定については、地域の状況を踏まえて二次災害の危険が少ない国道、県道及び主要な村道を対象とする。

6 液状化への取組

液状化の危険度が高い地域を調査し、事前の予防措置を講じるとともに、ハザードマップ等により、住民への危険性の周知に努める。

第2節 建築物などに対する災害予防計画

災害が発生、又は発生するおそれのある場合において、村は、事前に予防措置を講じ、災害拡大の未然防止に努める。

1 計画の方針

建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）などに基づく構造・設備、防火対象物の位置・消防用設備などの規制により、防災的建築物への誘導を図る。また、これらの法律に基づいた立入検査などにより、構造・設備などの維持管理においても災害予防の徹底を図る。

さらに、居住者などの建築物利用者に、防災教育や通報・消火及び避難の訓練を実施することにより、人命の保護と建築物の安全管理に対する啓発を図る。

2 建築物の現況

村の場合、木造建築物が多く、鉄骨、鉄筋コンクリート、ブロックなどによる耐震耐火構造の建築物は少ない。

3 指示者

設備又は物件の占有者・所有者又は管理者に対し事前措置の指示は村長が行う。村長から要求があった場合は警察署長も、この事前措置の指示を行うことができる。

4 事前措置の対象

災害を拡大するおそれがあると認められ、事前措置の対象となる設備又は物件は、次のとおりである。

(1) 設備

危険物貯蔵所、高圧線、看板などの広告物など

(2) 物件

材木、石油、ガスなどの危険物、その他、設備以外の動産的なもの

5 事前措置の内容

災害の拡大を防止するために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、補強及び保安、その他必要な措置を行う。

(1) 設備

補修、補強、移転、除去、使用の停止など

(2) 物件

処理、整理、移動、撤去など

6 事前措置の指示基準

(1) 時期

村が事前措置の指示を行う時期は、予警報発表中及び具体的に災害の発生が予想される場合及び被害が拡大しつつある場合に限る。

なお、事前措置の指示を行う場合は、平素からその実態を把握し、対象の設備、物件の所有者などに対してあらかじめ予告又は警告を行うなどして注意を喚起し、発災害時に自主的な措置を行うよう事前の指導を行う。

(2) 実施方法

村は、原則として文書をもってあらかじめ指示の予告を行うが、緊急でやむを得ないときは口頭による指示も行う。

なお、事前措置の措置結果については、必要に応じ、報告書を提出するほか、必要に応じ現地調査により確認する。

7 公共用建築物の災害予防への対策

(1) 安全点検

村は、公共用建築物において業務に従業する者、一般の公共建築物利用者に対する危険防止のため、各種設備の安全点検を行う。また、村は、村の公共建築物にあっては消防法第17条の規定に基づく消防用設備などの設置を促進する。

(2) 定期点検及び臨時点検

村は、公共用建築物の定期点検及び臨時点検を実施して、破損箇所などは補修又は補強し、災害の防止に努める。

8 既存の木造建築物における対策

村は、災害を防止し、被害を最小限度に止めるために、既存の木造建築物を対象に、パンフレットなどを配布し、災害時の危険性について住民への普及周知に努める。

9 建築基準法に基づく建築物などの規制による防災の推進

村は、建築物の敷地、構造及び用途などが建築基準法に適合するよう建築確認審査業務を通じた指導強化を県に要請し、災害に強いむらづくりの実現を図る。

10 耐火化建築

(1) 公共施設における対策

ア 対象建築物

村は、災害対策活動を円滑に進めるため、防災業務の中心となる次の施設を対象に、自家発電施設などを整備し、停電時でも利用可能な施設整備に努める。

(ア) 防災情報の伝達、救出、救助、救援など、防災活動の中心となる役場庁舎など

(イ) 救護所や避難場所となる学校、公民館、体育館、社会福祉施設、集会所など

イ 老朽建築物の改築の促進

老朽度の著しい建物又は構造上危険と判定されるものは、鉄筋コンクリート造り又は鉄骨造りの耐震耐火建物への改築の促進を図る。

ウ 消防施設などの整備

村は、消防施設などの整備に努め、常時使用可能な状態とする。

(2) 一般建築物における対策

ア 建築基準法に基づく建築物などの規制による対策の推進

県は建築物の敷地、構造及び用途などが建築基準法に適合するよう、建築確認審査業務を通じた指導を行っているため、村は、適宜連携をはかり進めていく。

イ 広報の実施

村は、学校、スーパーマーケットなど多数の住民が集合する建築物に対して、落下物の防止などの指導、広報を行う。

(3) ブロック塀の倒壊防止における対策

ア 築造方法及び補強方法

村は、安全なブロック塀の築造方法及び既存ブロック塀の補強方法などについて広報を行う。

イ 安全な生け垣への転換

村は、ブロック塀などをより安全な生け垣に転換するよう住民に広報を行う。

11 不燃化の推進

村は、不燃化の促進に向け、建築物の不燃化を推進する。

市街地においては、類焼のおそれのある建築物の多く存在する場所の不燃化対策に努める。

第3節 水害予防計画

1 治山・治水

治山・治水は日高村の重要な地域課題である。荒廃林を整備して、植林を促進し、伐採の調整、砂防工事、地すべり防止対策事業等を関係機関の協力により、防災事業を完成し治山に力を尽すとともに、日高村の発展を著しく阻害してきた水害を防止するための治水に万全を期する必要がある。

国直轄の激甚災害対策特別緊急整備事業により日下川、戸梶川の合流点から放水路トンネル工事が昭和52年より施工され昭和57年2月に竣工し、昭和56年からは日下川改修工事(河道改修調整池2ヵ所設置)が始められ、神母樋門の改築も昭和61年度に完成し、水害は大きく改善された。

その後放水路トンネルスクリーン(除塵機)の改善、日下川調整池・戸梶川調整池が整備されたが、日下川・戸梶川上流地域の低地帯では未だに冠水するため、総合的な治水対策の推進を図る。

2 危険区域の設定及び監視警戒

地震、異常降雨、又は河川の水位が上昇し、生命、身体、財産に著しい被害の生ずるおそれのある地域を事前に把握しておき、危険区域の巡視警戒を行うよう、監視体制を整えておく。

(1) 重要水防区域

資料編 資料3-2「重要水防区域」参照

3 工作物の防災管理

排水樋門、農業用施設等の工作物の管理者は平常から点検、整備を充分にし、被害を拡大するような破損箇所については、修理補強を行い、さらに危険発生の場合の水防体制及び通信連絡の方法について、あらかじめ検討しておく。

4 道路及び橋梁の防災管理

道路、橋梁の水害予防については、側溝、暗きよの整備、橋脚の補強等平常から維持補修に努め、災害の拡大防止、災害時の交通確保に留意する。

5 水防活動

水防活動については、第5編「水防計画」に準拠する。

《流域総合治水計画の方針》

日下川においては、未改修である日下川および戸梶川の河川整備を推進するとともに、浸水の危険性が高い地区については、その地区毎の浸水被害発生要因や氾濫特性を十分に把握した上で、個々に適切な対応を実施していくことが浸水被害の軽減に向けて効果的である。このため、近年の最大浸水被害を記録した平成16年10月の台風23号と同規模の洪水に対して、仁淀川水系河川整備計画（平成25年12月策定）に基づき推進する河川整備に加え、流域における総合的な治水対策を推進することで、家屋の床上浸水被害の解消を図っていくものとする。

第4節 土砂災害予防計画

日高村の地勢、地質、地盤及び集落の実態等を十分調査し、がけ崩れ等の危険が予想される箇所を把握するとともに避難体制づくり、土地所有者等に対する保安措置の指導、危険地域の崩壊防止工事等、関係機関と緊密な連絡を保ち、鋭意適切な予防措置に努める。

1 危険箇所の調査・把握・周知

村は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第517号。以下「土砂災害防止法」）に基づき、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等の土砂災害危険箇所について、県と協力して現状を調査し、危険箇所並びに土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を促進し、該当区域標識を設置し、住民等へ周知に努める。

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所

資料編 資料 2-1 「急傾斜地崩壊危険箇所」参照

(2) 土石流危険溪流

資料編 資料 2-2 「土石流危険溪流」参照

(3) 地すべり危険箇所

資料編 資料 2-3 「地すべり危険箇所」参照

(4) 土砂災害警戒区域

資料編 資料 2-4

2 土砂災害予防対策

(1) 土石流対策

ア 土石流危険溪流の定義

土石流危険溪流は、以下の3通りに分けられる。

(ア) 土石流危険溪流Ⅰ

土石流危険溪流Ⅰとは、土石流危険区域内に人家が5戸以上など（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設などの避難行動要支援者関連施設などのある場合を含む）がある場合の当該区域に流入する溪流をいう。

(イ) 土石流危険溪流Ⅱ

土石流危険溪流Ⅱとは、土石流危険区域内に人家が1～4戸ある場合の当該区域に流入する溪流をいう。

(ウ) 土石流危険溪流に準ずる溪流Ⅲ

土石流危険溪流に準ずる溪流Ⅲとは、土石流危険区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であることなど一定の要件を満たし、住宅などが新規に立地する可能性があると考えられる当該区域に流入する溪流をいう。

イ 土石流対策

土石流の発生が予想される土石流危険溪流に対して、砂防ダム工事、流路工事等の防止施設の整備を図る。

(2) 地すべり対策

ア 地すべり危険箇所の定義

地すべり危険箇所とは、土地の一部が地下水などに起因してすべる現象、又はこれに伴って移動する現象により、被害が生じるおそれのある箇所をいう。

イ 地すべり防止区域の定義

地すべり防止区域とは、地すべりにより、居住者などに危害が生じる可能性のある地域として、村長の意見を基に県知事が法律に基づいて指定する区域をいう。法律により指定された点が地すべり危険箇所とは異なる。

ウ 地すべり対策

土地の高度利用と開発に伴って局地での地すべり災害が多発する傾向にあり、ひとたび地すべりが発生すると、多くの人家、農耕地、公共施設などの被害があり、二次的災

害である河川の埋没による冠水被害にもつながるので災害防止に必要な地すべり防止の諸施策を実施する。

(3) 急傾斜地崩壊対策

ア 急傾斜地崩壊危険箇所の定義

急傾斜地崩壊危険箇所は、以下の3か所に分けられる。

(ア) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰとは、傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地において人家が5戸以上など（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設などの避難行動要支援者関連施設などのある場合を含む）のある箇所をいう。

(イ) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱとは、傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地において人家が1～4戸ある箇所をいう。

(ウ) 急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ

急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲとは、傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地において人家がない場合でも、都市計画区域内であることなど一定の要件を満たし、住宅などが新規に立地する可能性があると考えられる箇所をいう。

イ 急傾斜地崩壊危険区域の定義

急傾斜地崩壊危険区域とは、急傾斜地の崩壊により、相当数の居住者などに危害が生じる可能性のある地域として、村長の意見を基に県知事が法律に基づいて指定する区域をいう。急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条に規定により、指定される区域である。

ウ 規制事項

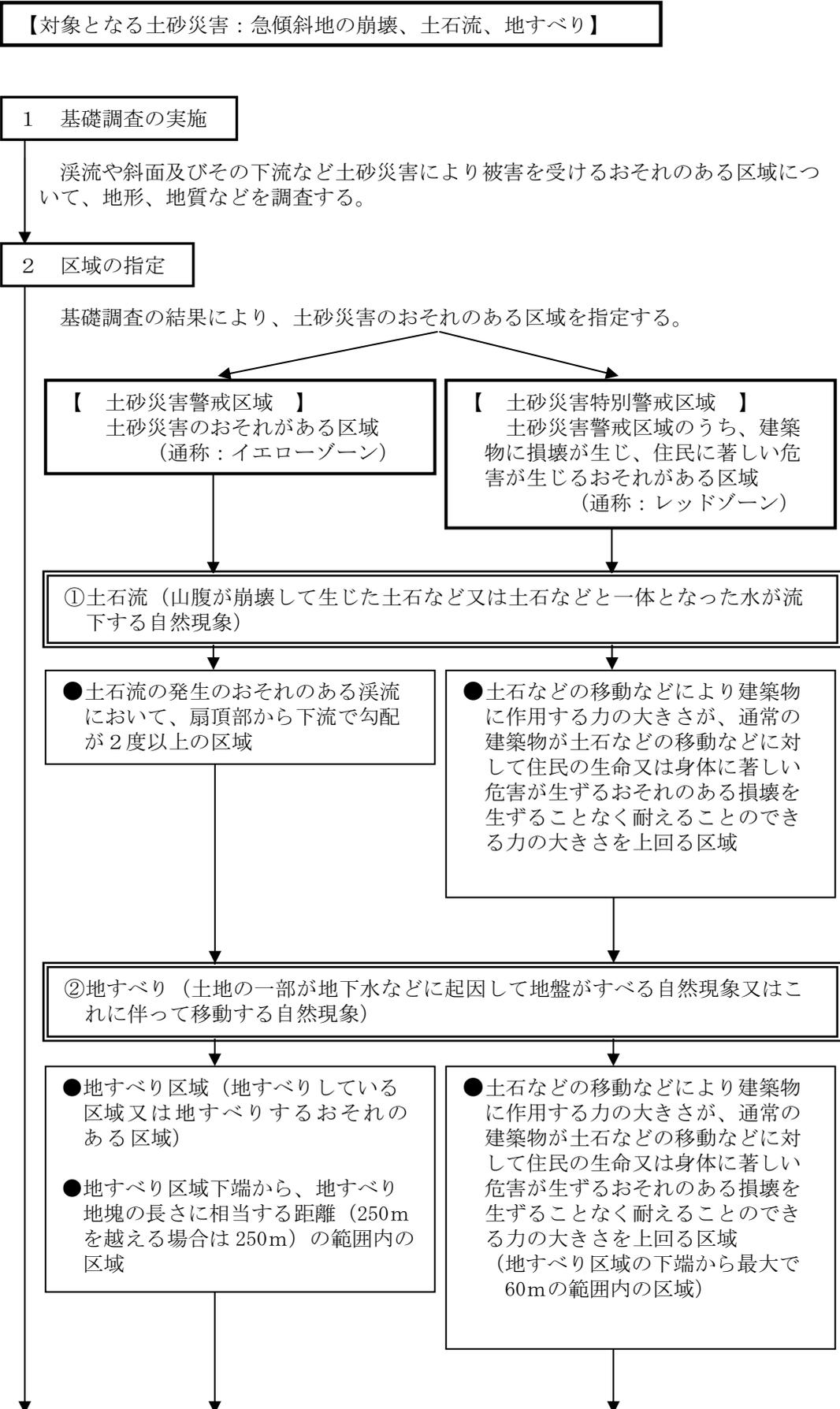
周辺住民等への周知急傾斜地崩壊危険区域内においては、崩壊を予防する観点から、次の行為について県知事の許可を必要とする。

- (ア) 水を放流し、又は停滞させる行為、その他水のしん透を助長する行為
- (イ) ため池、用水路などの急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置や改造
- (ウ) のり切、切土、掘さく又は盛土
- (エ) 立木竹の伐採
- (オ) 木竹の滑下又は地引による搬出
- (カ) 土石の採取又は集積
- (キ) その他急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの

エ 対策

急傾斜地の崩壊により人命被害が発生するおそれのある区域を危険区域に指定し、区域内の行為を制限し、防災体制の確立を図るとともに危険度の高い箇所から積極的に防止工事を実施する。

■ 土砂災害防止法の概要



③急傾斜地の崩壊（傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象）

- 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

- 土石などの移動などにより建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石などの移動などに対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域

3 ソフト対策の充実

すべての危険箇所を対策工事だけで安全にするには、膨大な時間と予算が必要となるため、対策工事に加え、ソフト対策を充実させる。

【 土砂災害警戒区域 】
危険の周知、警戒避難体制の整備を行う。

- 日高村地域防災計画への記載
警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定める。
- 警戒避難体制の整備
村は、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他を住民に周知する。

- 宅地建物取引における措置
特定の開発行為においては、都道府県知事の許可を受けた後でなければ、当該宅地の広告、売買契約の締結は行えない。
また、宅地建物取引業者は、当該宅地又は建物の売買などに当たり特定の開発行為の許可について重要事項説明を行うことが義務付けられている。

【 土砂災害特別警戒区域 】
特定の開発行為に対する許可制の実施、建築物の構造規制などを行う。

- 特定の開発行為に対する許可制の実施
住宅宅地分譲、社会福祉施設、学校、医療施設などのための開発行為については、県知事の許可が必要となる。
- 建築物の構造規制
居室を有する建築物については建築確認が必要となる。
- 建築物の移転などの勧告及び支援措置
県知事は、急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、特別警戒区域に存する居室を有する建築物に損壊が生じ、住民などの生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれが大きいと認めるときは、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、当該建築物の移転など、その他土砂災害を防止、又は軽減するために必要な措置の実行を勧告することができる。
移転を勧告された場合は、所有者などに対する支援措置がある。
①住宅金融支援機構の融資
②がけ地近接等危険住宅移転事業による補助

第5節 山地災害・農地災害などを予防する施設整備

村は、風水害等の山地災害や農地、農作物被害の防止を図るため、以下の事項を定める。

1 農業対策

(1) 農業施設

ア 満水防除対策

湛水による被害を未然に防止するため、排水機構の改善及び排水路の改修等を行う。

イ 農道

道路の崩壊等危険箇所を把握するとともに側溝及び法面の整備を図る。

ウ 農地保全

急傾斜又は特殊土壌地帯の農地、主として樹園地や畑作地帯の基盤を整備し、降雨による土壌の流失や崩壊を防止する。

エ 農用施設ハウス、農舎、共同利用施設等

最小限に被害を防止するため補強の措置をとる。

施設管理者に対して、農業用施設の適切な管理、点検を実施するよう指導するとともに、老朽化して危険と考えられる施設の整備改修を図る。

(2) 農作物に対する措置

気象情報に留意して常に予防の措置を講ずる。農作物の風水害等の予防については、時期別、作物別の技術的な面についての予防措置並びに対策を指導する。

(3) 家畜などに対する措置

畜産施設など、特に家畜舎の骨組みを強化するとともに、病気の防疫(予防接種など)を徹底しておく。なお、災害発生時には飼料確保が困難なので事前に十分確保しておく。

2 林業対策

治山施設及び林道等をあらかじめ調査、補強を行う等、施設管理者は管理、点検の一層の強化を図りながら、危険度の高いものから必要に応じて、耐震機能に留意し整備を図る。

3 山地災害

村は、山地災害の発生の危険性の高い箇所などを中心に、森林の土砂流出防止機能強化対策や水源涵養機能の拡充による土壌保水力の増加対策を図る。また、地球温暖化防止に資する観点から、山地災害に関する情報共有体制の促進などと併せ、治山施設の整備を進める。これらの山地、森林整備は、以下の事項について県と協議する。

(1) 荒廃危険地に対し復旧と災害の予防対策の推進

(2) 地すべり防止事業の推進

(3) 水源涵養機能などの向上

(4) 山地治山事業などの推進

(5) 公共事業、県の補助対策事業への積極的な取組

第6節 火災予防計画

火災予防については、消防法を基法規とし、関係法令、条例を通じ規制指導を行うとともに防火思想の普及徹底と消防体制の充実強化を図ることにより相当な効果を期待し得るものであり、さらに消防力の充実、消火栓、貯水槽等の設置を促進するとともに防火対象物の定期査察の徹底あるいは火災予防運動の実施により防火思想の向上啓発指導を行う。

1 消防施設の整備、点検

消防ポンプ自動車等の増強、消火栓の増設、貯水槽等の消防水利の整備、改善を図るとともに、消防屯所にあつては必要な補強措置を講ずる。

また、消防資機材の機能を最高に保持し、能率的効果的な運用が可能となるよう点検と整備を行う。

2 火災予防運動

(1) 一般家庭に対する指導

一般家庭に対し、各戸巡回又は各種会合で火災実験、消火器の取扱い方法等についての指導を行い、地震時等における火災の防止と消火の徹底を図る。

なお、寝たきり高齢者、独居高齢者等のいる家庭については家庭訪問を行い、出火防止及び避難管理について指導を行う。

(2) 職場に対する指導

予防査察、火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、下記事項に留意し、関係者に対し防火思想の普及、高揚に努める。

ア 地震発生時における応急措置

イ 消防用設備等の維持点検及び取扱い方法の徹底

ウ 避難、誘導體制の確立

エ 終業時における火気点検の徹底

オ 自衛消防隊の育成指導

(3) 地域ぐるみの防火防災訓練、民間防火組織の育成

ア 防火防災訓練の実施

防災機関の訓練と相まって、住民参加による地域ぐるみの防火防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

イ 民間防火組織の育成

以下に掲げるような民間防火組織の育成に努めるとともに、適切な指導助言を行う。

(ア) 地域自主防災組織の育成

(イ) 女性防災クラブの育成

(ウ) 幼年少年防災クラブの育成

3 防火管理者制度の確立

一定規模以上の対象物には、消防法施行令に定める資格を有する防火管理者を選任し、訓練、講習会等を実施し、自主防災体制の確立を進める。

4 火災予防査察

火災警報が発令された場合は、もちろん通常においても火災発生及び被害の拡大を防止するため次により火災予防査察を実施する。

(1) 定期査察

仁淀消防組合により、毎年1～2回定期査察を実施する。

(2) 臨時査察

祭礼等で特に査察を必要と認めるとき、又は管内に特殊防火対象物の新築又は改築をしたとき並びに仮設興行場等が設置されたとき及び特に要請があったときは臨時査察を実施する。

(3) 特別査察

次の施設について防火管理者等の協力を得て予防対策、消火設備、避難訓練等重点的に査察する。

ア 工場

イ 学校

ウ 危険物施設

エ 文化財等の関係施設

第7節 風水害を予防する施設整備

1 計画の方針

村は、災害応急活動に必要な通信、水防、消防、救助、避難、気象観測その他に係わる施設、設備などについて、各々整備計画を立案し、整備を推進する。

2 河川管理施設

過去の大水害履歴とその対応策などに基づいて、主要河川、災害の著しい河川及び流域の開発が著しい河川の整備に関して、村は、国及び県と協議を進め、その対策を検討する。

(1) 仁淀川の直轄改修事業

(2) 日下川・戸梶川の改修事業

(3) 市街地域の小河川を主とした普通河川の整備

(4) 既存の河川管理施設の機能増進

3 通信施設、設備など

村は、住民、村、県、関係機関の相互における情報連絡網の整備を図るとともに、通信施設などの整備改善に努める。

また、村は、これらの施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機などの設置に努め、通信連絡機能の維持を図る。

通信施設は、防災業務遂行時に、有効に利用できるよう定期的に点検し、災害が発生した場合に備える。

4 水防施設、設備など

水防資機材、援助物資などの備蓄倉庫については、現場到着時間や危険箇所との距離などを考えて配置する。また、村は、それら自体が被災することのないよう耐震構造についても十分考慮する。

また、村内に備えられる水防資機材については、特に出水期前に点検し、出水に備える。

5 消防施設、設備など

村は、村の構造変化に対処できる消防力などを増強するため年次計画により整備を行う。消防ポンプ自動車などの消火機械、消火栓、防火水槽などの消防水利・火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善並びに性能調査などは、通常点検及び特別点検を行い、災害発生への即応体制の確立を期する。

6 避難施設、設備など

村は、災害が発生、又は発生するおそれがある場合において、避難所を事前に指定し、避難場所及び避難路を住民に周知するための案内標識を整備する。

また、村が、避難所として指定した施設は、その施設の管理者と使用方法などについて事前に協議し、県、警察署などの関係機関に報告する。

なお、避難施設選定の際には、集中豪雨及び河川の氾濫による洪水や落雷に配慮する。

7 その他の施設、設備など

村は、倉庫内の資機材、備蓄品の整備点検を行うほか、災害のため被災した道路、河川などの損壊の復旧に必要なブルドーザー、ダンプカー、トラックなどの所有者を把握、選定し、あらかじめ協定を締結する。

また、特に防災活動上必要な公共施設及び避難所に指定されている施設の防災点検を定期的実施する。

第8節 風水害予防活動

1 計画の方針

村は、村域内の河川などの現況危険箇所などを把握し、国・県に整備の促進を要請する。また、河川改修、排水事業の強力な推進に努め、適正な維持管理を行い、水害の未然防止を図る。

2 水害の要因

一部森林の荒廃、局地的な集中豪雨などの気象現象により、河川の氾濫や土砂災害などの被害が全国各地で発生していることから、村においては、水害の誘発要因となる危険箇所の把握に努め、その対策を講ずる。

3 河川の整備

日高村は、過去に多くの洪水災害の歴史があり、こうした教訓をもとに以下の対策を講ずる。

4 水害の予防措置

(1) 河川堤防などの巡視

河川（水路含む）管理者は、水防計画に基づき、河川堤防などの巡視に努める。

ア 危険箇所の早期発見

イ 河川の不法使用などの取締り

ウ 応急対策の実施

危険と認められた箇所は早急に応急対策を実施し、必要な修復をする。

(2) 河川管理施設の維持管理の徹底

村は、村内に所在する国・県より委託を受けた河川管理施設について、当該施設の機能保全に資する点検及び、維持管理に努める。

ア 河川管理施設の機能保全箇所の早期発見

水位、流量の他観測計測器類を始めとする施設機械器具の点検及び、点検整備記録簿の記帳を励行し、機能不全が認められる箇所は早急な対策をもって、必要な修復措置を講じる。

イ 河川管理施設の操作技術の向上

村は、施設の取扱いについて、国・県の定めにより操作・点検・維持管理を行うとともに、施設操作員の操作技術の向上に努める。

(3) 堰、水門などの施設に危険箇所を認めた場合の措置

ア 必要事項の通報

河川管理者は、必要な事項を村及び警察に通報する。

イ 河川管理者からの通報

村は、河川管理者からの通報を住民に通知する。

ウ 危険箇所発見時の通報

住民は、危険箇所を発見したときは村に通報する。

エ 河川管理者への通報

通報を受けた村は、管轄する河川管理者に通報する。

(4) 河川に影響を及ぼす行為の規制

河川及び水防管理者は、河川の流水・流量など河川に影響を及ぼす次の行為を規制し、河川の維持管理を徹底する。

ア 流水及び河川区域内の土地の占有

イ 河川区域内の土石の採取又は掘削、工作物の構築など

ウ 河川における竹木などの流送

(5) 農業用施設の維持管理

施設の管理者は、農業用施設を維持管理する。

5 土砂災害の予防措置

砂防施設の管理者は、施設の防災機能を高め、土砂災害危険箇所の防災施設の整備促進を図る。また、豪雨などに伴う二次災害防止体制を整備する。

また、土砂災害危険箇所などの巡視を行い、がけ崩れなどの危険の早期発見に努める。

6 危険区域（箇所）の警戒巡視

村は、日常から気象情報を的確に把握し、異常降雨などによる水害の早期発見に努める。また、災害を未然に防止し、被害を最小限に食い止め、迅速な応急対策が講じられるように、村内の危険区域の警戒巡視を行う。

第9節 ライフライン施設などの予防計画

各施設管理者は、電力施設、LPガス施設、水道施設、通信施設などのライフラインとなる施設災害に対する予防対策の推進に努め、適正な維持管理を図る。

1 電力施設

各電力施設は、次に従って施設の設計・建築・設置を実施し、災害対策を講ずる。

(1) 各種設備

送電設備などは、平時から災害を考慮した対策を講ずる。

また、各電力施設管理者は、設備の維持管理に努め、点検などによる危険箇所の早期発見と改善を行う。

(2) 被災状況の把握

施設管理者は、被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。

(3) 災害復旧用資機材の確保

施設管理者は、災害復旧用資機材(移動用変圧器、発電機車など)を確保するとともに、緊急時の輸送体制を整備する。

(4) 優先復旧についての計画の策定

施設管理者は、避難所、公共機関、医療機関などへの優先復旧について計画を策定する。

(5) 管理図書の分散

施設管理者は、施設、設備などの管理図書の分散、整備を図る。

(6) 電力の安定供給

被災時の電力の供給については、各地域の系統制御所が中心となって、できるだけ停電の防止に努める。また、停電した場合においても、その範囲をさらに局限化し、かつ短時間ですむよう操作を行う。

(7) 要員、資機材の確保

施設管理者は、復旧作業などに必要な要員を確保するため、あらかじめ非常時の連絡体制を確立しておくとともに、資機材の確保、整備に努める。

2 LPガス施設

LPガス施設については、被害の軽減のための諸施策を実施するとともに、ガス漏れ探知装置の設置や転倒防止措置などにより災害の防止に努める。

(1) 流出及び転倒防止措置

施設管理者は、LPガス容器について、流出及び転倒防止措置を実施する。

(2) 被災状況の把握

施設管理者は、被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める

3 水道施設

村は、水道施設について、災害の発生に備え、施設の常時監視・点検を強化して保全に努め、災害発生に伴う被害を最小限にとどめる。

(1) バックアップ体制の構築

村は、管路の多重化などによりバックアップ体制を構築する。

(2) 被災状況の把握

村は、被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。

(3) 管理図書の分散

村は、施設、設備などの管理図書の分散、整備を図る。

(4) 応急復旧用資機材の備蓄

村は、応急復旧が、支障なく実施できるように、主要施設の資機材の備蓄に努める。

4 通信施設

西日本電信電話株式会社は、通信施設について建物、設備などに耐火措置を講じるとともに、災害対策用機器についても配備を充実するなど、災害予防対策を推進する。

(1) 通信施設の建設

施設の建設に際しては、災害を考慮した対策を講ずるものとし、主要な伝送路については多ルート化を図る。

(2) 建物の整備

施設管理者は、耐火構造を採用した設計を行い、火災、浸水などの二次災害の防止のため、防火扉、防水板などを設置する。

(3) 所内設備の整備

施設管理者は、非常用予備電源として、蓄電池及び発動発電機を設置する。

(4) 災害対策用機器の整備

ア 通信の確保

施設管理者は、通信の全面途絶地域、避難場所などとの通信を確保するために、衛星通信無線機、災害対策用無線機、移動無線機などを配備する。

イ 代替交換装置の配備

施設管理者は、所内通信設備が被災した場合、重要な通信を確保するため代替交換装置として、非常用移動電話局装置などを主要地域に配備する。

ウ 通信電源の確保

施設管理者は、長時間の停電に対して、通信電源を確保するために、主要局に移動電源車や携帯発動発電機を配備する。

エ 災害対策用機器などの配備

施設管理者は、所外通信設備が被災した場合、応急措置として、各種応急ケーブル・災害対策用機器などを配備する。

(5) ネットワークの信頼性

施設管理者は、共通線、クロック回線などネットワークの神経線回線や基幹伝送路の2ルート化を推進する。

(6) 通信ケーブルの地中化の推進

施設管理者は、県などとの連携を図りながら、電話回線などの地中化計画に積極的に参画する。

(7) 被災状況の把握

施設管理者は、被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。

(8) 応急復旧資機材の備蓄

施設管理者は、災害時に必要な応急復旧資機材を備蓄、整備し、輸送体制を確保する。

(9) 管理図書の分散

施設管理者は、施設、設備などの管理図書の分散、整備を図る。

(10) その他

施設管理者は、県内の施設の監視・制御は一元的に行い、通信網における異常発生時の影響度の把握とその際それに必要な措置を迅速に行う。

第 10 節 危険物などの災害予防計画

1 把握

危険物、その他火薬類、LPガス等の爆発引火するおそれのある物品を貯蔵する建物又は設置場所等の実態把握あるいは法令規制違反事項の是正に努める。

2 教育・育成

危険物取扱責任者等に対する法令講習の実施及び消防訓練の指導等防火教育の徹底を図るとともに自衛消防組織の育成を推進する。

3 設備の耐震化

危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備は、地震による漏洩や火災が発生しないよう、破損防止、転倒防止対策等を講じるよう指導する。

また、ポンプ等も地震時には自動的に停止するような対策をとるよう指導する。

4 建物等の耐震化

防火塀や建築物等を建築基準法の定めによる耐震構造とすることはもとより、鉄筋の入っていない防火塀や柱が少ない上屋等、又老朽化した建築物等は、改修等の機会を捕らえて、できるだけ早期に改修していくよう指導する。

5 管理者の責務

危険物は、その取扱を誤れば、火災、爆発等の災害を引き起こす潜在的な危険性を有していることから、所有者等は、消防法及び危険物規制に関する政令に示されている各種基準を尊重しなければならない。

また、施設園芸等の石油貯蔵タンク等の取り扱いについては、災害時の応急対応、耐震化対策などを講じ、二次災害の防止に努める。

第2章 地域防災力の育成

第1節 防災知識普及計画

1 防災知識の普及

「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より、自ら災害に対する備えを心がけるとともに、発生時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、地震発生時に住民がとるべき行動及び自発的な防災活動への参加等住民が努めなければならない防災知識の普及・啓発に努める。

2 防災教育

職員に対する防災教育として防災気象講習会、研修会、講演会等を開催し、災害時における確かな判断力の養成あるいは防災上必要な知識及び技能の向上を図るとともに災害時における活動の手引書、パンフレット等を作成し、配布する。

また、学校教育並びに地域教育においてもその学習内容に防災教育を組み入れ、防災に関する知識の普及と指導を行う。

(1) 職員に対する防災教育

ア 防災気象講習会

職員を対象とし、防災に関する気象講習会を高知地方気象台の協力により開催する。

イ 研修会

災害対策関係法令及びその他の防災関係法令の説明研修会等を行い、主旨の徹底と円滑な運営を図るとともに土木、水防、建築その他防災技術の習得に努める。

ウ 検討会

防災訓練とあわせて検討会を開催し、災害時における業務分担等についての自覚と認識を深める。

エ 見学、現地調査

防災関係施設等の見学並びに危険地域等の現地調査を行い、現況の把握と対策の検討を行う。

オ 印刷物

災害の原因、予防、応急対策、その他必要事項等をまとめた防災活動の手引書、パンフレット等を作成し配布する。

(2) 学校教育における防災教育

ア 教科指導

災害の種類、原因、実態、対策など、防災関係の事項を取り上げる。

イ 防災訓練

学校行事等の一環として防災訓練を実施し、学校、家庭、地域等における防災の実践活動、避難行動について習得させる。

ウ 課外活動における教育

防災関係機関、防災施設並びに防災関係の催し等の見学を行う。

(3) 地域教育における防災教育

ア 講座

防災に関係の深い気象学等の基礎的知識、防災に対する一般的、個人的、集団的な心得についての講座をカリキュラムに組み込む。

イ 実習

救助の方法特に心肺蘇生法に対する知識と技術について体得させる。

ウ 話し合い学習

カリキュラムに「防災についての話し合い学習」を組み入れ、講座、映画、テレビ、ラジオ、体験談等を素材とした話し合い学習を行う。

エ 見学

防災関係機関、施設並びに防災展等の見学を行う。

3 一般住民に対する広報

(1) 広報ひだか

村内全世帯を対象として毎月、定期発行している「広報ひだか」等を通じ住民に災害対策の周知徹底を図る。

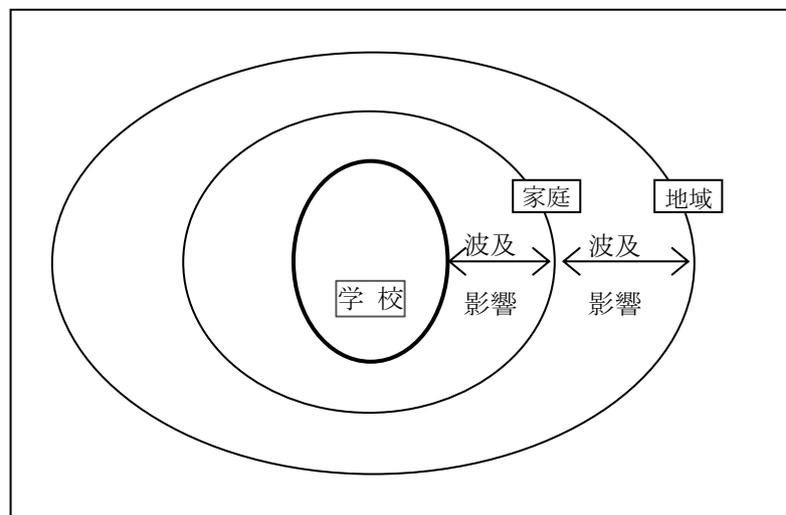
(2) パンフレット等の作成

防災に関するパンフレットを作成し、これを災害対策関係者はじめ住民に配布する。

(3) 報道機関の協力

防災知識の普及・啓発を図るために、報道機関に対しては、積極的に協力を依頼するとともに、村の災害対策についての計画等絶えず必要な情報記事の提供を行う。

■ 防災教育の進め方



4 住民の自主防災活動の促進

(1) 非常備蓄などの推進

村は、被災時への対応として、3日分の飲料水、食料の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池など）の準備、家具の転倒防止など、住民が事前対策を講ずるための知識普及に努め、被災時の家族内の連絡体制確保を促すよう努める。

(2) 平常時及び災害時の活動の周知

村は、住民に対し、次のような自主防災思想の普及、徹底を図る。

- 平常時の活動
- 1 家族防災会議の開催
- 2 食料、身の回り品などの3日分相当の家庭内備蓄
- 3 住居内の安全点検の実施
- 4 住居周辺の災害特性の把握
- 5 家具転倒防止、消火器の設置など災害に備えた安全措置
- 6 避難場所、避難経路、家族の集合場所、連絡方法などの認識の共有化
- 7 地域の一員としての必要な行動の事前確認
- 災害時の活動
- 1 身の回りの安全の確保
- 2 火元の始末（出火防止）
- 3 消火、救出作業
- 4 正確な情報の収集
- 5 避難活動
- 避難後の活動
- 1 避難生活への対応
- 2 自立へ向けた行動

5 防災に関する広報の実施

(1) 広報

防災関係機関は、防災に関する取組を公開するなど住民の意識効用を図る。

(2) 広報の充実

村は、ホームページ、防災マップなどにより防災知識の啓発と普及を図る。

(3) 看板設置

村は、看板設置などで、災害時の行動を周知する。

6 危険物を有する施設などにおける防災研修

村は、危険物を有する施設の安全管理や緊急時の対応に関する防災研修を推進する。

7 防災上重要な施設の管理者などの教育

村及び仁淀消防組合及び日高村消防団は、危険物を有する施設、医療機関などの防災上重要な施設の管理者に対して、地震に関する知識の普及及び防災教育の実施に努める。

8 自主防災組織と消防団・防犯活動団体・その他民生委員等の避難支援等関係者との連携

(1) 自主防災組織と消防団との連携を促進することにより、地域コミュニティの防災体制の充実・強化を図る。

(2) 防災訓練や研修などを通じ、自主防災組織と防犯活動団体や福祉関係者との連携を促進

することにより、地域コミュニティの防災体制の充実・強化を図る。

第2節 訓練に関する計画

村は、防災活動要領の習熟度、防災関係機関との連携、防災意識、技術の習得及び実効性を検証するため、防災訓練を実施する。その際は、地域の災害特性を考慮し、実状に即した実践的な防災訓練を実施する。

また、訓練後には防災計画の点検や評価を行い、必要に応じて計画の見直しなどを行うなど、効果的な訓練を実施することにより、災害応急対策の的確で迅速な遂行を期する。

1 基礎的訓練

技能の修得を主体とした水防工法、通信連絡、操船操舵、非常炊き出し、避難等の基礎的な実施訓練及び図上訓練の実施を重ね、責任の自覚と技術の向上を図る。

(1) 水防工法訓練

ア 訓練内容

- (ア) 土のう造り
- (イ) 杭打積土俵工
- (ウ) 月の輪工
- (エ) その他水防工法全般

イ 訓練参加者

仁淀消防組合署員、消防団員、村職員

ウ 訓練場所

総務課及び仁淀消防組合において選定する。

(2) 災害救助実務研修会

災害発生時における災害救助業務を円滑かつ的確に推進し、有事の際の災害救助体制に万全を期するため、村職員に対し、災害救助実務研修を行う。

(3) 炊き出し訓練

防災意識の高揚と災害発生時における炊き出し計画を円滑かつ迅速に推進するとともに応急救護活動に万全を期するため、村職員、地区関係者に対し、炊き出し訓練を適宜実施する。

(4) 避難訓練

- ア 危険予想地域及び避難場所並びに避難の方法等の住民への周知徹底
- イ 避難の勧告、指示の伝達及び避難誘導
- ウ 救難、救護等の措置

(5) その他の訓練

通信連絡、操船操舵を適宜行う。

2 総合訓練

(1) 総合防災訓練

大雨、台風期に備え、関係機関、公共的団体、民間協力団体及び住民の協力のもとに、村防災組織を動員して図上又は、現地における総合的な訓練を実施する。

ア 訓練内容

通信連絡、水防工法、避難誘導、災害警備、救護救出、物資等の輸送、給水、非常炊き出し

イ 訓練参加者

日高村、日高村消防団、警察署、仁淀消防組合日高分署、地元関係団体、住民

ウ 訓練場所

河川、水害危険区域等において実施する。

地震訓練は、村内各地区において年度別実施する。

(2) 国、県その他関係機関の実施する訓練

国、県その他関係機関が実施する訓練には積極的に参加し、相互の連絡を密にするとともに大災害発生の際の混乱と被害を最小限に防除し得るように努める。

(3) 実戦的訓練と評価

村及び防災関係機関等が防災訓練を実施するに当たっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間の工夫や住民総出の実践的な訓練の実施に努める。

また、訓練終了後は自ら評価を行い、課題を明確にし、必要に応じて体制等の改善に努める。

第3節 自主防災組織計画

自主防災組織は、防災に関する住民の責務を全うするため、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守るという連帯感に基づき、自主的に結成する組織である。

近時、災害発生の場合、諸種の状況をみるに、災害が発生し、公的機関が活動する前に、被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動、すなわち住民自ら出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが有効かつ必要となっている。

これらの防災活動を行うに当たり、各自がバラバラに行動するのではその効果があまり期待できないので住民が地域ごとに結し、組織的に行動することによって、その効果が最大限に発揮できる。

そこで、コミュニティ活動の一環として地域住民の自主防災組織ができるよう醸成し、住民の自主防災組織の育成強化を図る。

1 自主防災活動のリーダーの育成

地域での自主的な防災活動のリーダーとなる住民を対象に、研修を実施する。

2 自主防災組織の育成

(1) 地域の危険性に関する情報（被害想定、危険箇所など）の提供

- (2) 自主防災組織の必要性についての広報
 - (3) 防災訓練、研修会などの実施への支援
 - (4) 啓発資料の作成
 - (5) 地域防災施設の整備支援
- 3 自主防災組織の役割
- (1) 地域で起きる災害について正しい知識を広める取組
 - (2) 災害発生時の安全な避難の実現
 - (3) 避難行動要支援者への支援
- 4 自主防災組織の活動内容
- (1) 平常時
 - ア 防災知識の普及
 - イ 危険箇所の把握と周知
 - ウ 防災施設（消防水利、避難所など）の把握と周知
 - エ 防災訓練の実施
 - オ 避難行動要支援者の把握
 - カ 家庭における防災点検の実施
 - キ 情報収集・伝達体制の確認
 - ク 物資（防災資機材、非常食、医薬品など）の備蓄・点検
 - （2）発災時
 - ア 集団避難、避難行動要支援者の避難誘導
 - イ 住民の安否確認
 - ウ 救出・救護の実施及び協力
 - エ 初期消火活動
 - オ 情報の収集・伝達
 - カ 給食・給水の実施及び協力
 - キ 避難所の運営に対する協力

第4節 事業所などにおける自主防災体制の整備

事業所は、自衛の消防組織などを編成するとともに、村や関係地域の自主防災組織と連携を図り、事業所及び地域の安全の確保に努める。また、災害時の安全を確保するなどの社会的責任を果たすため、防災施設の整備、自衛防災組織の育成強化に努める。

事業所は、企業防災マニュアルを作成し、防災訓練などを実施することにより、地域の一員として自主防災活動に参画し、地域防災力の充実強化に努める。

また、村内各事業所は、事業継続計画（BCP）を作成し、あらかじめ非常時の対策を講ずるよう努める。

1 災害時に事業所が果たす役割

- (1) 従業員や利用者などの安全確保
- (2) 地域の防災活動、防災関係機関の応急対策活動への協力
- (3) 事業の継続
- (4) 二次災害の防止
- (5) 救援物資の供給への協力

2 事業所の自衛防災組織の防災活動

- (1) 平常時の自衛防災組織の活動
 - ア 防災訓練の実施
 - イ 施設及び設備などの整備
 - ウ 従業員などへの防災に関する教育の実施
 - エ 防災マニュアル（災害時行動マニュアル）の作成
 - オ 地域の防災訓練への参加、地域の自主防災組織との協力
- (2) 災害時の自衛防災組織の活動
 - ア 情報の収集伝達
 - イ 避難誘導
 - ウ 救出救護
 - エ 地域の防災活動及び防災関係機関の行う応急活動への協力

第5節 災害時要配慮者の支援対策

災害発生時には、高齢者や障がい者など、危険の察知や迅速な行動が困難な者への特別な配慮が必要であり、村長は、「避難行動要支援者名簿」を作成して、災害に備えた要配慮者に関する情報共有、災害時の避難情報の伝達、避難誘導・援助、救助体制等の避難支援体制の整備を進めるとともに、必要な者には「日高村避難行動要支援者個別避難支援計画（全体計画）」を作成してきめ細かく対応する。

1 定義

(1) 災害時要配慮者

災害時要配慮者とは、高齢者、障がい者、乳幼児、その他、危険の察知や迅速な行動が困難な者で、災害時の避難行動等において特に配慮を要する者をいう。

(2) 避難行動要支援者

避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者である。

(3) 避難行動要支援者名簿

地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿で、村長が作成する。避難行動要支援者については、システムへの登録、管理を行う。

(4) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

ア 満75歳以上の独居の高齢者または満75歳以上の者のみで構成する世帯の高齢者

イ 要介護3・4・5の認定を受けている者

ウ 身体障害者手帳1級、2級を有する者

エ 療育手帳A1・A2を有する者

オ 精神障害者保健福祉手帳1級を有する者

カ 前各号に掲げる者に準ずる状態にある者で、特に災害時の支援が必要と村長が認める者

(5) 避難支援等関係者

災害の発生に備え、避難支援等の実施に携わる下記の関係機関等をいう。

ア 民生委員・児童委員（主任児童員は除く）

イ 日高村社会福祉協議会

ウ 仁淀消防組合日高分署

エ 自主防災組織（災害発生時及び災害発生のおそれのある時）

オ 自治会長（災害発生時及び災害発生のおそれのある時）

カ その他、村長が必要と認めた機関等

2 「災害時要配慮者避難支援計画（全体計画）」の策定

村長は、災害時要配慮者を支援するための基本方針、防災関係機関における役割分担、避難行動要支援者名簿及び日高村避難行動要支援者個別避難支援計画の作成、避難・誘導の方法、訓練の実施その他の支援体制を盛り込んだ全体計画（「災害時要配慮者避難支援計画（全体計画）」）を策定する。

3 「避難行動要支援者名簿」の作成・運用

村長は、避難行動要支援者に該当する者を的確に把握するとともに、「避難行動要支援者名簿」を作成し、随時情報の更新に努める。

（1）名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿を作成するに当たっては、避難行動要支援者に該当する者及び下記の個人情報入手する必要がある。このため、村で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するとともに、民生委員・児童委員等の福祉関係者、村社会福祉協議会、地域包括支援センター等の組織・団体と連携して広く必要な情報を収集するほか、村で把握していない難病患者に係る情報等を高知県より収集する。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難支援等を必要とする事由

キ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し村長が必要と認める事項

（2）名簿の更新に関する事項

村長は、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つこととする。

4 「日高村避難行動要支援者個別避難支援計画」の作成

避難行動要支援者名簿の登録者のうち、特に避難時に支援が必要な者を対象として、民生委員など地域住民の協力を得て、避難行動要支援者一人ひとりの情報伝達、救助・避難誘導の方法を具体的に記した「日高村避難行動要支援者個別避難支援計画」を作成し、災害時の円滑な支援に備えるものとする。

なお、当該個別計画は、原則として本人及び家族の希望又は同意により作成される計画とする。

5 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿の原本は村長（健康福祉課）が保管し、災害時の支援に必要な情報についてあらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供するものとする。ただし、村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られな

い場合は、この限りでない。

なお、村長は、現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害時要配慮者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供するものとする。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

6 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用

(1) 避難のための多様な情報伝達

村長は、IP告知放送や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障がいの区分等に配慮し、多様な手段を用いて情報伝達を行う。

7 避難行動要支援者の避難支援

(1) 避難支援等関係者の対応原則

避難支援等関係者は、本人又は家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とする。村長は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。また、避難支援等関係者の被災状況によっては、安否確認・避難誘導などの避難支援が困難となる恐れがあることを、避難行動要支援者に説明し理解を得ておくものとする。

(2) 名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務

名簿情報の提供を受けた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(3) 平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、平常時から民間企業等とも協定を結ぶなど、あらかじめ関係者と連携して避難支援に取り組む。

8 避難行動要支援者の安否確認の実施

ア 安否確認を行う際に、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。

イ 安否確認を外部（民間企業、福祉事業者）に委託するときには、平時から協定を結んでおくこととする。

9 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

発災時に助かった避難行動要支援者の命が、その後の避難生活において配慮が足りなかったために失われるといったことがないように留意する。

(1) 避難行動要支援者の引継ぎ

全体計画の規定により、避難行動要支援者名簿及び名簿情報が避難場所等において、避難支援等関係者から避難場所等の責任者に引き継ぐこととする。

(2) 避難行動要支援者の避難場所から避難所への運送

全体計画の規定により、避難行動要支援者を速やかに避難場所から避難所へ運送する。

1.0 地域の共助力の向上

地域の特性や実情を踏まえつつ、防災や福祉、保健、医療等の各分野の関係者や機関同士が連携して、共助力の向上に努める。

ア 高齢者や障がい者に対して災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災関係者に対する地域の防災力を高めるための研修を行う。

イ 民間団体等（民間企業、ボランティア団体等）との連携を図るとともに、防災訓練により、情報伝達や避難支援が実際に機能するか点検することなどに取組む。

1.1 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

村長は、避難支援等関係者へ避難行動要支援者名簿を提供する際に、避難支援等関係者が適正に情報管理を行うよう、適切な措置を講ずる。

ア 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

イ 避難支援等関係者が受け取った避難行動要支援者名簿を、必要以上に複製しないように指導する。

1.2 避難行動要支援者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

村長は、災害対策基本法第56条の規定に基づき、住民にその他関係のある公私の団体に対して、予想される災害の事態にこれに対してとるべき避難のための立ち退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

また、村長は、前項の規程により、必要な通知又は警告をするに当たっては、避難行動要支援者が災害対策基本法第60条第1項の規定による規定による避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

1.3 施設に入所（通所）する避難行動要支援者への支援

(1) 施設・設備の安全確保対策

ア 施設の耐震化の推進

老朽化した社会福祉施設は、耐震、耐火構造による改築など施設の整備を行う。

イ 安全確保に必要な設備の整備

施設管理者は、消防法などにより整備を必要とする防災施設（消火設備、警報設備、避難設備など）の整備を図る。

- (ア) 火災報知器
 - (イ) スプリンクラー
 - (ウ) 避難設備
 - (エ) その他法令などで定める設備
- ウ 安全管理の推進
- (ア) 危険物の管理
 - (イ) 家具・書棚などの転倒防止対策
- (2) 施設入所者の避難対策
- ア 地域の災害特性の把握

施設管理者は、施設の立地する地域の災害について、正しい知識及び対応の方法を習得するよう図る。

イ 施設入所者の避難計画の作成

- (ア) 避難誘導計画の策定

施設管理者は、夜間・休日における災害の発生を想定するなど、現実的な避難誘導計画を策定する。

- (イ) 夜間の勤務者数での訓練など実践的な避難訓練の実施
- (ウ) 消防団や自主防災組織などと連携した避難体制づくりの推進
- (エ) 自主防災管理体制の整備

施設管理者は、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制などを明確にして自主防災管理体制の整備に努める。

- (オ) 自治会などとの協力体制の確保

施設管理者は、必要に応じて住民の協力が得られるよう、あらかじめ自治会などとの協力体制を確保する。

1 4 防災関係機関との連携

- (1) 県との連携

村は、避難行動要支援者入所施設などが土砂災害などにより被害を受ける場合を想定し、県及び施設管理者との連絡体制を確立する。

- (2) 消防機関の指導・助言

消防機関は、施設の安全確保対策、避難対策について指導・助言を行う。

1 5 独居高齢者への対策

- (1) 緊急通報装置などの整備

村は、障害をもつ独居高齢者などに対して緊急通報装置を設置している。今後も、非常時に活用できるように整備拡大を図る。

- (2) 防災知識の普及・啓発

村は、独居高齢者などに対して、災害時における的確な対応に向けた防災知識の普及・啓発に努める。

(3) 防災知識の普及・啓発と地域援助体制の確立

ア 基礎知識の理解

村は、在宅高齢者や障がい者などに対し、自主防災組織などの訓練への参加を呼びかけ、各種災害に関する基礎的知識などの理解を高めるように努める。

イ 援助すべき世帯などの明確化

自治会などは、当該地域で援助すべき世帯などを明確にしておき、訓練の際には避難行動要支援者対策を重点項目として設定する。

1 6 福祉避難所の開設と要配慮者等の収容要請

主として高齢者、障がい者等特に配慮を要する者が一般の避難者との共同生活が困難な事態が生じた場合は、村が指定している福祉施設等に対し、福祉避難所の開設及び要配慮者等の収容を要請する。

1 7 訪日外国人旅行者等の安全確保

訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

第6節 消防団を中心とした地域の防災体制

1 計画の方針

村及び日高村消防団本部は、団員確保などの体制整備、教育訓練及び活動環境の整備と安全性の向上を図り、消防団を中心とした地域の防災体制づくりを進める。

村及び消防本部は、消防団員の確保及び資質の向上、婦人及び少年を対象とした自衛消防組織の設置、消防施設などの整備強化など、消防力の拡充強化に努める。

2 体制整備

村及び日高村消防団本部は、青年層・女性層の消防団への参加を促進するなど、消防団員の確保を図る。

3 教育訓練

日高村消防団本部は、消防団の消防活動技術の向上を図るとともに、平常時の住民に対する防災啓発や訓練指導の活動が増加していることから、指導者としての力量を高める教育も行う。

4 環境整備

(1) 村及び消防機関は、消防団の施設・装備を充実し、活動環境の整備に努める。

(2) 村及び消防機関は、被雇用者（サラリーマン）消防団員の消防団活動を支援するため、勤務時間中の災害出動などについて、事業所の理解・協力が得られるように努める。

5 住民に対する消防団活動の周知

消防機関は、村の広報紙などを活用し消防団活動の周知を図る。

6 自主防災組織などとの連携

消防団は地域の防災リーダー及び防災コーディネーターとして、地域の自主防災組織の育成、避難訓練の実施などについて指導的役割を担い、災害時の対応に当たる。

7 施設、設備の強化

村及び消防署では「消防力の基準」「消防水利の基準」に基づき、消防施設などの整備に努める。

消防水利の確保については、防火水槽の少ない地域及び住宅密集地域から計画的に増設する。

消防施設の現状は、次のとおりである。

(1) 消防ポンプ自動車など現有数

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

	団員定数	ポンプ車	積載車	指令車	小型動力ポンプ
団本部	3	—	—	1	1
中央分団	18	1	—	—	1
下分分団	14	1	—	—	—
本郷分団	14	—	1	—	1
沖名分団	13	—	1	—	1
能津分団 (西部)	13	—	1	—	1
能津分団 (東部)	13	—	1	—	1
岩目地分団	14	1	—	—	1
計	102	3	4	1	7

(2) 消防水利の現況

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

	水槽 (40t)	消火栓	水利計
日高分署	73 (66)	70	143

資料 消防年報 (平成 30 年度)

8 自然水利などの利用

(1) 河川、池などの自然水利

村及び仁淀消防組合は、河川、池などの自然水利及び井戸、プールなども消防水利として活用できるように調査を行う。

(2) 河川をせきとめての消防水利

村及び仁淀消防組合は、河川をせきとめての消防水利は、標識などにより表示する。

9 火災予防対策の強化

(1) 防火管理者の育成指導

一定規模以上の建築物 (スーパーマーケット、医療機関などで収容人員 30 人以上、その他の防火対象物で同じく 50 人以上) には、消防法施行令 (昭和 36 年政令第 37 号) に定める資格を有する防火管理者を選任・指導し、訓練、講習会などを実施し、自主防災体制の確保を促す。

(2) 予防査察の強化

村及び仁淀消防組合は、防火対象物の予防査察を毎年 1 回行うとともに、新築又は改築時などの臨時査察を実施する。また、消防機関は、特殊対象物 (工場、学校、医療機関、危険物など関係施設、文化財など) の特別査察などを計画的に行う。

(3) 火災予防条例の遵守

村及び仁淀消防組合は、公衆の出入りする場所などの指定、火を使用する設備の位置・構造及び管理の基準、危険物などの貯蔵及び取扱いの基準及び火災警報発令中における火の使用の制限などについて、仁淀消防組合火災予防条例の遵守の指導、啓発を図る。

(4) 予防広報

ア 広報ひだか

火災予防広報については、「広報ひだか」に掲載する。

イ 消防団による火災予防広報

消防団による火災予防広報は毎年秋・年末年始の火災予防週間中を主に実施する。また、火災警報発令中は随時、IP告知放送や消防自動車などにより火災予防を呼びかける。

ウ 各種会合

その他機会に応じ、各種会合を利用して住民に広報する。

10 林野火災予防対策

林野火災の予防又は軽減を図るため、村及び仁淀消防組合は、予防体制の確立と適切な実施を期する。

(1) 林野火災の防止

村及び仁淀消防組合は、予防標識の設置、火災予防運動の実施などにより入山者の注意を喚起し、林野火災の防止に努める。

(2) 自衛体制の強化

森林組合及び山林所有（管理）者は、相互に連携を図りながら、森林の火災予防及び発生時における消火体制などについて、あらかじめ自衛体制の強化を図る。

第7節 自発的な支援への環境整備

1 計画の方針

村は、災害による被害の拡大を防止し、住民や地元事業者が自主的に、防災活動が円滑に行えるよう環境の整備を図る。

2 関係者相互の連携の強化

NPO、ボランティア団体、日高村社会福祉協議会、日本赤十字社、村など、災害発生時に連携する必要がある関係者は、定期的に災害発生時の役割分担など応急対策事項に関して協議を行う。

3 自発的な支援を担う人材の育成

村は、日本赤十字社及び日高村社会福祉協議会と連携し、ボランティアリーダーやボランティアコーディネーターなど自発的な支援を担う人材の育成を行う。

4 ボランティアの活用

村は、近隣市町村、県、自衛隊などのほか、ボランティアに対しても応援を求める場合が想定されることから、災害時のボランティアの活用について、次のとおり推進を図る。

(1) ボランティアの登録

平常時より福祉などのボランティアを行っている者を中心に、災害時におけるボランティアの登録制度について検討

(2) ボランティアの種類と対応

	ボランティアの種類	今後の対応の方向
1	日常より村内で福祉などのボランティアとして従事している人々	希望者は震災時にも可能な限りボランティアとして活動できる体制の整備を行う。
2	特殊技能者（医師、保健師、土木建築技術者など）、応急危険度判定士	国・県などの動向も踏まえながら、今後ボランティアへの登録制度を検討していく。 震災時には、県と連携し応急危険度判定士の派遣を行う。
3	村内外から震災後かけつけるボランティア希望者	(1) 社会福祉協議会に受付窓口を定める。 (2) 村は社会福祉協議会と相互に情報交換を行い、宿舎、食事、活動拠点、事務用品などを給貸与する。

5 ボランティアの受入れと活動支援

日高村社会福祉協議会は、災害発生時に設置する「災害ボランティアセンター」の体制を整備する。福祉班は、災害ボランティアセンターの設置・運営にかかわる支援をする。

(1) 協力団体（日高村社会福祉協議会、村及び日高村災害ボランティアセンター設置マニュアルに基づく関係団体）

(2) 活動内容

災害ボランティアセンターは、災害対策本部と連携し、次の活動をする。

ア ボランティアニーズの把握

- イ ボランティアの要請、受入れ、登録
- ウ ボランティアに対する情報提供
- エ 活動の調整、指示
- オ 活動に必要な物資の確保と配布
- カ 活動の具体的な内容の明示と安全活動
- キ 災害ボランティアセンターへのコーディネーター派遣
- ク 活動資金・資機材の調達
- ケ ボランティア募集などの広報
- コ 災害ボランティアセンター間の調整支援
- サ 県内外関係団体との連携による支援
- シ その他

(3) 村は、住民やNPO・ボランティア団体等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

6 災害時に想定されるボランティアの活動内容

- (1) 災害、安否、生活情報の収集・伝達
- (2) 避難行動要支援者（高齢者、障がい者、乳幼児など）の介護及び看護補助
- (3) 清掃
- (4) 炊き出し
- (5) 救援物資の仕分け及び配布
- (6) 保健医療活動
- (7) その他の日常生活の援助活動

7 日本赤十字社高知県支部

日本赤十字社高知県支部は、次の活動を推進する。

- (1) 防災ボランティア（奉仕団）組織の育成強化
- (2) 訓練の実施
- (3) ボランティアの事前登録
- (4) 他団体と連携した各種防災活動への協力

第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策

第1節 趣旨

村は、大規模災害に備え、減災対策の第一義として人的被害の防止を掲げる。

村は、人的被害を未然に防止するために、住民の避難対策について、地域の状況などを考慮し、その対策を講ずる。

村は、避難行動要支援者など支援を要する人の避難対策についても、行動能力などに配慮した対応策を検討し、全ての住民が安全に避難ができる環境を整備する。

また、災害発生時に危険から逃れるために、住民自らが自主的に避難することを基本とし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命又は身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するため特に必要があると認めたときは、避難準備・高齢者等避難開始の発令や避難勧告、避難指示（緊急）又は災害発生情報を速やかに発令し、避難誘導を行う。

災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、勧告等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。避難の必要がなくなった時は速やかにその旨を伝える。

第2節 防災施設の限界と避難開始の時期

1 計画の方針

村は、災害に対する防災施設の限界と、限界を越えた場合に被害の及ぶ範囲を明らかにし、住民が安全に避難できる基準づくりを進める。

2 防災施設の限界点

(1) 防災施設の管理者は、防災施設の限界点を設定する。

(2) 防災施設の限界点の考え方

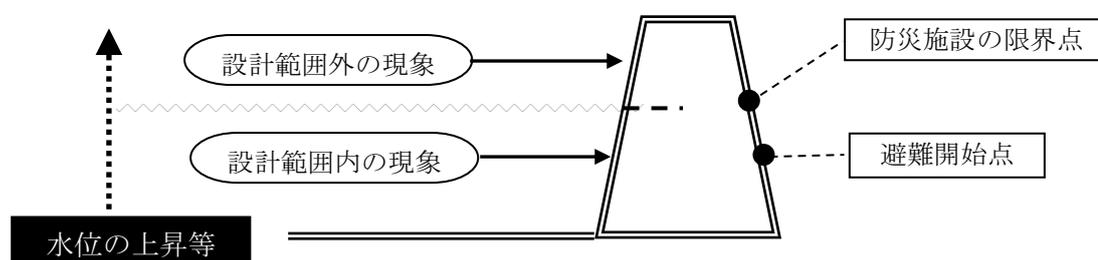
自然現象が、施設の防ぎよ能力を越えることで災害は発生する。施設で防ぐことができなくなるときの災害の大きさ（水位等）について、日常から住民に周知し、施設が限界に達する前に住民が安全に避難できるようにする。

防災施設の
限界点

防災施設の設計範囲を越える現象が起き、災害発生の危険が高まる極限点を「防災施設の限界点」と設定する。

避難開始点

防災施設の限界点に達する手前の段階で設定する。



3 被害の及ぶ範囲

防災施設の管理者は、被害の及ぶ範囲を明らかにする。

4 避難開始の基準

村は、国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、的確に避難勧告などを行うため、次の事項に留意して「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成する。

作成に当たっては、洪水、土砂災害などの災害事象の特性を踏まえるとともに、住民への周知徹底を図る。

(1) 対象とする災害及び地域

村は、洪水、土砂災害などの災害事象ごとに、住民が避難行動をとる必要がある地域を特定する。

(2) 避難対象区域

村は、災害事象や地域ごとに、避難が必要な区域を特定する。

なお、避難の際の行動単位は、資料編「4-1 避難場所一覧」を参照する。

(3) 避難勧告などの客観的な発令基準

ア 住民が避難所などへの避難を完了するまでの時間の把握

イ 避難すべき区域ごとに避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の客観的発令基準の策定

■ 避難勧告などの区分

警戒レベル	避難勧告等	発令時の状況	住民に求める行動
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者など、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者など、特に避難行動に時間を要する者は、避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の方は、家族などとの連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
警戒レベル4	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる人が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる人は、避難行動を開始
	避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地など、地域の特性などから人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告などの発令後で避難中の人は、避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象者は直ちに避難行動に移る。 指定された緊急避難所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。
警戒レベル5	災害発生情報	<ul style="list-style-type: none"> 人的被害等が発生している状況 	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をする。

(4) 避難勧告などの伝達方法等

ア 災害ごとに避難勧告などの伝達文を設定

イ 伝達方法、伝達先を設定

ウ 勧告・指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める

(5) その他留意すべき災害特性

想定される災害の特性（危険性）の周知を図る。

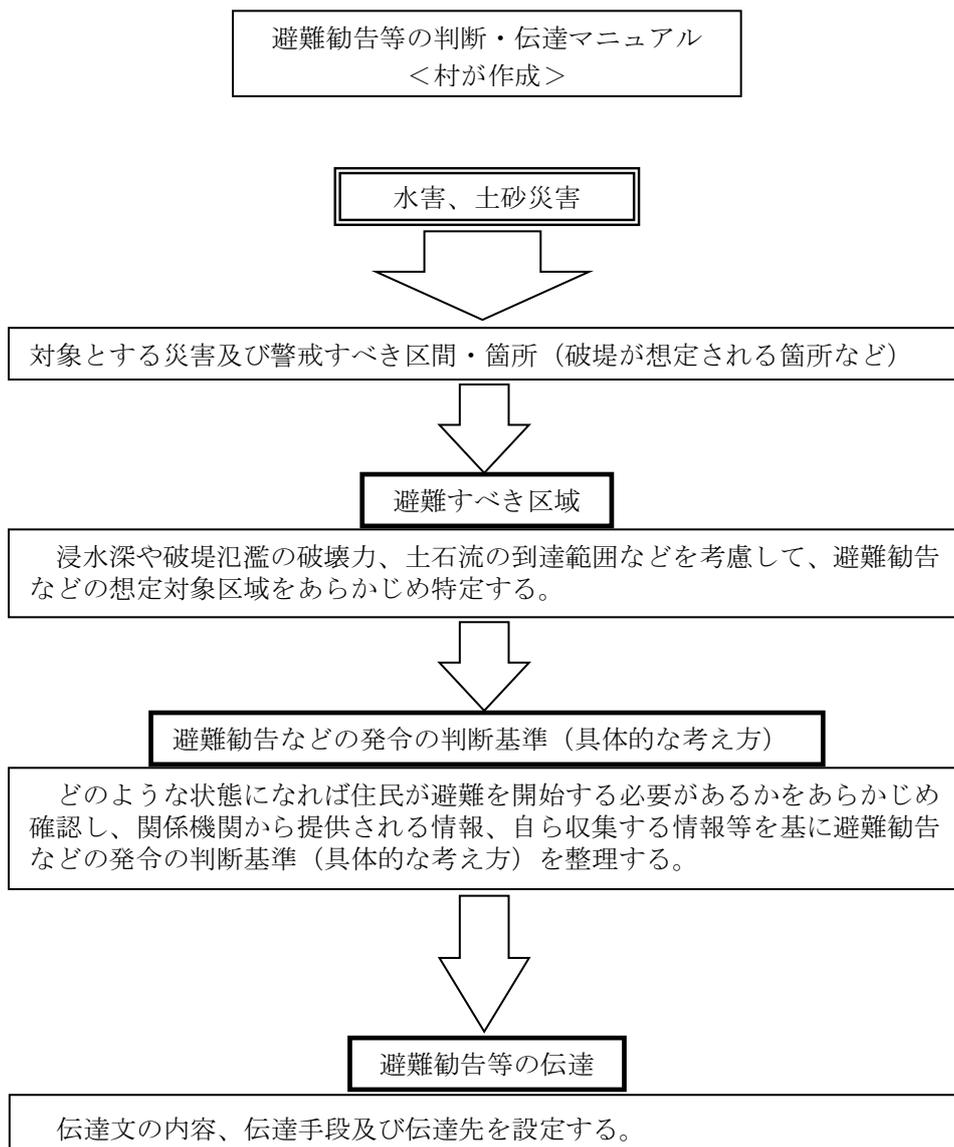
(6) 防災施設の管理者による避難開始条件の設定

土砂災害防止施設	警戒避難基準雨量の設定
河川堤防など	避難判断水位の設定
道路（国道は除く）	交通規制開始雨量の設定

(7) 避難開始の時期がわかりやすい表現

防災施設の管理者は、雨量や水位などを使って、住民にもわかりやすい表現で避難開始の時期を示す。

■ 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの概要



第3節 危険性の周知

1 計画の方針

防災施設の危険性に関する情報について、日常と緊急時における情報提供のあり方について基本的な方向を示す。

2 事前の周知

(1) 施設管理者は、施設の限界点と避難開始点などの危険性に関する情報を村など関係機関に提供

(2) 住民の積極的な避難行動に繋がるよう、警戒レベルを用いるとともに、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫し、危険性に関する情報を、対象となる地域の住民に周知

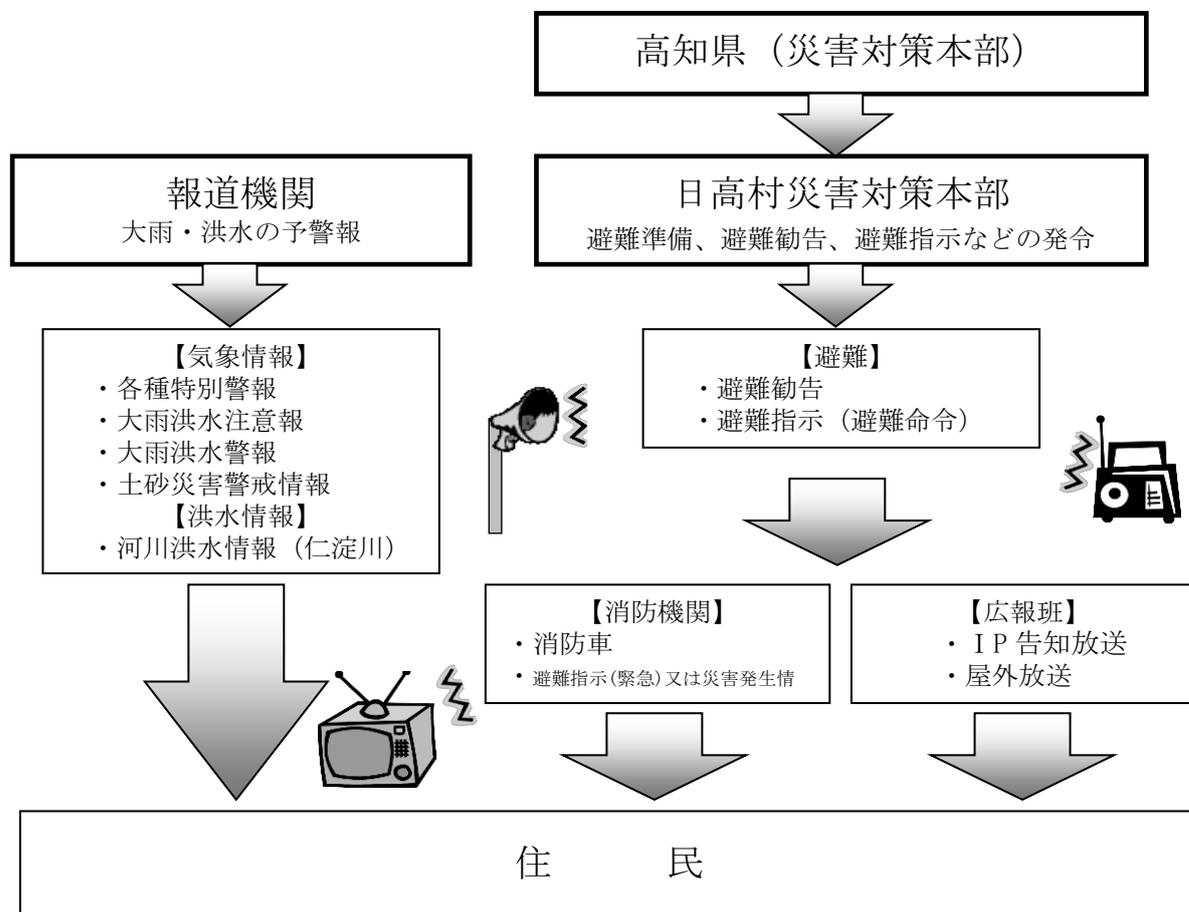
3 緊急時の情報提供

(1) 施設管理者は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、避難開始点に達することが予測される時は、村をはじめとする関係機関に通知

(2) 施設管理者は、自動的に直接住民に避難開始を知らせる設備や、住民が避難開始の時期を読み取れる設備などの整備を推進

(3) 避難場所等への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から周知に努める。

■ 気象情報・避難情報の伝達経路



第4節 避難を誘導するサインの整備

1 計画の方針

村及び県は、日常時と緊急時に住民に避難開始時期を知らせ、避難所へ誘導するサインの整備を推進する。

2 日常から危険性を知らせるサイン

(1) サインの種類 (例示)

- ア 標識
- イ 避難開始時期を印した水位表示板などの標識
- ウ 過去の災害を伝える碑などのモニュメントや浸水位表示柱
- エ ハザードマップなど啓発用資料

(2) サインに含めるべき内容 (例示)

- ア 危険性があることの警告
- イ 災害に関する知識
- ウ 避難開始の時期
- エ 被害の及ぶ範囲

3 避難場所を知らせるサイン

日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。なお、従前に使用していた記号は、日本産業規格の記号に統一するよう努める。

(1) サインの種類 (例示)

- ア 避難場所を示す標識
- イ 避難誘導標識
- ウ 夜間に発光する誘導灯や表示板

(2) サインに含めるべき内容 (例示)

- ア 避難場所の所在地・名称
- イ 避難路

4 避難の開始を知らせる目安

(1) 目安の種類 (例示)

- ア IP告知放送や可変道路表示板など、施設管理者が状況を判断してから通知するための施設
- イ 水位と連動したサイレンなど避難開始を自動的に知らせる設備
- ウ 住民が避難開始時期を読み取れる水位表示板などの標識

(2) 目安に含めるべき内容 (例示)

- ア 避難開始時期の到来
- イ 安全な避難の実施に必要な事項

第5節 自主的な避難

1 計画の方針

村及び県は、平常時と緊急時に住民に避難開始時期を知らせ、避難所へ誘導するサインの整備を推進する。

2 避難方法についての話し合い

(1) 取組

住民は、自主防災組織の活動などを通じ、次のような取組を進める。

- ア 地域の災害についての正しい知識の取得
- イ 地域の危険箇所の調査
- ウ 緊急避難場所の検討
- エ 避難路の検討
- オ 避難行動要支援者と一緒に避難する計画づくり

(2) 避難誘導計画づくりへの参画

住民は、村の避難誘導計画づくりに参画する。

3 避難開始の目安づくり

(1) 避難開始の目安

ア 自主的な避難

現在の科学技術では、土砂災害の発生などを予測することは困難である。村が科学的に避難開始時期を示すことができない場合も想定し、各自が自主的な避難について日常的に意識して行動する。

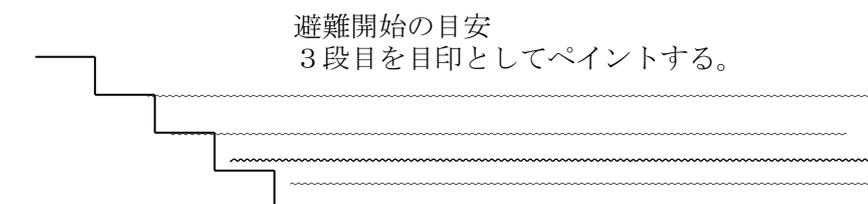
イ 危険の察知

村は、観測機器の整備を進めているが、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある地域の住民の方がはるかに早く、正確に危険を察知することができる。

ウ 避難開始の目安

住民が自らの経験などから決める避難開始の基準を「避難開始の目安」とし、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある地域の住民が、自らの判断で避難する取組みを進める。

(例) 避難開始の目安「〇〇川の階段の上から3段目が浸かったら」



(2) 避難開始の目安づくり

住民は、自主防災組織の取組などを通じ、避難開始の目安づくりを進める。

ア 災害の体験

過去に実際に起きた災害の体験などから住民同士で話し合っ
て避難開始の目安を作る。

イ 住民への周知

避難開始の目安は、住民に周知する。また、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、村は、住民等への周知徹底に努めるものとする。

ウ 「目安」の取り付け

災害時に確認するための「目安」を、水路などに取り付ける。

■ 災害の体験など

- | | |
|---|--------------------|
| 1 | 過去の洪水の浸水位、雨量 |
| 2 | 土砂災害が起きたときの雨量 |
| 3 | 災害の前兆現象（沢の濁りや落石など） |
| 4 | 防災関係機関の助言 |
| ア | 河川など施設管理者の助言 |
| イ | 防災関係機関の調査（浸水予測など） |
| ウ | 気象警報 |
| エ | ハザードマップなどの広報資料 |

(3) 目安づくりの支援

村及び防災施設の管理者は、住民の目安づくりを支援する。

ア 避難開始の目安の設定に対する助言

イ 「目安」取り付けへの協力

第6節 避難計画

1 計画の方針

村は、あらかじめ自主防災組織などの協力も得ながら避難体制の確立に努め、大規模災害時の避難計画を策定する。

また、計画策定に当たっては、洪水、土砂災害などの災害事象の特性を踏まえ、住民個々の実情や地域状況に合わせた避難を検討する。

2 住民との話し合い

(1) 地域における危険性の周知

防災マップなどを活用し、住民に災害の特性を説明する。

(洪水、土砂災害危険箇所、浸水予測など)

(2) 緊急避難場所の指定など

村は、住民の意見を反映して避難場所の指定などを行う。

ア 避難場所の指定

イ 避難路の設定

ウ 住民などへの連絡方法

エ その他必要な事項

3 避難計画の策定

(1) 市町村は、避難勧告等の発令区域・タイミング、避難場所等、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ定めておく。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水の発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(2) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定

村は、国の示すガイドラインに基づき、的確に避難勧告などを行うため、次の事項に留意して「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成する。

なお、作成に当たっては、洪水、土砂災害などの災害事象の特性を踏まえる。

(3) 警戒を呼びかける広報活動

村は、災害の種類ごとに警戒を呼びかける基準又は条件の設定に努める。

(4) 避難勧告などの判断基準

ア マニュアルの作成

躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、洪水、土砂災害などの災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成に努める。

イ 避難施設管理者の助言

防災施設の管理者は、村の避難勧告などの判断基準の設定に対し助言する。

ウ 避難勧告の発令基準

避難勧告等の発令基準については、「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府）」を参考にして、水位・雨量・潮位等の数値や警報・土砂災害警戒情報・指定河川洪水予報等の防災情報を用いた客観的・具体的な基準とする。

また、土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害危険箇所において次のような兆候が消防団、住民などにより確認された際、村に通報があった場合に、情報を総合的に判断して避難勧告を発令する。

(ア) 小石の落下

がけなどの小石がパラパラと落ちる。

(イ) 斜面の亀裂

山の斜面に亀裂ができる。

(ウ) 普段から出ている湧き水に以下のような異常が見られる。

a 水量の増加

急に量が増える。

b 枯渇

急に枯れる。

c 濁り

急に濁る。

(エ) 地鳴り

地鳴りがする。

(オ) その他兆候

その他土砂災害の兆候が見られるとき。

エ 洪水予報河川以外の中小河川についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に避難勧告等を発令する。

オ 避難勧告等の発令対象区域については、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

(5) 消防団による避難誘導の計画

消防機関と連携し、消防団による住民の避難誘導の計画を策定する。

(6) 国土交通大臣が浸水想定区域を指定済及び指定する河川並びに高知県知事が浸水想定区域を指定する河川がある場合

ア 必要事項

浸水想定区域内に、主として高齢者などの避難行動要支援者が利用する施設があり、洪水時の避難が必要がある場合、村は、以下の状況を把握し、住民に周知する。

また、避難に必要な事項を記載したハザードマップなどの配付などにより周知する。

- (ア) 施設の名称及び所在地
- (イ) 浸水想定区域ごとの洪水予報の伝達方法
- (ウ) 浸水想定区域ごとの避難場所
- (エ) 洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

イ 洪水予報の伝達方法

村は、浸水想定区域内において高齢者などの避難行動要支援者が利用する施設で、当該施設の利用者における洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、適切な避難が図られるよう洪水予報の伝達方法を定める。

ウ 地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施するとともに、当該計画を村長に報告するものとする。

(7) 土砂災害警戒区域の指定がある場合

ア 必要事項

村は、土砂災害警戒区域ごとに、情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項を定めるとともに、警戒避難に必要な事項を記載した印刷物（ハザードマップなど）の配布などにより周知する。

イ 情報の伝達方法

土砂災害警戒区域内に主として高齢者などの避難行動要支援者が利用する施設がある場合には、村は、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報などの伝達方法を定める。

なお、それらの施設に対する警戒情報の伝達方法は、電話、FAX、IP告知放送、広報車などを利用し、そのときに最も迅速確実と考えられる手段をもって行う。

ウ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

資料編 資料 4-12

エ その他

土砂災害警戒区域の指定がある場合は、巻末「土砂災害警戒避難体制の整備」の定めによる。

(8) 2～6を避難計画としてまとめ、住民及び関係機関に周知する。

(9) 村は、マニュアルの作成、避難所運営訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。

住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に運営できるように配慮するよう努める。

4 消防本部・警察署との連携

村は、消防本部並びに警察署との連絡体制を確保し、相互の連携により、効果的な避難に向けた計画を策定する。

(1) 消防本部

ア 村の避難計画策定の支援

イ 村の避難計画と整合のとれた消防職員の活動計画の策定

(2) 警察署

村の避難計画を把握し、整合のとれた支援策を検討する。

5 避難訓練の実施

村は、消防機関と連携し、住民と消防団による避難訓練を実施する。その際、避難路を通り避難所及び避難場所に行くなど、避難計画で定められた道程を実地に確認する。

6 避難計画についての広報

広報誌などにより避難計画を周知する。

第7節 避難体制の整備

1 計画の方針

村は、災害により避難を余儀なくされた場合において、住民が安全かつ的確に避難活動が実施できるよう、必要な体制を整備する。村は、緊急的な避難や長期間の避難に対応できる避難場所の整備などを進める。また、住民が主体的に避難所を運営できるように、村はマニュアルの作成、訓練を通じ避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。

2 避難施設

避難施設について、県は広域避難場所、村は一時避難場所、収容避難所、福祉避難所を指定し、避難施設の整備を行う。

なお、避難施設の基準は、おおむね次のとおりとする。

■ 避難施設の指定基準

- 1 耐震構造を有するなど、安全な公共建物
- 2 給水及び給食施設を有するか、あるいは容易に設置できる施設
- 3 なるべく被災地に近く、かつ集団的に収容できる施設
- 4 避難者の必要面積は、一時避難場所及び広域避難場所においては、おおむね1㎡に1名、収容避難所においては、概ね2㎡に1名、福祉避難所は概ね3.3㎡に1名として換算
- 5 河川氾濫による浸水や大規模なけ崩れなどの危険性がないこと及び付近に多量の危険物などが蓄積されていない場所
- 6 火災に対する避難場所
大火輻射熱を考慮し、耐火建築物等を避難場所とする

村は、上記の基準に基づき、避難場所には、災害に対して安全と見込まれる公共施設や学校施設などを指定し、避難所までの経路が浸水や土砂災害の影響を受けないかを検討の上、選定する。

また、村の指定する避難所は、避難施設管理者に対し、あらかじめ村長からその旨を通知し、了承を得るとともに、以下の事項について定める。

- 1 避難所の運営方法
 - (1) 避難所の管理運営に関すること
 - (2) 避難住民への支援に関すること
- 2 避難所に必要な資機材などの整備
- 3 避難行動要支援者の収容を考慮し、医療機関、福祉施設などの借上げによる避難場所の確保

(1) 広域避難場所

広域避難場所は、一時避難場所が危険になった際に、集団で避難する避難所として位置づける。

(2) 一時避難場所

一時避難場所とは、災害時の危険を回避するために一時的に避難する場所、又は公共交通機関が回復するまで待機する場所と定義し、住民などの集合・待機場所としても位置づける。

(3) 収容避難所

収容避難所は、災害により短期間の避難生活を余儀なくされた場合に、一定期間の避難生活を行う施設と位置づけ、生活に必要な飲料水や食糧などの物資をある程度そろえる。降雨などを考慮し、原則として屋内施設とする。

(4) 福祉避難所

福祉避難所は、避難行動要支援者が、相談などの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した施設として設置する。

福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、物理的障壁の除去（バリアフリー化）された社会福祉施設とし、所在や避難経路を避難行動要支援者を含む住民に対し周知するとともに、福祉関係者の十分な理解を図る。

また、あらかじめ指定した福祉避難所のみでは量的に不足する場合に備えて、村内の社会福祉施設を管理運営する一部事務組合や社会福祉法人との間で、施設の一部を一時避難のために使用できる災害協定の締結を促進する。

福祉避難所の設置に当たっては、以下の点に留意する。

ア 日常生活上の支援

福祉避難所には、相談などに当たる介助員などを配置し、日常生活上の支援を行う。

イ 各種サービスへの配慮

福祉避難所において相談などに当たる職員は、避難者の生活状況などを把握し、介護を行う者（ホームヘルパー）の派遣など、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう配慮する。

ウ 関係機関との連絡調整

常時の介護や治療が必要となった者については、速やかに特別養護老人ホームなどへの入所や病院などへの入院手続をとることができるように、施設管理者は、あらかじめ関係機関と連絡調整を図る。

エ 関係部局との連携

福祉避難所の設置は、対象者の特性からできる限り短期間とすることが望ましいことから、関係部局と連携を図り、福祉仮設住宅などへの入居を図るなど、対象者の早期退所が図られるように努める。

3 避難路及び準避難路

避難所の指定に併せ、地区の状況などに応じ、複数の避難路の確保や周辺地域の状況を勘案した避難路及び準避難路を選定し、必要な整備を行う。

河川周辺など危険が予想される地域については、浸水なども考慮して避難路及び準避難路の選定・整備を図る。

また、外国人、旅行者などに対しても、標識板の設置などによりこれらの周知に努める。

4 避難所の設備及び資機材の配備

避難行動要支援者への便宜や被災時の男女のニーズの違いなどにも配慮の上、避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、非常時に備え、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努める。

- (1) 通信資機材
- (2) 放送設備
- (3) 照明設備（非常用発電機を含む。）
- (4) 炊き出しに必要な資機材及び燃料
- (5) 給水用資機材
- (6) 救護施設及び医療資機材
- (7) 物資の集積所
- (8) 仮設の小屋又はテント
- (9) 防疫用資機材
- (10) 工具類
- (11) 非常電源
- (12) 日用品
- (13) 備蓄食糧及び飲料水
- (14) その他粉ミルク又は液体ミルクや紙おむつ、生理用品、トイレットペーパー、携帯トイレ・簡易トイレなど

5 その他の対策

- (1) 住民の参画
避難場所や避難路の周知を図り、避難に関する相互の協力体制については、住民の参画を得て行う。
- (2) サインの整備
避難誘導や避難場所を示すサインの設置を推進する。
 - ア 避難所（場所）を示すサイン、案内板の設置
 - イ 避難場所へ誘導するサインの設置
 - ウ 誘導灯など夜間に確認できるサインの設置

6 応急仮設住宅供給体制の整備

- (1) 建設可能な用地の把握
- (2) 建設に要する資機材についての調達計画の策定

(3) 関係団体と連携し、供給可能量などの把握

7 公営住宅、空き家などの把握

村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家などの把握に努める。

8 防災上重要な施設の避難計画

防災上重要な施設の管理者は次に示す避難計画を策定し、関係職員に周知するとともに訓練を実施して万全を期す。

(1) 学校

ア 以下に示す地域の特性などを考慮する。

(ア) 避難の場所

(イ) 避難路

(ウ) 避難誘導

(エ) 指示伝達の方法

イ 児童・生徒を集団的に避難させる場合を想定する。

(ア) 避難路の選定

(イ) 収容施設の確保並びに保健衛生及び給食などの方法

(2) 教育行政機関

児童・生徒を集団的に避難させる場合を想定する。

ア 避難路の選定

イ 収容施設の確保並びに保健衛生及び給食などの方法

(3) 福祉施設等

利用者を他の福祉施設又は安全な場所へ集団で避難させる場合を想定する。

ア 収容施設の確保

イ 移送の方法

ウ 保健、衛生

エ 利用者に対する実施方法

(4) その他不特定多数の者の利用する施設

多数にのぼる避難者の集中や混乱に配慮した避難誘導計画を考案する。

(5) 避難計画の策定

避難計画は、次の事項に留意して策定する。

ア 消防団などとの連携

(ア) 避難の誘導

- (イ) 避難行動要支援者の避難のほう助
- (ウ) 避難所の自主運営に対する協力
- イ 避難勧告、避難指示（緊急）又は災害発生情報の発令を行う基準及び伝達方法
- ウ 避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- エ 避難所への経路及び誘導方法
- オ 避難所開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - (ア) 飲料水などの供給
 - (イ) 食糧の支給
 - (ウ) 毛布、寝具などの支給
 - (エ) 医療、日用必需品の支給
 - (オ) 負傷者に対する応急救護
- カ 避難所の管理運営
 - (ア) 避難収容中の秩序保持
 - (イ) 避難住民に対する災害情報の伝達
 - (ウ) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (エ) 避難住民に対する各種相談業務
- キ 災害時における広報
 - (ア) 広報車による周知
 - (イ) 消防団員などによる現地広報
 - (ウ) 自治会などを通じた広報
 - (エ) IP告知放送による周知
- ク 防災上重要な施設（学校、福祉施設、スーパーマーケットなど）の管理者が定める避難計画
 - (ア) 学校においては、避難の場所や経路への誘導、その指示伝達の方法などに加えて保健・衛生並びに給食などの方法
 - (イ) 福祉施設においては、利用者を他の福祉施設又は安全な場所へ集団で避難させる場合において、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び利用者に対する実施方法など
 - (ウ) スーパーマーケットなど不特定多数の者が集まる施設については、地震発生時の利用者の安全と秩序ある避難方法など

9 住民への避難方法、避難所（場所）の周知

住民に対しては、村の広報、案内板の設置、防災訓練、各戸への避難所マップの配布などを通じて避難方法、避難所（場所）の周知徹底を図り、災害時に混乱をきたさないよう指導する。

第4章 災害に備える体制の確立

第1節 趣旨

村及び県などの防災関係機関は、村域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害発生及び拡大を防止し、応急対策、救助活動を円滑に行うため、災害に対応する活動組織について定める。

また、迅速な初動活動体制の確立や、効率的な災害応急対策、復旧活動の推進が図られるよう、平時から防災活動体制の整備、充実に努める。

第2節 防災担当者などの人材育成

1 計画の方向

村は、災害への対応力の向上を図るため、職員への防災研修・訓練を実施する。

2 職員に対する防災研修

(1) 研修の内容

- ア 日高村地域防災計画、各機関の防災業務計画など
- イ 非常参集の方法
- ウ 気象、その他災害の特性についての知識
- エ 過去の災害の事例
- オ その他必要な事項

(2) 実施方法

研修会の実施など

3 職員を対象とした防災訓練

(1) 訓練の内容

- ア 応急対策を立案するための図上訓練
- イ 救急救命など必要な実技訓練
- ウ その他必要な事項

(2) 実施方法

講習会、演習など

第3節 実践的な防災訓練の実施

1 計画の方向

防災関係機関は、相互の連携体制を確認し、住民の防災意識の向上を図るため各種の防災訓練を実施する。現場訓練は、地域の災害特性を考慮し、実状に即した実践的な内容とする。また、住民が地域で行う避難訓練などを支援する。

2 現場訓練実施に当たっての留意事項

(1) 訓練種目の選定

村は、地域の災害特性を考慮し、実践的な訓練種目を選定する。

(2) 応急対策計画の検証

訓練は、可能な限り、被害を想定する現地において実施し、各防災関係機関の応急対策計画が実践的なものか検証する。

(3) 避難行動要支援者の想定

訓練では、避難行動要支援者を想定し、コミュニティ及び自主防災組織が中心となって避難行動要支援者に対し配慮する。

3 訓練の種類

(1) 総合防災訓練

村及び県は、自衛隊など防災関係機関、民間企業、自主防災組織、ボランティア団体及び住民などと連携して総合防災訓練を実施する。

(2) 消防訓練

村及び消防機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため消防訓練を実施するとともに、必要に応じて消防機関相互が緊密な連携のもとに合同訓練を実施する。

(3) 水防訓練

村、消防機関及び水防関係機関は、水防活動の円滑な遂行を目的に水防訓練を実施し、必要に応じて水防関係機関相互が緊密な連携のもとに合同訓練を実施する。

(4) 情報収集伝達訓練

村及び防災関係機関は、緊急時における情報の収集、伝達を的確に行うため、情報収集伝達訓練、非常通信訓練などを実施する。

(5) 図上訓練

ア 村及び県などは、組織内での情報伝達や指揮命令系統を確認し防災関係機関相互の連携が図られるよう、図上訓練を行う。

イ 村及び県などは、応急対策能力を高めるための図上訓練（計画立案）を実施する。

(6) 自主防災組織などの住民が実施する訓練

村、県及び地域の防災関係機関、住民は、自主防災組織が地域において実施する避難などの訓練を支援する。

4 訓練の評価

村及び防災関係団体は、訓練終了後は、課題を明確にし、必要に応じて体制などを改善する。

5 防災訓練の際の交通規制

公安委員会は、防災訓練の効率的な運営を図るため特に必要があると認めるとき、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、道路における歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。

第4節 防災関係機関相互の連携体制

1 計画の方針

村及び県などの防災関係機関は、広域的な連携及び自衛隊との連携体制の整備を図り、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

2 広域応援体制の整備

(1) 緊急消防援助隊の充実強化

村及び県は、「緊急消防援助隊」を充実強化するとともに、実践的な訓練などを通じて、人命救助活動などの支援体制及び受入体制の整備を図る。

(2) 相互応援体制の整備の推進

村は、他の市町村との相互応援体制の整備を進める。

(3) 連携強化

各防災関係機関は、相互応援の協定を締結するなど、平時から連携強化に努める。

3 村・県と自衛隊の連携

(1) 連携体制の強化

村、県及び自衛隊は、各種計画の調整を図り、協力関係について定めるなど、連携体制の強化を図る。

(2) 連携の内容

ア 適切な役割分担

イ 相互の情報連絡体制の充実

ウ 共同の防災訓練の実施

第5節 防災中枢機能の確保、充実

1 計画の方針

村は、防災中枢機能の確保・充実を図るとともに、施設、設備の停電時の利用を可能にする。

2 防災中枢機能の確保、充実

- (1) 施設、設備の整備及び安全性の確保
- (2) 総合防災機能を有する防災拠点施設の整備
- (3) 適切な備蓄及び調達体制

3 停電時の利用

災害応急対策に係る機関（すべての防災関係機関、救急医療を担う医療機関）は、保有する施設、設備について自家発電施設などの整備を図り、停電時でも利用可能にする。

4 住民による自助の強化

村は住民に対し、自主的に非常用飲料水を蓄えるなど、住民による自助の強化を推進する。

第6節 業務継続性の確保

村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の重要な役割を担うこととなることから、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理等について定めた業務継続計画を策定する等、業務継続性の確保を図る。

第5章 災害応急対策・復旧対策への備え

第1節 趣旨

村及び防災関係機関は、災害発生時に迅速に対応するため、必要な計画、体制、施設設備などの整備などを図るとともに、訓練を実施することにより対策の実効性を検証する。

第2節 消火・救助・救急対策

1 計画の方針

村は、災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある次の者に対する適切な救助・救護体制を整備する。また、村、県及び警察は、被害を最小限にとどめるため、消火・救助・救急体制の整備に努める。

2 消防施設などの充実

村は、「消防力の整備指針」（平成20年3月14日消防庁告示第2号）に基づいて消防車両、緊急用ヘリポートなどの消防施設や情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防設備などを整備し、消防力の充実に努める。また、長期使用及び老朽化のため、その機能が低下した消防屯所をはじめとした消防防災施設設備類については、順次更新と整備を図る。

3 消防水利の確保

消防機関などは、「消防水利の基準」（昭和17年6月13日消防庁告示第10号）に基づき、消火栓を配置する。

村は、河川、農業用水路などの自然水利の活用、防火水槽の整備など、地域の実情に応じて消防水利の多様化を図る。

4 消防団の活性化

村は、消防団の活性化を図る。（詳細は、第2章 第6節「消防団を中心とした地域の防災体制」参照）

5 防災関係機関との持続的な関係構築

災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、村は、防災対策の検討等を通じて、防災関係機関とお互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

第3節 災害時医療対策

1 計画の方針

村は、「日高村災害医療救護計画」に基づいた医療活動が実施できるよう研修会や防災訓練の実施、資機材の整備などを進める。また、関係機関においては、各自の定めるところにより実施する。

2 災害医療救護体制の整備

(1) 対策の実施

「日高村災害医療救護計画」が、大規模災害時に効果を挙げられるものにするため、関係者への周知徹底や防災訓練を実施し、村は、以下の対策を実施する。

■ 災害医療救護体制

1 医療などの提供

災害により医療機関が被災するとともに、多数の負傷者が発生した場合、医療を受けられない負傷者に、村及び県が医療機関と連携して医療などを提供する。

2 村

○ 医療救護活動の実施

直接住民の生命、健康を守るための医療救護活動を行う。

○ 医療救護所における処置

医療救護所において、中等症患者及び重症患者への応急処置及び軽症患者に対する処置を行う。

○ 救護病院における処置

救護病院において医療救護所に対応できない重症患者及び中等症患者の処置と収容を行う。

(2) 推進事項

ア 救護計画の見直し

村は、医療救護活動及び医療救護施設の整備について、地域の実情に合わせた災害医療救護計画を必要に応じて見直す。

イ 救護施設における機能の確保

村は、医療救護所、救護病院などを指定し、医療機関管理者などと協議して、それぞれの機能の確保に努める。

ウ 各種団体との連携

村は、地域の医療関係団体や自主防災組織との連携に努める。

エ 救護施設の設置場所の周知

医療救護所などを設置する場所を、平時から住民に周知する。

オ 家庭看護の普及

村は、応急手当などの家庭看護の普及を図る。

カ 関係者への周知

日高村災害医療救護計画について関係者に周知する。

3 医薬品及び輸血用血液の供給体制の整備

(1) 医療用資機材などの備蓄

村及び県は、医薬品、医療用資機材などの備蓄に努める。

(2) 医薬品などの確保及び供給体制の整備

村及び県は、医薬品卸業者、薬剤師会などと連携し、医薬品などの確保及び供給体制を整備する。

(3) 輸血用血液の確保体制の整備

日本赤十字社高知県支部は、輸血用血液の確保体制を整備する。

4 通信体制及び輸送体制の整備

(1) 緊急輸送体制の整備

村及び県は、通信体制や緊急輸送体制の整備に努める。

(2) 機動力の効率的な活用

村、県及び関係機関は連携し、保有する機動力を効率的に活用する。

(3) 情報収集伝達体制の整備

村、県及び関係機関は連携し、医療救護に関する情報の収集伝達体制を整備する。

5 救急医療・広域災害情報システムの整備及び活用

(1) 救急医療・広域災害情報システムの整備

村、県及び医療機関は、救急医療・広域災害情報システムの整備に努める。

(2) 診療状況などの情報の迅速な把握

村、県及び医療機関は、医療施設の診療状況などの情報を救急医療・広域災害情報システムなどにより迅速に把握し、応援の派遣などを行う。

第4節 緊急輸送活動対策

1 計画の方針

村は、災害時における被災者、避難者及び災害応急対策要員並びに災害救助物資、応急対策用資材などを迅速かつ確実に輸送するため、民間事業者等と協定を締結し、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなどし、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。また、協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意し緊急輸送体制の整備に努める。

村は、重要な防災拠点を指定し、それらを結ぶ緊急輸送道路ネットワーク計画を多重化や代替性を考慮して策定し、計画的な道路の整備を推進する。

2 緊急輸送ネットワークの形成

(1) 重要な防災拠点の選定

村は、日高村総合運動公園、日高村社会福祉センター、下分ふれあいプラザ、日高村学校給食共同調理場など、防災上重要な施設を指定拠点として選定する。

(2) 緊急輸送道路を選定

村は、県が定める緊急輸送道路と整合性を図り、村域の緊急輸送道路を選定する。なお、県では、緊急輸送道路の選定に当たり、次の区分を設けている。

ア 第1次緊急輸送道路

- (ア) 広域的な輸送物資を運ぶ広域幹線道路
- (イ) 県庁所在地と地方中心都市及び空港を結ぶ道路

イ 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と次の施設を結ぶ路線とする。

- (ア) 市町村役場
- (イ) 警察、消防、自衛隊などの救援拠点
- (ウ) 病院などの医療拠点
- (エ) 物資の集積拠点地

ウ 第3次緊急輸送道路

第2次緊急輸送道路と、村が定める防災拠点施設を結ぶ路線とする。

(3) 緊急輸送道路の周知

村は、平時より防災関係機関及び住民に対し、指定した緊急輸送道路の周知に努める。

3 輸送拠点の確保

(1) 広域輸送拠点

物資の集配拠点を定める。

(2) 航空輸送の拠点

村及び県は、災害時の臨時ヘリポートの候補地を選定し、整備に努める。

4 輸送手段の確保

(1) 応援協定などの締結

防災関係機関は、緊急時において確保できる車両などの配備や運用をあらかじめ計画し、発災後の道路などの障害物の除去、応急復旧などに必要な人員・資機材などの確保について必要に応じ応援協定などの締結を奨励する。

(2) 人員の確保

緊急輸送の荷役に必要な人員を確保する。

5 輸送路の確保

道路の管理者は、災害発生時における施設の機能確保のための体制整備を図る。

第5節 緊急物資確保対策

1 計画の方針

村及び各機関は、それぞれが定める計画に基づき、災害発生直後に必要な緊急物資の確保体制を整備する。

2 個人備蓄の推進

村及び県は、防災知識の広報に努め、飲料水、食糧の個人備蓄を推進する。

(1) 備蓄の周知

村においては、備蓄の検討を行うとともに、各家庭においても1週間程度の飲料水、食糧などの備蓄を行うことについて周知を図る。

(2) 目標

飲料水の確保については、1人1日3ℓを基準として、世帯人数の3日分を目標とする。

■ 1人当たり必要量の目安

飲料水	3日分	9ℓ
食糧	3日分	(乾パン、缶詰、レトルト食品、インスタント食など)

3 給水体制の整備

村は、災害により、水源が汚染されて飲料水を得ることができない者に対し、飲料水の確保を図るための給水体制を整備する。

(1) 応急給水の確保（3日間の供給を可能にする。）

ア 給水拠点の整備（水道施設の耐震化、ポンプ設備の停電対策など）

イ 応急給水に利用する備蓄水量の確保

ウ ポリタンク水の備蓄

(2) 供給体制の整備

給水車の配備、給水用資機材の備蓄に努める。

4 食糧・生活必需品の確保

(1) 調達体制の整備

災害発生時の供給について事業者と協定を結ぶなど調達の体制を整備する。

(2) 備蓄品目・量の決定

ア 備蓄品目・量の決定

備蓄品目・量を決定し備蓄に努める。

イ 重要物資の確保

地域の特性を考慮の上、重要物資を選定して確保に努める。

ウ 重要物資

(ア) アルファ化米、乾パン

- (イ) 粉ミルク又は液体ミルク、哺乳瓶
- (ウ) 毛布
- (エ) 衛生用品（おむつ、生理用品）、トイレットペーパー
- (オ) 携帯トイレ、簡易トイレ
- (カ) 飲料水

5 備蓄・供給体制の整備

村は、大規模な災害が発生した場合に必要な救助用資機材、医療救護所用資機材、食糧、生活必需物資についてあらかじめ備蓄し、必要に応じて供給できる体制を整備する。

(1) 村の相互応援

給水の相互応援などについて検討する。

(2) 村と県の連携

ア 備蓄目標の設定

村と県は、連携して備蓄目標を設定する。

イ 県への報告

村は、供給計画を県に報告する。

(3) 村

ア 避難所などへの備蓄の推進

避難所及びその周辺への備蓄を進める。

イ 孤立化地区への備蓄の推進

孤立する可能性がある地区への備蓄を進める。

ウ 計画の策定

配布計画を策定する。

(4) その他の防災関係機関

ア 農林水産省生産局

玄米の備蓄を図る。

イ 四国経済産業局

防災関係物資について情報収集、円滑な供給の確保を行う。

ウ 日本赤十字社高知県支部

毛布、日用品などを備蓄する。

第6節 消毒・保健衛生体制の整備

1 計画の方針

村は国、県、四国厚生支局、日本赤十字社等の協力のもと、被災後の感染症疾病として発生するウイルス性の赤痢、コレラの発生などを防止するため、防疫体制を整備し、保健衛生の確保を図る。

また、村は、災害により排出された、廃棄物などを迅速確実に収集・処理し、環境衛生の万全を期するための体制を整備する。

さらに、村は、災害発生後に必要とされる消毒・保健衛生活動、災害ごみ及びし尿の処理体制についての整備を図る。

家畜等を起因とする鳥インフルエンザ及び口蹄疫などの感染症に対しても、村は、国、県、四国厚生支局、日本赤十字社等の協力のもと、迅速かつ万全の体制で対処する。

2 消毒による防疫、保健衛生体制の整備

防疫・保健衛生体制については、保健所などの指導で具体的に検討を加えるなど、その整備に努める。

また、消毒剤、散布用機器、運搬器具など、災害時の調達に困難が予想されるものについては平常時から確保に努める。

(1) 次の事項について体制を整備する。

ア 消毒体制

イ 消毒方法

ウ 患者の搬送体制

エ 薬剤及び資機材の整備

村は、防疫用機械の整備を行い、薬品の調達について日ごろより業者との連携を図る。

(2) 消毒用薬剤及び資機材の災害時の調達について計画する。

3 し尿処理及び清掃活動

し尿及びごみ処理については、仁淀川下流衛生事務組合、高知中央西部焼却処理事務組合ほか関係業者にて実施する。

(1) ごみ処理体制の整備

ごみ処理計画を作成する。

ア 被害状況に応じたごみの量の推計

イ ごみの迅速な回収と処理のための計画

ウ 災害ボランティアとの連携

エ 大量に廃棄物が発生した場合

ガレキなど大量に廃棄物が発生した場合、又は組合のみでは処理が不可能な場合には、次の事項に留意する。

(ア) 発生現場における分別

発生現場における分別（コンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチック等）を図り、可能な限りリサイクルができるように努める。

(イ) 粉塵の発生への留意

解体工事に当たっては、アスベスト、粉塵の発生に留意する。

(ウ) 協力体制の確立

村は、関係機関及び近隣の市町村などからの応援が受けられるように、事前に協力体制の確立を図る。

(2) し尿処理体制の整備

し尿処理計画を作成する。

ア 処理量の推計

イ 仮設トイレなどの配置計画

ウ 回収用車両の調達など

資料編 6-1 災害時応援協定一覧参照

第3編 災害応急対策計画

第1章 災害時の応急体制

第1節 組織計画

1 防災組織

(1) 日高村防災会議

日高村防災会議条例に基づき、村長の付属機関として設置し、村域に係る防災に関する基本方針の決定、並びに村の業務を中心とした村域内の公共的団体その他関係機関の業務を包括する総合的な日高村地域防災計画の策定及びその実施について推進する。

(2) 日高村災害対策本部

ア 災害対策本部設置の時期

災害対策基本法及び日高村災害対策本部条例に基づき地域に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、村長は防災の推進を図る必要があると認めるとき設置する。

災害対策本部(以下「災対本部」という。)の設置については、次の基準に達したとき、村長が設置する。

なお、日高村水防本部の組織は本章第2節の4動員計画に基づき編成され、「災対本部」が設置された場合には、同本部に統合される。

イ 日高村災害対策本部設置基準

- (ア) 高知県内に気象業務法に基づく大雨、暴風、洪水、その他の警報が発令され、その必要があると認めるとき
- (イ) 村域に大規模な地震、火災、爆発その他重大な人為的災害が発生し、その必要を認めるとき
- (ウ) その他災害が発生するおそれがある場合であって、警戒体制を取る必要があると認めるとき
- (エ) 河川水位等では、仁淀川の国土交通省伊野水位観測所の水位が避難判断水位(7.90 m)以上になったとき、もしくは日下川本郷水位観測所の水位が避難判断水位(17.10 m)以上になったとき

ウ 災対本部の解散

「災対本部」は村域について、災害の発生するおそれが解消し、又は応急措置をおおむね完了したと認めた場合には解散する。

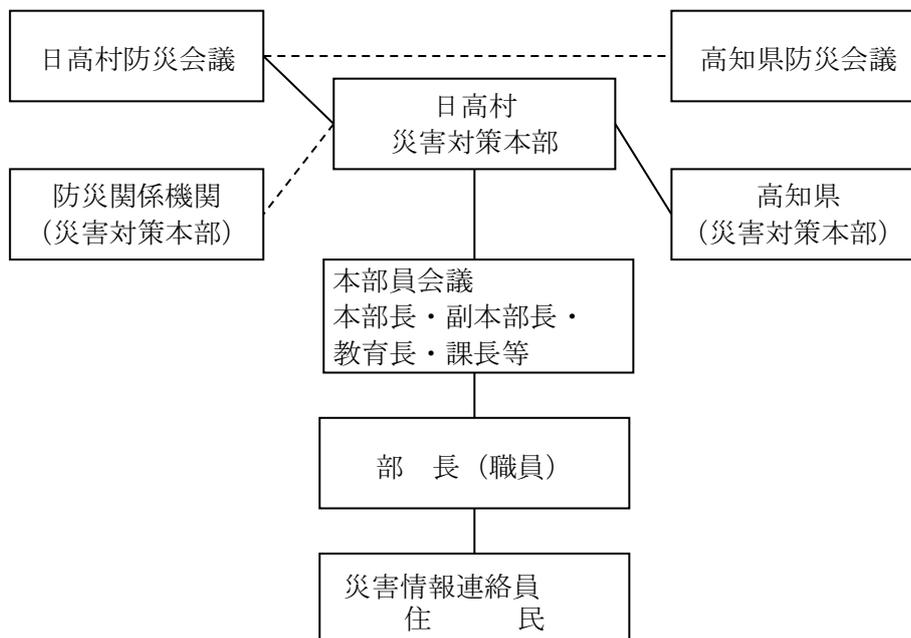
エ 設置及び解散の通知

「災対本部」を設置したときは、直ちにその旨を所掌事項により通知及び公表するとともに「災対本部」の標識を村庁舎に掲示する。

なお、解散した場合の通知は設置したときに準じて行う。

2 災害対策本部の組織及び担当事務

(1) 日高村防災組織系統図



(2) 日高村災害対策本部組織

本部の組織は、本来の行政組織を主体に機能別に部・班に編成する。ただし消防団については日高村消防団、仁淀消防組合の編成に準拠した。

本部長は村長がなり、本部長の職務代理者(副本部長)は副村長が遂行する。

ア 本部員会議

応急対策などの確迅速な防災活動を実施するときの基本方針を協議し、早急に実施すべき事項を決定するため本部員会議を設置する。

本部員会議の構成員は本部長・副本部長・教育長・課長等が当たる。

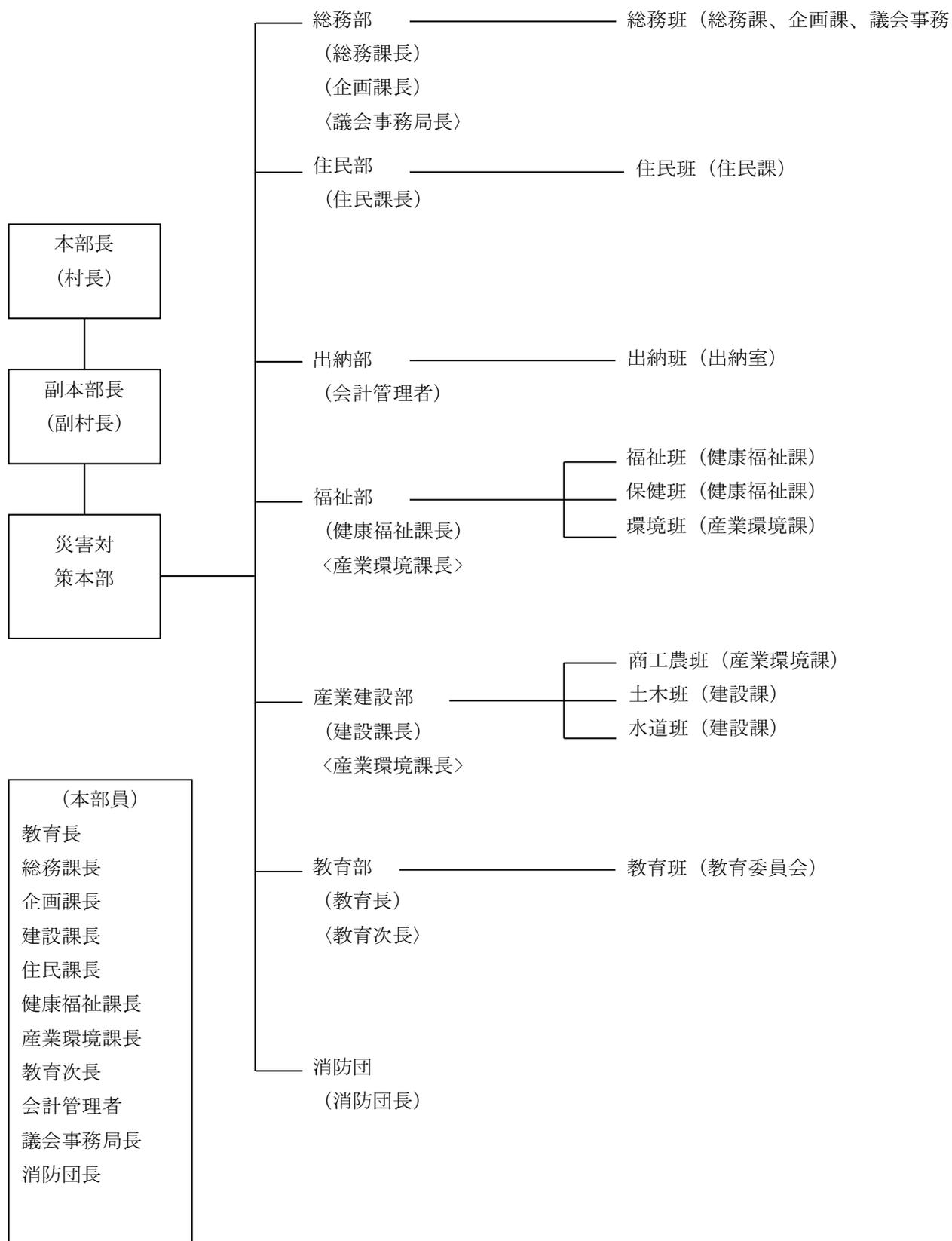
イ 部長

部長は編成区分の中核となり、本部長の指令その他連絡事項を所属の職員に伝達するとともに、各課等所管の被害状況、応急対策の実施状況、その他災害活動に必要な情報をとりまとめて、本部に連絡することを任務とする。

ウ 災害情報連絡員

日高村の災害対策に関し、住民と連携した防災体制を確立し災害情報提供、救援活動に対する協力等、地域の防災、救助の万全を期する。このために、村は各区域ごとに住民(自主防災会等)による災害情報連絡員を置く。

3 日高村災害対策本部組織
(新)



4 本部の分掌事務

本部は、次の分掌事務により災害対策の実施にあたる。

部	(部長) (副部長)	班	分掌事務
	総務部 (総務課長) (企画課長) (議会局長)	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の動員及び配備に関する事 2 各部、各班との連絡調整に関する事 3 自衛隊の災害派遣要請に関する事 4 県及び他機関に対する連絡、応援要請に関する事 5 防災会議、関係機関との連絡調整に関する事 6 公安対策及び警察との連絡に関する事 7 消防団との協調連絡に関する事 8 職員の給食に関する事 9 緊急資材、用品の調達及び貸借に関する事 10 防災行政無線、I P告知放送に関する事 11 車両などの調整に関する事 12 災害の予算編成に関する事 13 災害に伴う財政計画及び政府機関との連絡に関する事 14 災害復旧活動の計画推進に関する事 15 他班の応援に関する事 16 災害の写真撮影、記録に関する事 17 被害報告のとりまとめ及び記録に関する事 18 災害情報の収集・分析・伝達に関する事 19 気象情報の受領・伝達に関する事 20 報道機関との連絡に関する事 21 災害状況の把握に関する事 22 災害に関する各種情報の広報に関する事 23 その他災害対策全般に関する事
	住民部 (住民課長)	住民班	<ol style="list-style-type: none"> 1 他班の応援に関する事 2 災害に伴う税金減免に関する事 3 救援物資の調達配分計画に関する事 4 炊き出し、その他食糧品の配給に関する事 5 所管事務にかかるり災証明に対する災害証明
	出納部 (会計管理者)	出納班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係経費の収支に関する事 2 義援金の受領に関する事 3 緊急資材用品などの出納に関する事 4 他班の応援に関する事
	福祉部 (健康福祉課長) <産業環境課長>	福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の連絡調整に関する事 2 関係諸機関との連絡調整に関する事 3 避難所の設置及び管理運営に関する事 4 災害救助法の適用に関する事 5 応急救助に関する事 6 奉仕協力者の受入れ、配置に関する事 7 避難者及び被災者の収容に関する事 8 所管事務にかかるり災証明に関する事 9 り災者名簿の作成に関する事 10 社会福祉関係施設の保全及び応急対策に関する事 11 避難行動要支援者の保護に関する事 12 被災者に対する生活保護法の適用に関する事 13 日赤、県災害医療対策本部との連絡調整に関する事 14 社会福祉協議会との連絡調整に関する事 15 被災者に対する各種の資金の融資あっせんに関する事 16 義援金品の受付、保管及び配布に関する事

部	(部長) (副部長)	班	分掌事務
	福祉部 (健康福祉課長) 〈産業環境課長〉	保健班 環境班	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療施設の災害対策に関すること 2 医療施設の被害調査に関すること 3 医師との連絡調整に関すること 4 保健所との連絡調整に関すること 5 災害時の医療助産に関すること 6 救護所の設置運営に関すること 7 救出者の搬送並びに救護に関すること 8 医薬品、その他衛生資材の確保に関すること 9 ごみ、し尿などの非常処理に関すること 10 遺体収容所の開設に関すること 11 り災による身元不明死者の収容並びに埋火葬に関すること
	産業建設部 (建設課長) 〈産業環境課長〉	商工農班 (産業環境課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林業関係、商工業関係の被害調査に関すること 2 農林業関係、商工業関係の応急対策に関すること 3 農林業関係、商工業関係に係るり災証明に関すること 4 救援用食糧のあっせんに関すること 5 災害対策用物資資材の確保に関すること 6 農協などとの連絡調整、協力要請に関すること 7 部内の連絡調整に関すること
		土木班 (建設課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の災害対策に関すること 2 市街地の排水対策に関すること 3 災害対策のための関係業者との連絡調整に関すること 4 災害対策用資材の確保に関すること 5 応急仮設住宅に関すること 6 障害物の除去、交通規制など、応急交通対策に関すること 7 土砂災害などの危険箇所の監視と状況把握に関すること 8 水防活動に関すること 9 河川水路などの水位状況の調査に関すること 10 公共土木施設などの被害調査に関すること 11 公共土木施設などの災害対策に関すること
		水道班 (建設課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の保全及び応急対策に関すること 2 水道施設の被害調査に関すること 3 節水・断水・給水の広報に関すること 4 工事指定業者との連絡調整に関すること 5 り災者に対する飲料水の供給に関すること 6 水道応急復旧資材の調達確保に関すること
	教育部 (教育長) (教育次長)	教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育関係施設及び設備の被害調査に関すること 2 教育関係施設及び設備の災害対策に関すること 3 児童、生徒の避難及び応急教育対策に関すること 4 災害対策のための教員確保に関すること 5 災害時における学校給食に関すること 6 非常炊き出しに伴う給食施設の管理に関すること 7 り災児童、生徒に対する学用品などの供給、あっせんに関すること 8 避難収容施設の供与及び管理に関すること 9 災害対策に協力する学校生徒の配置計画に関すること 10 災害対策に協力する教育関係団体との連絡調整に関すること 11 文化財の保護及び災害対策に関すること 12 教育関係義援金品の受入配分に関すること
	消防団 (消防団長)		<ol style="list-style-type: none"> 1 水防、消防活動に関すること 2 水防に対する巡視警戒に関すること 3 避難誘導に関すること 4 行方不明者並びに遺体捜索及び収容に関すること 5 その他災害予防、防衛に関すること

5 各対策部の時系列の対応

大規模な災害が発生した場合を想定して、災害発生から時間経過（初動活動期→応急活動期→復旧活動期）に沿って、各課の事務分掌を整理する。

初動活動期	災害発生日～2、3日程度
応急活動期	災害発生2、3日後～1、2週間程度
復旧活動期	災害発生1、2週間～1か月程度

対策課の名称	リーダー	事務分掌	主な活動時期		
			初動	応急	復旧
各課共通	—	1 班内職員の動員、配備に関する事	●		
		2 所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報収集・とりまとめに関する事	●		
		3 所管施設の点検及び応急復旧に関する事	●		
		4 来庁者への安全確保に関する事	●		
		5 県への応援要請（部・班が独立して行う活動内容に関する応援要請）に関する事	●		
		6 ボランティアの受入れと関係業者との連絡・調整に関する事		●	
		7 所掌事務に係る災害復興対策に関する事			●
		8 日ごとの記録と整理に関する事	●	●	
		※ 災害対策の進行状況により、他班の応援が可能な状況にあるときは、積極的に応援活動を行う。			
災害対策本部・総務部	—	1 災害対策本部、現地災害対策本部の設置・解散に関する事	●		
		2 本部会議の庶務に関する事	●		
		3 本部の事務の総合調整及び各部との連絡に関する事	●		
		4 本部運営及び本部長の命令伝達に関する事	●		
		5 総合的な応急対策の立案及び各対策部間の調整に関する事	●		
		6 避難勧告・避難指示（緊急）・警戒区域の設定に関する事	●		
		7 気象情報等関連情報の收受及び伝達に関する事	●		
		8 支部、県、警察、防災関係機関、自主防災組織との連絡調整に関する事	●		
		9 自衛隊の派遣に関する事	●		
		10 応援派遣の要請に関する事	●		
		11 防災行政無線、IP告知放送の運用に関する事	●		
		12 各対策部からの情報のとりまとめに関する事	●		
		13 防災設備の被害調査・応急・復旧に関する事	●		
		14 避難者・負傷者・死亡者等の情報の管理に関する事		●	
		15 被害状況のとりまとめに関する事		●	
		16 職員の安否に関する事	●		
		17 登庁職員による被害概要報告のとりまとめに関する事	●		
		18 職員の動員・配置の把握に関する事	●		
		19 議会との連絡調整に関する事	●		
		20 コンピュータシステムの保守及び復旧に関する事	●		
		21 災害対策従事職員の給与・食事・宿泊・健康管理・公務災害その他バックアップ業務に関する事	●		
		22 災害視察・見舞者等への対応に関する事		●	
		23 災害情報及び避難勧告等の広報宣伝に関する事	●		
		24 自治会等からの被害情報の収集に関する事	●		
		25 報道機関等への情報の提供に関する事	●		
		26 被災者相談窓口の開設・運営に関する事		●	
		27 被害状況等の撮影保存及び記録に関する事		●	

対策課の 名称	リーダー	事 務 分 掌	主な活動時期		
			初動	応急	復旧
災害 対策本部・ 総務部	－	28 食糧・応急用衣料・寝具等災害物資の調達・管理及び輸送配給に関する事	●		
		29 災害対策に係る物資の調達に関する事	●		
		30 備蓄・調達物資の管理及び輸送に関する事	●		
		31 救援物資集積所の開設・運営に関する事	●		
		32 緊急輸送の実施に関する事	●		
		33 庁舎等施設の被害調査・応急・復旧に関する事	●		
		34 義援金の募集・受付に関する事		●	
		35 災害対策予算の調整・編成に関する事		●	
		36 復興に向けての財政措置に関する事			●
住民部	－	37 燃料の調達に関する事		●	●
		1 建物及び宅地の被害調査に関する事		●	
		2 所管事項に係る災証明書の発行・り災台帳の作成に関する事		●	
福祉部	福祉班	3 被災者等への税の減免等に関する事			●
		1 避難行動要支援者支援拠点設置に関する事	●		
		2 要支援者の救援・避難誘導・安否確認・避難状況の把握に関する事	●		
		3 奉仕団、民生委員等社会福祉協議会との連絡及び協力要請に関する事	●		
		4 福祉団体等との連絡調整に関する事	●		
		5 日本赤十字社との調整に関する事	●		
		6 福祉避難所の開設及び運営に関する事	●		
		7 災害救助法の申請事務に関する事		●	
		8 災害救助法に基づく救助事務及び連絡調整に関する事		●	
		9 被災者の生活支援に関する事		●	
		10 義援金の配分計画の立案・配布に関する事		●	
		11 災害慶弔金・見舞金の支給に関する事			●
	12 災害援護資金等貸付に関する事			●	
	13 被災者生活再建支援金の申請受付、県への申請に関する事			●	
	14 応急仮設住宅への入居受付に関する事			●	
	15 仮設住宅に入居した要援護者への支援に関する事			●	
	16 傷病者等の搬送の協力に関する事	●			
	17 仮設トイレの設置及び管理に関する事		●		
	18 乳幼児の避難・救護に関する事	●			
	19 乳幼児の安否確認に関する事	●			
	20 避難所の開設及び運営に関する事	●			
	21 避難者の収容及び把握に関する事	●			
	22 避難者名簿の作成に関する事	●			
	23 避難者の生活支援に関する事	●			
24 避難所での応援物資の配付に関する事		●			
保健班・ 環境班	－	1 傷病者等の搬送の協力に関する事	●		
		2 遺体の収容、検死検案所の開設・運営に関する事	●		
		3 医療救護所の開設に関する事	●		
		4 医師団等医療関係団体・医療機関との連携・調整に関する事	●		
		5 医療器材・薬品等の調達に関する事	●		
		6 応急医療救護に関する事	●		
		7 遺体の検死検案に関する事	●		
		8 医療救護に関する応援の要請に関する事		●	
		9 被災者の健康管理と相談に関する事		●	

対策課の 名称	リーダー	事 務 分 掌	主な活動時期		
			初動	応急	復旧
福祉部	保健班・ 環境班	10 防疫（消毒等）・衛生に関する事	●		
		11 災害ごみ・廃棄物の収集に関する事		●	
		12 死亡獣畜等の処理に関する事		●	
		13 保育施設の被害調査・応急復旧に関する事	●		
		14 乳幼児に係る相談に関する事	●		
		15 避難所での飼育動物（ペット）対策に関する事		●	
		16 家畜伝染病予防対策に関する事	●		
		17 災害ごみ・廃棄物の収集・処理の応急対策計画の策定に関する事	●		
		18 村民に対する災害ごみ・廃棄物収集体制の周知に関する事	●		
		19 し尿の緊急収集・処理に関する事	●		
産業建設部	商工農班	1 農地・農林業用施設・林道・林業施設・山地災害の被害調査に関する事	●		
		2 農産物の被害調査に関する事	●		
		3 応急用米穀、そ菜の調達、あっせんに関する事	●		
		4 農林業関係団体との連絡調整に関する事	●		
		5 病害虫の防除に関する事	●		
		6 農林業施設の応急復旧に関する事		●	
		7 所管事項に係るり災台帳の作成・り災証明書の発行に関する事		●	
		8 り災農家に対する融資に関する事			●
		9 農地・農林業用施設の本復旧に関する事			●
		10 商工業・観光業・観光施設の被害調査に関する事	●		
		11 観光客に対する緊急安全対策に関する事	●		
		12 商工会・観光業団体との連絡調整に関する事	●		
		13 買占め、売り惜しみの監視に関する事		●	
		14 消費生活に関する相談、苦情処理に関する事		●	
		15 被災中小企業に対する融資のあっせん及び復旧指導に関する事			●
	水道班	1 水道施設の被害調査・復旧に関する事	●		
		2 断水・給水等に係る広報に関する事	●		
		3 応急給水拠点の開設・運営に関する事	●		
		4 応急給水に関する事	●		
		5 水道施設の本復旧に関する事		●	
	土木班	1 公共土木施設（道路・橋梁・河川等）の被害調査に関する事	●		
		2 斜面災害の調査及び危険区域等の安全確保に関する事	●		
		3 公共土木施設（道路・橋梁・河川等）の応急復旧に関する事	●		
		4 がれき、その他障害物の除去に関する事	●		
5 応急対策用資機材の調達と輸送に関する事		●			
6 建設業団体等との連絡調整に関する事			●		
7 民間の被害復旧（土木・建築）の相談に関する事			●		
8 被災住宅宅地の危険度判定に関する事			●		
9 復興・住宅復興に関する事			●		
10 公共土木施設の本復旧に関する事				●	
11 被災住宅の応急修理に関する事			●		
12 応急仮設住宅の建設用地の確保及び建設に関する事			●		

対策課の 名称	リーダー	事 務 分 掌	主な活動時期		
			初動	応急	復旧
教育部	—	1 児童・生徒の避難・救護に関すること	●		
		2 児童・生徒の安否確認に関すること	●		
		3 学校施設の点検に関すること	●		
		4 被災教職員の措置及び教職員動員計画に関すること	●		
		5 避難収容施設の供与及び受入れに関すること	●		
		6 避難所の管理運営に関すること（学校施設）	●		
		7 被災者への炊き出しに関すること	●		
		8 学校給食センター施設の被害調査・応急復旧に関すること		●	
		9 応急教育の実施及び学校教育の再開に関すること		●	
		10 被災学校施設の復興に関すること			●
		11 所管施設の被害調査・応急復旧に関すること	●		
		12 避難収容施設の供与及び受入れに関すること	●		
		13 避難所の管理運営に関すること	●		
		14 社会教育関係団体との連絡調整に関すること		●	
		15 文化財等の被害調査及び復旧に関すること		●	
		16 所管施設の活用に関すること		●	
		17 避難所閉鎖への協力に関すること			●
		18 保育に関する総合調整に関すること	●		
		19 保育士の動員計画に関すること	●		
		20 応急保育に関すること	●		
		21 保育の再開に関すること		●	
消防団	—	1 災害の予防及び消火、水防活動並びに救助、避難誘導等の防災業務に関すること	●		
		2 警報の連絡並びに災害の警戒通報及び連絡に関すること	●		
		3 河川、堤防等水害危険区域の巡視、警戒並びに応急復旧対策に関すること	●		
		4 防災、人命救助活動に関すること	●		
		5 避難の勧告、指示及び誘導に関すること	●		
		6 消防団の運用に関すること	●		
		7 行方不明者の捜査及び遺体の処理に関すること	●		
		8 水位、雨量及び災害の調査に関すること	●		
		9 情報の収集に関すること	●		
		10 人員、器材の輸送及び救急、救出に関すること	●		
		11 水防倉庫及び水防資機材の点検に関すること	●		
		12 消防団の備品等の整備点検に関すること	●		
		13 その他消防団活動に必要な事項に関すること	●	●	
仁淀消防	—	1 警防計画並びに消防防火活動に関すること	●		
		2 機械器具の保管及び点検整備に関すること	●		
		3 消防水利に関すること	●		
		4 消防及び救助、救急訓練に関すること	●		
		5 火災、気象及び救急統計に関すること	●		
		6 自衛消防組織の指導訓練に関すること	●		
		7 人命救助に関すること	●		
		8 救急業務に関すること		●	
		9 気象通報の通信、受診に関すること	●		
		10 出動計画に関すること	●		
		11 防火思想の普及宣伝等に関すること	●		
		12 その他警防に関すること		●	

6 災害対策本部の標識等

(1) 標識板

「災害対策本部」設置を示す標識板を掲示する。

(2) 腕章または名札等

本部長、副本部長及び、その他の職員は災害応急活動に従事するときは腕章または名札等を着用する。

(3) 旗

災害応急活動を実施する場合に使用する「災対本部旗」及び各車両の標識を掲げる。

第2節 動員計画

災害の発生が予想され又は発生した場合、災害応急対策を動員配備する計画で災害の種類規模を勘案し、本部設置前には村長の、設置後には本部長の命によって行う。

1 担当

総務部

2 配備区分(水防体制)

区分	状況	配備内容	備考
準 備 配 置 (連絡体制)	(1) 大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪の警報が発令され災害の発生が予想される事態の発生まで時間的余裕がある場合 (2) 県水防指令1号	防災予備警戒班を組織	大雨、暴風、洪水警報が発令された場合に、役場管理職(村長除く)による防災予備警戒班(2~3名体制)を編成のうえ登庁し警戒につく。
第 1 配 備 (注意体制)	(1) 大雨・暴風その他の警報が発令され災害の発生が予想される事態の発生まで注意が必要とされる場合 (2) 県水防指令2号 (3) 仁淀川、及び村内河川の増水が予想されるとき	総務課長及び建設課長	
第 2 配 備 (警戒体制)	(1) 大雨・暴風その他の警報が発令され、災害の発生が予想され警戒を必要とする場合 (2) 県水防指令3号 (3) 河川が避難判断水位に達したとき又は堤防決壊、越流のおそれがあるとき (4) 神母樋門の内外水位差が4.5mとなったとき	<ul style="list-style-type: none"> 課長補佐級以上の管理職 総務課及び建設課は全職員 災害に対する警戒体制をとると共に併せて小災害が発生した場合に対処し、状況により速やかに第3配備に移行できる体制とする。 	災害対策本部設置 ※「水防本部」については、「災对本部」が設置された場合は、同本部に統合される。 水防本部設置
第 3 配 備 (非常体制)	(1) 現に災害が発生しつつあり、又は相当規模の災害が発生するおそれのある場合 (2) 県水防指令4、5号 (3) 堤防に亀裂が生じるなど堤防決壊、越流の危険があるとき (4) 放水路トンネルによる放水が不可能となっているとき (5) 各種特別警報が発令されたとき	職員の全員をもって直ちに全活動を行うことができる体制とする。	災害対策本部設置 ※「水防本部」については、「災对本部」が設置された場合は、同本部に統合される。
解 除	(1) 災害の危険が解消したとき (2) 河川水位が低下し、災害の危険が解消したとき (3) 県水防指令が解除されたとき		ア 住民に周知 イ 解散

3 配備編成計画

各課長等は「配備区分」に基づき所管の課ごとに「配備編成計画」を作成し、総務課長に報告する。

4 動員計画

本部長は2の配備区分に従って、動員を発令する。
災害対策本部における動員計画は、次のとおりである。

動員計画一覧表

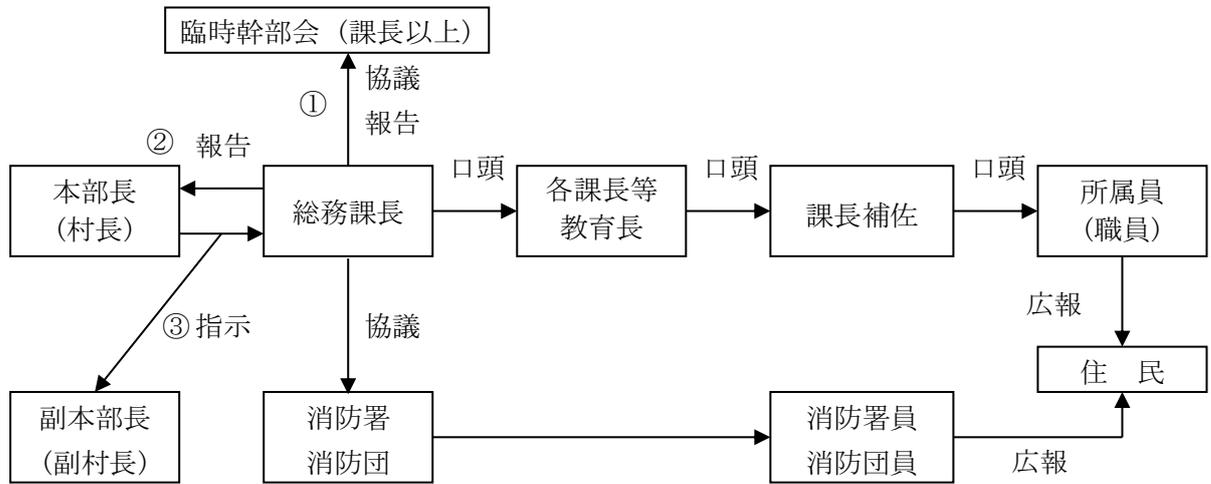
課	準備	第1配備	第2配備	第3配備	連絡責任者
本 部	(○)		○	↑ 全職員 ↓	村 長
総 務 課	(○)	○	○		総 務 課 長
企 画 課	(○)		○		企 画 課 長
住 民 課	(○)		○		住 民 課 長
健 康 福 祉 課	(○)		○		健 康 福 祉 課 長
建 設 課	(○)	○	○		建 設 課 長
産 業 環 境 課	(○)		○		産 業 環 境 課 長
教 育 委 員 会	(○)		○		教 育 長
議 会 事 務 局	(○)		○		議 会 事 務 局 長
出 納 室	(○)		○		会 計 管 理 者
消 防 団			○		消 防 団 長
仁淀消防日高分署	○	○	○		日 高 分 署 長

※第1配備では、課長以上を対象とする。

※第2配備では、総務課及び建設課は全職員、その他の課は課長補佐以上を対象とする。

5 動員の配備及び伝達方法

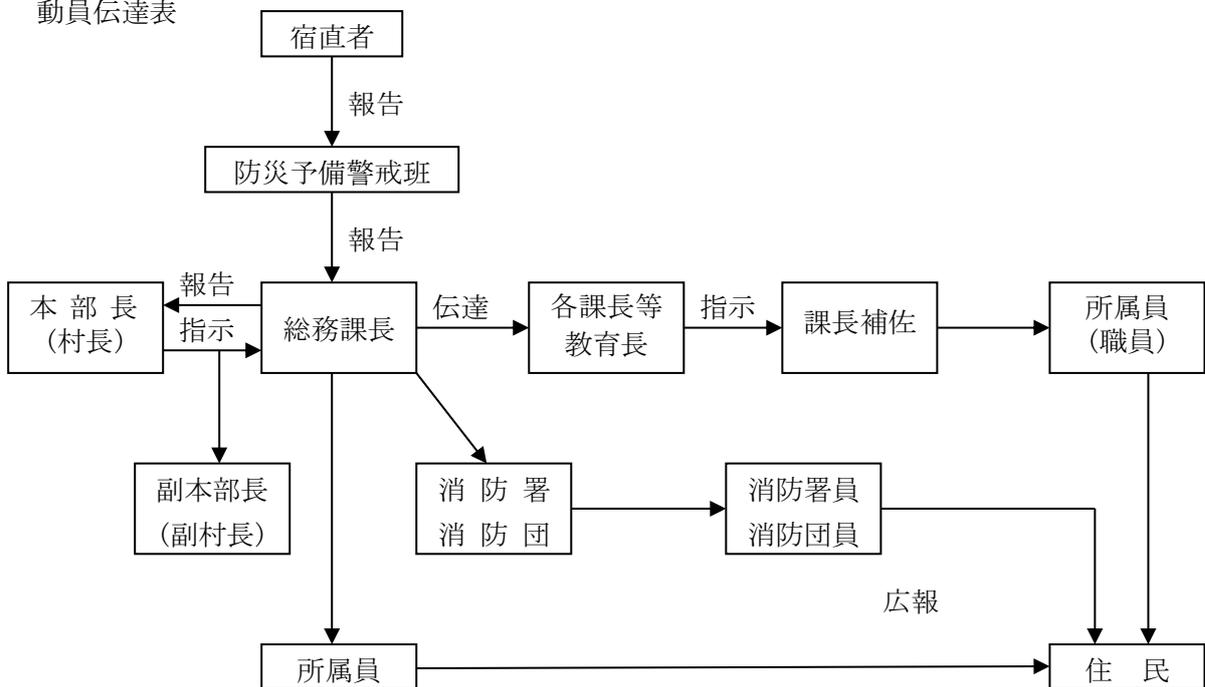
(1) 平常執務時の伝達方法



気象情報の通知を受け、災害発生が予想される場合、その大小により臨時幹部会議等を開催し、配備区分に従い、諸般の配備体制をとり行う。

(2) 休日又は退庁後の伝達

動員伝達表



ア 退庁後における各所属員の連絡方法

各課長等は各所属員住所及び連絡方法を把握しておき、直ちに動員できる措置を講じておくこと。

イ 宿直者による非常伝達

宿直者は次に掲げる情報を察知したときは直ちにそのとき対応する防災予備警戒班に連絡する。防災予備警戒班は宿直者より連絡を受けた場合は総務課長、村長、副村長に連絡して指示をあおぎ、関係課長等及び消防団、消防署に連絡する。

- (ア) 災害の発生のおそれのある気象情報等が関係機関から通報され、又は自ら自覚し緊急措置を実施する必要があると認められるとき
- (イ) 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があるとき
- (ウ) 災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき

ウ 登庁及び出動した関係課長等、消防団員は村長の指示により村内現状を把握し情報の収集や危険箇所の調査に当たり、場合により第1配備をとる。

※「防災予備警戒班」とは高知県中部に気象情報に基づく大雨、暴風、洪水警報が発令された場合に、各班2～3名の課長、課長補佐が登庁し警戒につく。

(3) 職員の招集、出動

ア 招集

各課長等、課長補佐は、配備命令を受け、また配備体制をとる必要があると認めたとときは直ちに防災体制の配備区分並びに編成に従い、それぞれの所属員を招集し、防災活動に支障をきたさないようにしなければならない。

イ 防災業務の遂行

本部長からの出動命令を受けた各課長等、各課長補佐は、あらかじめ状況に応じて定めた体制により、所属員を指揮して防災業務を遂行しなければならない。

ウ 配備に対する職員の心構え(職員の非常登庁)

- (ア) 職員はあらかじめ定められた災害時における配備体制及び自己の任務を十分習熟しておかなければならない。
- (イ) 職員は災害が発生するおそれがあるときは、ラジオ、テレビの聴視、所属の連絡責任者、総務課等への電話照会等の方法によるほか自ら工夫してその災害の状況、水防警報の発令、配備命令等を知るように努めなければならない。
- (ウ) 職員は災害が発生し、又は災害が発生するおそれが強いときは水防警報その他配備命令がない場合であっても状況によっては所属長と連絡をとってすすんでその指揮下に入るように努め、又は自らの判断で速やかに部署に参集し防災活動に従事する。
- (エ) 一被災により道路交通の利用が不能で、あらゆる手段によっても定められた配備部署につくことが不可能な場合は、通信連絡により所属長又は本部の指示を受けること。連絡が不可能な場合は自己の居住する集落に参集し、防災活動に従事しなければならない。

(4) 災害対策本部非常連絡先名簿

資料編1-4 日高村災害対策本部非常連絡先名簿を参照

第3節 予警報等の受領、伝達計画

気象、水防、火災等に関する予警報及び災害情報は災害応急対策の万全を図る上において欠くことのできないものであるから、その受領、伝達を迅速、的確に行うため受領及び伝達系統について定めておく。

1 担当 総務課、宿直者、消防署

気象台、その他関係機関の発する予警報は、災対本部が設置されているときは本部が、その他の場合は総務課あるいは宿直者が受領し、内容に応じた適切な措置をとる。

第4節 災害情報等の収集、報告計画

災害情報、災害状況の収集、報告を迅速的確に行うため情報収集員を派遣して情報の収集を円滑にし、応急対策の実施に万全を期する。

1 発災直後の被害の概要情報の収集・報告

村は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報収集を行う。

また、被害が大規模な場合は、被害規模に関する概括的情報であっても、直ちに県へ連絡する。

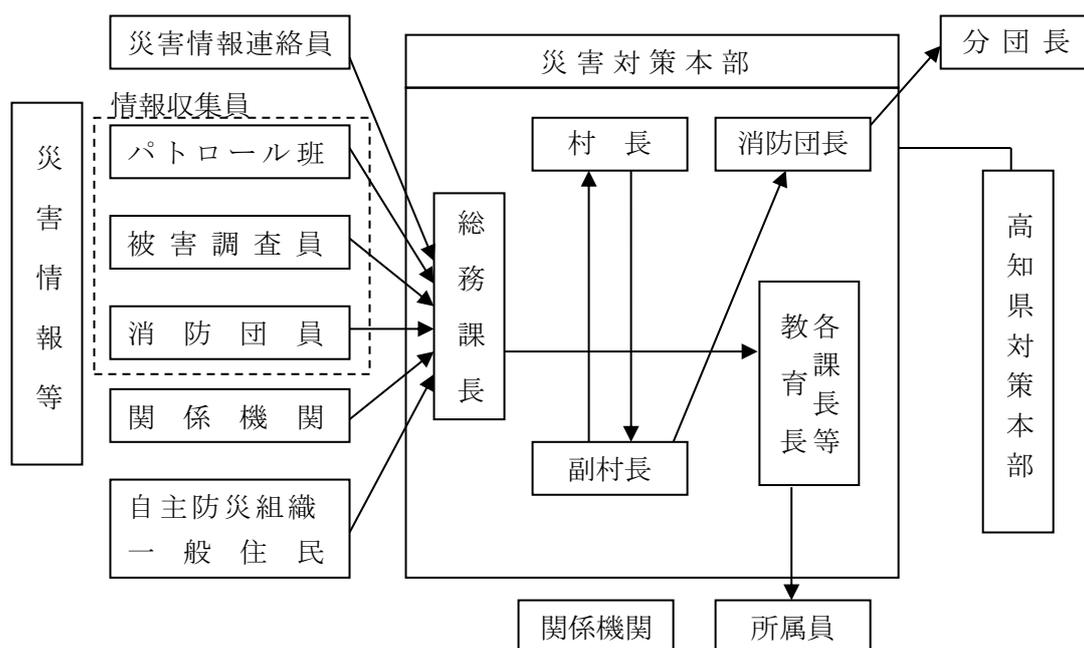
2 応急対策活動情報の活動

村は、県に応急対策の活動状況、対策本部の設置状況を連絡し、応援の必要性を連絡する。

また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

活 動 の ポ イ ン ト	関係部署
<p>1 各防災関係部署との連絡方法の整備（平常時）</p> <p>2 発災後、直ちに次の被害規模の把握のために活動 (1) 人的被害 (2) 家屋被害 (3) 火災の発生 (4) 避難の状況 (5) 道路などの損壊 (6) ライフラインの被害状況など</p> <p>3 被害状況の把握及び本部への報告</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>前記2により収集された情報の整理</p> </div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin: 0 10px;"> <p>とりまとめ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">総務課</div> <p>報告</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 10px;"> <p>高知県</p> </div> <p>（調査報告ごとに各課で実施）</p>	<p>各課共通 消 防 団</p>
<p>4 日高村から国（総務省消防庁）へ報告が行われる場合 (1) 通信途絶により県に報告できないとき (2) 119番通報が殺到したとき</p>	

3 災害情報等の収集、報告系統



4 被害状況の調査

村域内における被害状況の調査に当たっては、県の防災計画に示されている被害調査様式に準じて行うものとし、各種別ごとの被害調査については次の要領により行う。

(1) 調査の要領

ア 人、住家等の被害

本部は調査担当員を各地区に派遣し、自治会等の協力を得て調査を実施する。人的被害については警察と連絡をとり調査する。

イ 農林水産関係被害

農林水産関係の各種被害については、産業建設部が担当し、農業協同組合及び農業団体等の協力を得て実施する。

ウ 商工業関係被害

商工業関係被害については産業建設部が商工会等の協力を得て調査を実施する。

エ 土木関係被害

土木施設の被害については産業建設部が各自治会等の協力を得て調査を実施する。

オ 教育関係施設被害

教育関係施設の被害については、教育部が学校長等の協力を得て調査を実施する。

カ 水害調査

水害の実態を異常気象別、河川等別に産業建設部が把握する。

キ その他の被害

村有財産施設の被害については各施設を所有する課において調査を実施する。

(2) 調査報告の取りまとめ

各被害調査の取りまとめは総務課において行うので、直ちに調査結果を担当課長を通じて報告しなければならない。

(3) 被害状況報告

各部からの被害報告を取りまとめ、災害速報あるいは災害確定報告として高知県災害対策本部と県主管課及び必要に応じ健康長寿政策課に連絡しなければならない。

ア 緊急報告

村長は、人身・家屋等に被害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき並びに避難等の応急対策を実施したときは、直ちに次の事項について報告する。

- (ア) 発生日時
- (イ) 発生場所
- (ウ) 災害の状況、応急措置の概要
- (エ) その他参考となる事項

イ 中間報告及び確定報告

村長は、災害の拡大に伴い被害の状況を調査し、集計の都度中間報告するとともに、被害が確定したときは遅滞なく確定報告を行う。

(4) 被害写真の撮影

被害状況の写真は、被害状況確認の資料として、また記録保存のためにもきわめて重要である。

各課に記録写真員をおき、記録写真を撮影し、災害応急対策等に活用するとともに報道機関及び一般住民の撮影分についても必要に応じて提供を受け、災害記録写真の収集確保に万全を期する。

資料編 4-1 1 「県への報告区分」参照

第5節 災害通信計画

災害時における各機関相互の通信連絡は、迅速かつ適確に行う必要があるため、通信の窓口及び連絡系統を明確にするとともに、非常の際の通信連絡の確保を図る方法等について定めておく。

1 通信連絡活動

通信連絡は、県及び関係機関への連絡の確保を図る方法等を定める。

活 動 の ポ イ ン ト	関係部署
1 日高村の通信施設の利用 (1) 電話 (2) 高知県防災行政無線（総務課設置） (3) I P告知放送・屋外拡声器 (4) 消防無線（消防団、総務課設置） (5) N T Tの災害時優先電話 2 1で不足の場合は、他機関の通信施設、報道機関を利用	総 務 部 消 防 団

2 通信連絡の方法

災害時における通信連絡は有線電話、無線電話を利用し迅速かつ適確に行い、災害時における通信の輻輳を避けるため災害用電話を指定し、窓口の統一を図る。

県・村の窓口

窓 口		指定電話
県	危機管理部危機管理・防災課	088-823-9320 (tel)
		088-823-9253 (fax)
村	総務課	0889-24-5113

第6節 災害広報計画

災害時における広報は、人心の安定と社会秩序の維持を図るうえで、非常に重要であるので、報道関係者及び住民に対し被害状況その他の災害情報を迅速かつ適確に周知するよう努める。

1 担当部署

災害に係わる広報活動は、主に総務部が担当する。各部の共通事項については、下表による。

活動内容	関係部署
1 部内の役割分担の決定	各部共通
2 問い合わせ電話への対応	
3 被害状況調査結果及び応急対策状況の把握	
4 防災関係機関との連絡（情報の入手）	
5 広報事項の整理（緊急広報事項の決定）	
6 広報車両、掲示板などの確保	
7 広報の実施	
8 住民要望事項の公聴活動の実施	

2 広報資料の作成

広報担当者は、各部と緊密な連絡を図り、災害状況及び応急措置の状況等の報告資料を写真を中心に収集作成する。

3 報道機関に対する発表並びに依頼事項

災害の種別、発生場所及び日時、被害状況、応急対策の状況、住民に対する避難の勧告、又は指示及び注意事項等を取りまとめ、適宜報道機関に発表するとともに住民への周知徹底の必要のある事項については速報を依頼する。

- (1) 防災関係機関の体制並びに活動状況
- (2) 火災状況（発生箇所、被害状況等）
- (3) 浸水状況（ ” ）
- (4) 災害による被害を最小限にとどめるための事前対策
- (5) 災害対策本部の設置又は解散
- (6) 安否情報
- (7) 気象情報
- (8) 河川、橋梁等土木施設状況（被害、復旧状況）
- (9) 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）
- (10) 電気、水道、ガス等公益事業施設状況（被害状況、注意事項等）
- (11) 給食、給水実施状況（供給日時、量、対象者）

- (12) 医療救護所の開設状況
- (13) 避難場所等(避難所の位置、経路等)
- (14) 道路障害物、し尿の状況並びに除去見込み
- (15) 衣料、生活必需品等の供給状況(供給日時、場所、種類、量、対象者等)
- (16) 防疫状況と注意事項

4 住民に対する広報

(1) 住民に対する広報

災害情報及び応急措置の状況をまとめて広報するものとし、災害発生前の広報としては予想される災害の規模、動向等を検討し、被害の防止等に必要な注意事項を取りまとめ、報道機関に依頼し、広報を行うほか、広報車及びI P告知放送等を利用して、広報活動を行う。

また、被害発生後の広報としては、被害の程度、避難準備及び避難の勧告、指示、応急措置の状況等が確実に行渡るように広報する。

(2) 広報の内容

前記の報道機関に対する発表内容に準じて行い、広報車並びにI P告知放送等、住民組織、出先機関、新聞折込み等をもって周知を図る。

第2章 災害時応急活動

第1節 趣旨

村は災害時応急活動に向け、本計画はもとより、各種のマニュアルを整備するほか、各種関連機関との応援協定などを締結し、迅速かつ効率的な災害応急活動を展開し、住民の安全と財産の保全に努める。また、災害時に応急対策を迅速かつ的確に実施するため、業務継続計画等の作成により、職員の配備体制・勤務時間外における参集体制等の整備を図るものとする。

第2節 災害時応急活動

活動体制の確立、応急活動として実施すべき事項について明らかにする。

活 動 の ポ イ ン ト	関係部署
1 非常時における各自の役割の周知（平常時） 2 配備基準に従った各課配備者の決定（平常時） 3 配備基準 (1) 準備配備要員（連絡体制） ア 大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪の警報が発令され災害の発生が予想される事態の発生まで時間的余裕がある場合 (2) 第1配備要員（注意体制） ア 大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪の警報が発令され災害の発生が予想される事態の発生まで注意が必要とされる場合 イ 県水防指令2号 ウ 仁淀川、及び村内河川の増水が予想されるとき エ 神母樋門の閉鎖が予想されるとき (3) 第2配備要員（警戒体制） ア 大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪の警報、又は特別警報が発令され、災害の発生が予想され警戒を必要とする場合 イ 県水防指令3号 ウ 河川が氾濫注意水位に達したとき及び堤防決壊、越流のおそれがあるとき エ 神母樋門の内外水位差が4.5 mとなったとき (4) 第3配備要員（非常体制） ア 現に災害が発生しつつあり、又は相当規模の災害が発生するおそれのある場合 イ 県水防指令4, 5号 ウ 堤防に亀裂が生じるなど堤防決壊、越流の危険が高まったとき エ 放水路トンネルによる放水が不可能となっているとき オ 各種特別警報が発令されたとき 4 災害対策本部の設置場所 ⇒ 日高村役場内 5 村長の代理者の順位 第1位 副村長（副本部長）	各部共通 消 防 団

第2位 総務課長 第3位 建設課長 6 初動体制 (1) 勤務時間内に災害発生の場合は、配備基準に従い体制を構築 (2) 勤務時間外に災害発生の場合は、動員の命令を待たず、全職員が自主的に参集（参集場所は災害対策本部） (3) 参集の際には、被害調査、避難誘導、警戒、救出などに従事 (4) 先着した職員により緊急対策班を編成し、順次初動に必要な業務を実施	
--	--

第3節 活動体制の確立

1 計画の方針

村は、災害が発生する可能性を含めて、危険な状況にあると判断される場合には、被災の有無を問わず、あらかじめ職員参集体制を制定し、これに基づく活動体制を確立する。

2 初動体制の確立

村は災害の発生するおそれがある場合及び災害が発生した場合、あらかじめ定める動員計画により職員を非常招集し、初動の活動体制を整える。

また、効果的な応急活動を実施するため、関係機関との迅速な初動体制の確立を図る。

- (1) 参集基準に基づいた職員の招集
- (2) マニュアルなどに基づいた初動対応の実施
- (3) 災害対策本部設置基準などに基づいた体制の拡充（又は縮小）
- (4) 被害状況などの情報の関係機関相互による共有化

3 村の初動活動体制

村は、本編 第1章 第2節に定める「動員計画」により配備体制をとる。

4 活動体制の拡大

(1) 活動体制の拡大

村は県などの防災関係機関との連携により、被害の規模が拡大するなどの情勢の変化に応じ、さらに高度な配備へ移行し、活動体制の拡大を行う。

(2) 災害対策本部の設置

ア 村は大規模な災害が発生するおそれがあるなどの場合、災害対策本部を設置して応急対策を実施

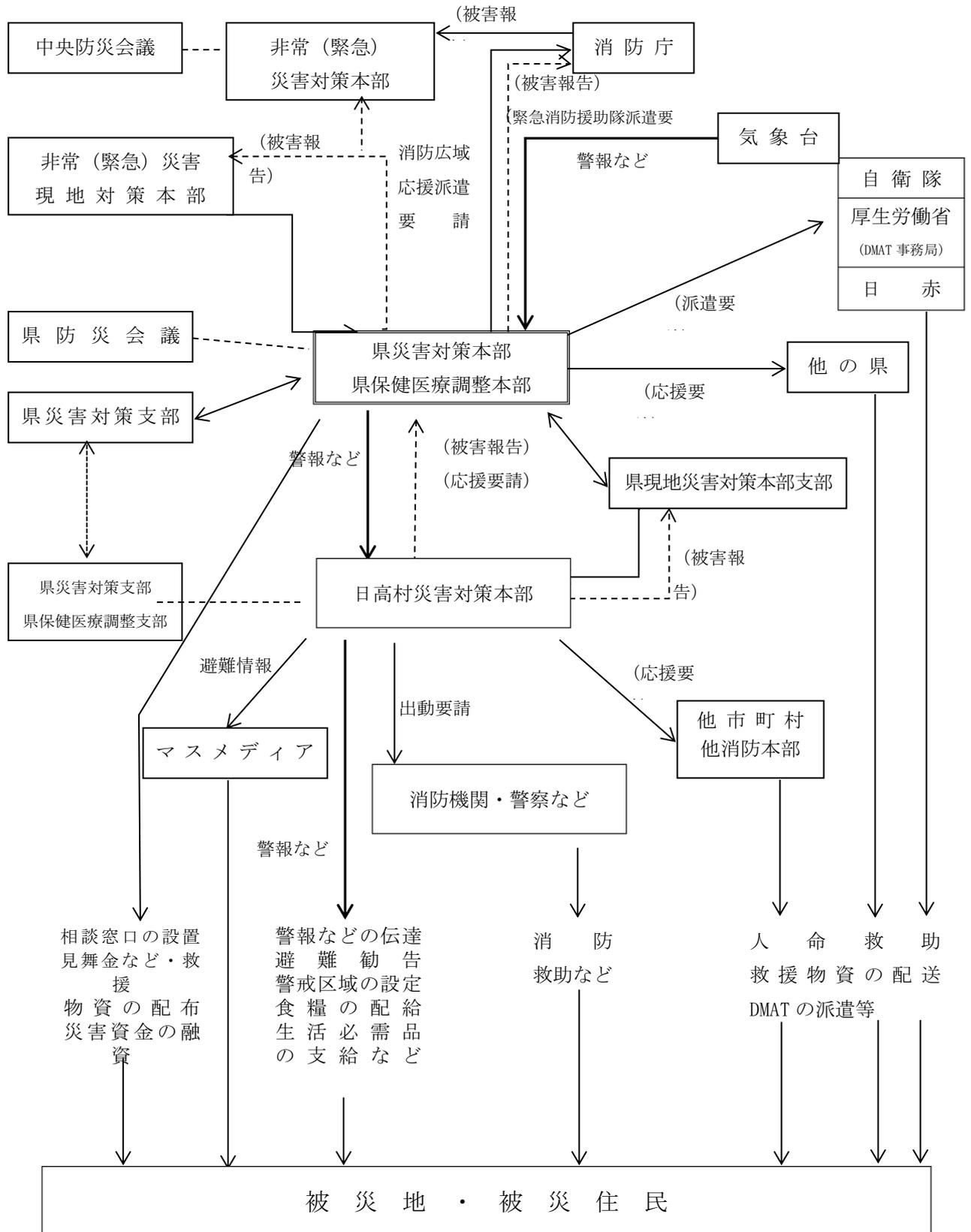
(ア) 村災害対策本部が被害を受けることも想定されることから、代替施設を事前指定

(イ) 村災害対策本部長である村長の不在時などを想定し、副村長を代理人に指定

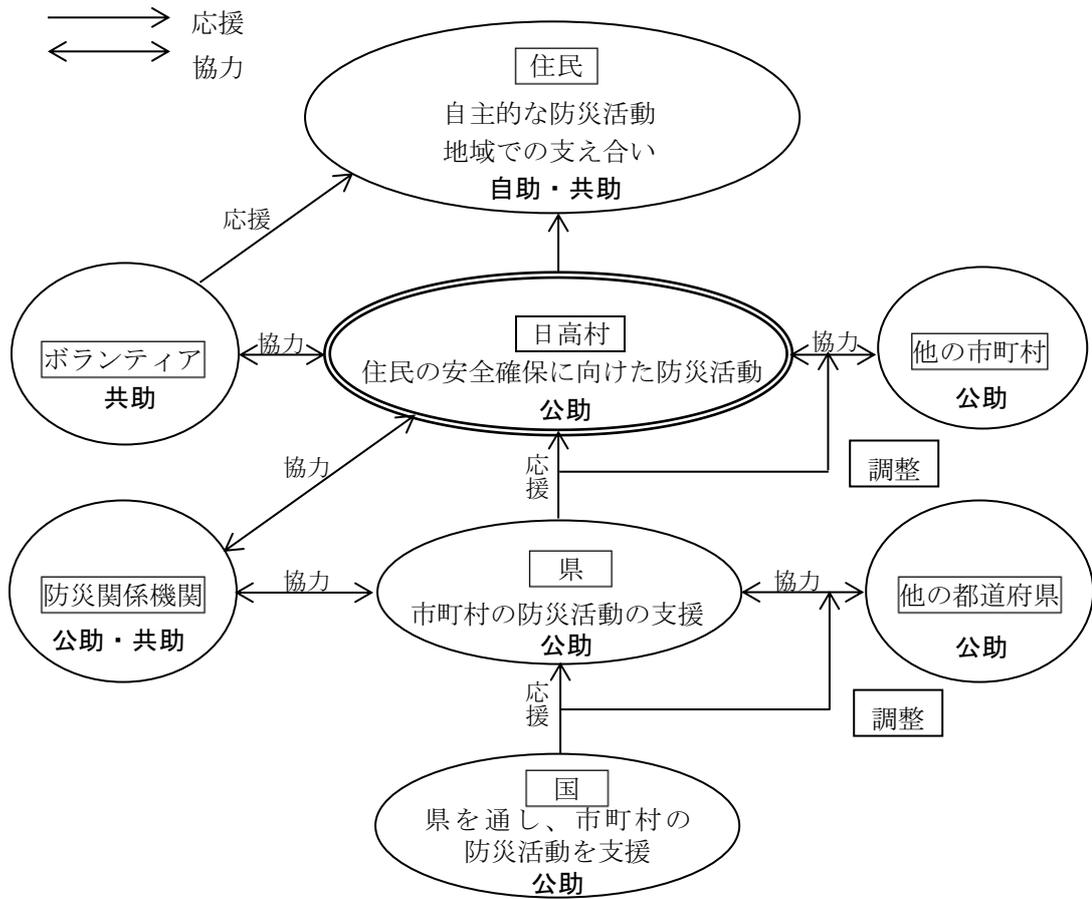
イ 水防団は、災害対策本部の一部として活動

ウ 村は県保健医療調整本部及び支部が設置された場合に、これらと連絡を密にし、医療救護を実施

■ 災害時における村と関係機関の活動連携体制



■ 防災関係機関の活動体制



第4節 気象予警報などの伝達

1 計画の方針

村は、村内で災害が発生又は発生するおそれのある場合、関係機関及び住民に気象注意報及び警報など災害関係情報を迅速かつ的確に伝達、周知し、被害の軽減及び防止を図る。

高知地方気象台その他関係機関が発する予報などは、村が情報を受領し、内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、必要に応じ職員への伝達を行う。

気象通報は、高知県からの一斉通報により消防本部においても受領し、必要に応じて防災無線及び関係機関を通じて住民に配信する。

避難所などの情報収集は、消防無線及びIP告知放送などにより行う。

活 動 の ポ イ ン ト	関係部署
1 気象予報の伝達に関すること (1) 高知気象台との連絡 (2) 高知県との連絡 (3) 河川事務所等関連機関との連絡	総 務 部
2 消防本部との連携	

2 実施責任者

実施責任者は村、県、関係各機関とする。

3 気象予警報など

(1) 気象予警報などの発表

高知地方気象台は、気象現象などにより、災害の発生の危険性が的確に伝わるよう、5段階の警戒レベル（相当情報）による防災情報を提供するなどして注意を喚起、警戒を促し住民の自発的な避難判断等を促す。

(2) 予警報などの種類と発表基準

ア 注意報

村内において、災害が発生するおそれがある場合に発表される。

イ 警報

村内のいずれかの地域において、重大な災害が発生するおそれがある場合に発表される。

ウ 特別警報

警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害の起こる恐れが著しく高まっている場合に発表される。

エ 気象情報

顕著な現象が予想される場合に発表する予告的情報と、注意報・警報が発表されている場合などに注意報・警報の内容を補完するために発表する補完的情報があり、台風や大雨に関する気象情報や、記録的短時間大雨情報などがある。

■ 日高村の注意報・警報発表基準の説明

種 類	発 表 基 準		
注意報	大雨注意報	大雨によって災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件以上と予想される場合	
		雨基準	3時間雨量90mm
		土壌雨量指数基準 ※1	181
	洪水注意報	洪水によって災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件以上と予想される場合	
		雨量基準	3時間雨量90mm
		流域雨量指数基準 ※2	仁淀川流域=47
	強風注意報	強風によって災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件以上と予想される場合	
		平均風速	12m/s
	風雪注意報	風雪によって災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件以上と予想され雪を伴う場合	
		平均風速	12m/s
大雪注意報	大雪によって災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件以上と予想される場合		
	降雪の深さ	24時間で10cm	
雷注意報	落雷等により被害が発生するおそれがあると予想される場合		
濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想され、具体的には次の条件以下と予想される場合		
	視 程	100m	
乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想され、具体的には次の条件以下に該当する場合		
	実効湿度	60%	
	最小湿度	40%	
雪崩注意報	雪崩が発生して被害があると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 栲原観測所の積雪の深さが50cm以上あり、次の何れかが予想される場合 1 降雪の深さが20cm以上 2 同所の最高気温が2℃以上 3 かなりの降雨		
低温注意報	低温によって農作物に著しい災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 気温が高知において-5℃以下になると予想される場合 ※3		

種 類		発 表 基 準	
注意報	霜注意報	降霜により農作物に著しい災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 3月20日以降の晩霜	
	着雪注意報	着雪が著しく通信線や送電線等の被害が予想され、具体的には次の条件に該当する場合 24時間降雪の深さが20cm以上 気温 - 2℃ ~ 2℃	
警報	大雨警報	大雨によって重大な災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件以上と予想される場合	
		雨量基準	3時間雨量140mm
	土壌雨量指数基準 ※1	239	
	洪水警報	洪水によって重大な災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件以上と予想される場合	
		雨量基準	3時間雨量140mm
		流域雨量指数基準 ※2	仁淀川流域=59
複合基準	3時間雨量100mmかつ 流域雨量指数仁淀川流域=49		
暴風警報	暴風によって重大な災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件以上と予想される場合		
平均風速	20m / s		
暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件以上と予想され雪を伴う場合		
平均風速	20m / s		
大雪警報	大雪によって重大な災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件以上と予想される場合		
降雪の深さ	24時間で30cm		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	120mm

(注)

- 1 発表基準欄に記載した数値は、高知県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。
- 2 ※1 土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）等の雨量データから「タンクモデル」という手法を用いて指数化したもの。地表面を5km四方の格子（メッシュ）に分けて、それぞれの格子で計算する。
- ※2 流域雨量指数とは、河川の流域に降った雨水が、どれだけ下流の地域に影響を与えるかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）から、流出過程と流下過程の計算によって指数化したもの。
- ※3 気温は高知地方気象台の値。

- 3 注意報、警報はその種類にかかわらず解除するまで継続される。また新たな注意報、警報が発表される時は、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除されて、新たな注意報、警報に切り替えられる。
- 4 この基準は平成 22 年 5 月 27 日現在のものである。

■ 特別警報の発令基準

現象の種類	基準	
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予測され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予測される場合
高潮特別警報		高潮になると予測される場合
波浪特別警報		高波になると予測される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予測される場合	
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予測される場合	

(3) 予警報などの地域区分

高知地方気象台は、災害が発生すると予想される地域を技術的に特定することができ、それが防災上必要と考えられた場合には、市町村ごとに、その地区を指定して注意報・警報を発表する。

(4) 土砂災害警戒情報

ア 高知地方気象台

高知地方気象台は高知県土木部防災砂防課と連携して土砂災害のおそれがある場合に、土砂災害警戒情報を発表する。

なお、土砂災害警戒情報が通知された場合の処置は、巻末「土砂災害警戒避難体制の整備」の定めによる。

イ 日高村における措置

総務課長は、前記の予報などを受領し、必要と認める場合は速やかに村長、副村長、及び仁淀消防組合消防長に報告するとともに関係各課に伝達する。

総務課長から伝達を受けた関係各課長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、職員などへ伝達する。

(5) 洪水予報

国や高知県が管理する河川のうち、流域面積が大きく、洪水により大きな損害を生ずる河川については、国土交通省又は高知県と高知地方気象台が共同で河川を指定して洪水予報を行う。

4 気象予警報などの伝達

(1) 住民への伝達

村は、防災計画に基づき、IP告知放送、屋外拡声器、広報車、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール）、スマートフォン向けアプリケーション等のあらゆる通信手段を複合的に利用し、住民に対して予警報などを伝達する。

また、自主防災組織などの住民組織と連携して広く周知するものとし、避難行動要支援者への周知については、特に配慮する。

(2) 災害対策本部内伝達方法

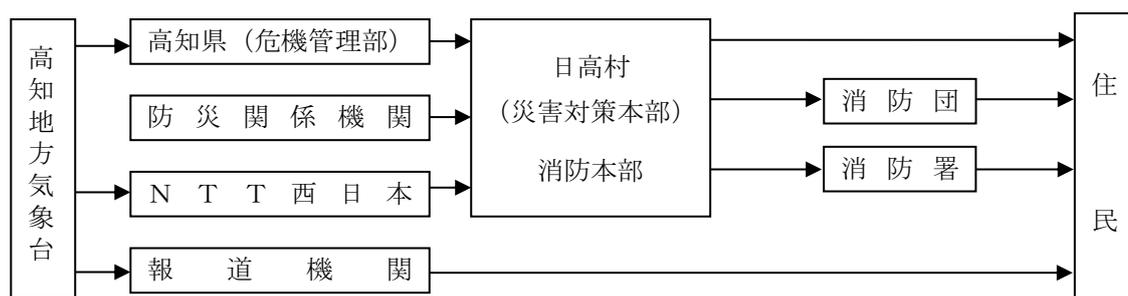
ア 高知地方気象台からの気象通報その他災害に関する情報は、総務課（夜間、休日など勤務時間外で同課員不在のときは宿直員）が受領

イ 総務課は、関係各課連絡責任者に連絡し、連絡責任者は各課員に伝達

ウ 夜間、休日など勤務時間外における伝達は、宿直員が総務課長に通知

(3) 気象予警報の通報系統

高知地方気象台から発表された気象予警報などの通報系統は以下のとおりとする。



5 気象説明会

高知地方気象台は、大雨などにより災害の発生が予想される場合、気象説明会を開催する。村は、その情報を受け、対応措置をとる。

6 河川水位・雨量などの収集分析

集中豪雨、土砂災害に対処するためには、気象台の情報のほか独自に得られる情報の収集分析が重要であるため、次の事項の情報を収集する。

(1) 高知県総合防災情報システムの活用などによる情報

(2) 消防本部において収集、分析している情報

(3) 国土交通省からの監視カメラ画像及びインターネットによる情報

(4) 巡視による情報

第5節 通信連絡

1 計画の方針

災害発生後、通信施設を管理するもの（西日本電信電話株式会社）は、機能の確認と、支障が生じた施設の復旧を直ちに行う。また、各機関の施設を相互利用し、協力して通信体制を確保する。

担 当 事 務	担当部署
1 日高村通信施設の利用	総 務 部 消 防 団

2 実施責任者

実施責任者は村、西日本電信電話株式会社、各関係機関とする。

3 機能の確認と応急復旧

- (1) 村、県などの防災関係機関は、災害発生後直ちに、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設を復旧
- (2) 西日本電信電話株式会社は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関などの災害対策用の通信の確保を優先して、応急復旧

4 非常時の通信手段の確保

- (1) 有線通信が可能なとき
電話の輻輳を避けるため次の通信手段による。
 - ア 高知県防災行政無線回線を優先使用
 - イ 災害時優先電話を利用
 - ウ 携帯電話、衛星携帯電話などの移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定
- (2) 自機関の電話が利用できないとき
他機関の専用電話を利用
- (3) 有線通信が途絶し利用できないとき
 - ア 他機関などの有する無線通信施設を利用
 - イ 非常通信の運用（高知県非常通信協議会の協力を得る。）

5 通信情報システム等の整備

- (1) 村は、通常の情報通信インフラの途絶に備え、衛星携帯電話等の整備に努める。
- (2) 村は、医療施設の被害状況等の情報を迅速に把握できるよう衛星携帯電話や広域災害救急医療情報システム（EMIS）等の操作訓練を定期的に行うなど、操作方法の習熟に努める。

第6節 消防計画

1 計画の方針

火災・地震等が発生した場合において、保有消防力の全機能を発揮して、その被害を最小限度に防止し、よって住民の生命、身体及び財産を保護し、災害による被害を軽減する。

2 消防組織

消防組織は、仁淀消防組合日高分署(2分隊10名)及び日高村消防団(本団、7分団計102名)をもって編成する。

(1) 仁淀消防組合日高分署



(2) 日高村消防団

	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
本部	1	2						3
中央分団			1	1	1	2	13	18
下分分団			1	1	1	2	9	14
本郷分団			1	1	1	2	9	14
沖名分団			1	1	1	2	8	13
能津分団 (西部)			1	1	1	2	8	13
能津分団 (東部)			1	1	1	2	8	13
岩目地分団			1	1	1	2	9	14
計	1	2	7	7	7	14	64	102

3 消防団の任務及び事務取扱い

(1) 消防団本部

消防運営に関する計画の立案審議を行い、分団を指揮して法令、条例等により定められた職務を遂行し、火災、水災、地震等の災害を予防し、軽減する。

(2) 消防分団

分団長の統率の下に、本部の命を受け、法令、条例等に定めた消防団の職務を誠実に履行する。

(3) 消防団の任務遂行

以下に掲げる消防団に関する事務を日高村役場総務課において行う。

- ア 消防予算及び経理事務に関すること
- イ 物品の調達、支払いに関すること
- ウ 団員の報酬、手当及び公務補償並びに処遇に関すること
- エ 消防施設の設置及び修繕管理に関すること
- オ その他の事務処理に関すること

4 火災予防

第2編 第1章 第6節 火災予防計画を参照

5 教育訓練

(1) 高知県消防学校への派遣

県消防学校における初任教養、現任教養、幹部教養の教育に、順次派遣して、団員の知識、技術の向上を図る。

(2) 一般教育計画

消防団員の教育は、図上戦術、法令研究等の学科教育及び災害現場における教育に大別される。

学科教育については、消防学校へ派遣して教育し、又は分団ごとに本部員は講師を派遣して行う。

実施教育については、災害現場等において、分団長が適時新任団員を対象として、機械器具の取扱い、消火戦術等を教育する。

各分団は、団員を機会あるごとに分団長は、本団に依頼して、団員の教養の向上を図る。

(3) 訓練計画

ア 計画の方向

防災関係機関は、相互の連携体制を確認し、住民の防災意識の向上を図るため各種の防災訓練を実施する。現場訓練は、地域の災害特性を考慮し、実状に即した実践的な内容とする。また、住民が地域で行う避難訓練などを支援する。

イ 現場訓練実施に当たっての留意事項

(ア) 訓練種目の選定

村は、地域の災害特性を考慮し、実践的な訓練種目を選定する。

(イ) 応急対策計画の検証

訓練は、可能な限り、被害を想定する現地において実施し、各防災関係機関の応急対策計画が実践的なものか検証する。

(ウ) 災害時要配慮者の想定

訓練では、災害時要配慮者を想定し、コミュニティ及び自主防災組織が中心となって災害時要配慮者に対し配慮するように努める。

ウ 訓練の種類

(ア) 総合防災訓練

村及び県は、自衛隊など防災関係機関、民間企業、自主防災組織、ボランティア団体及び住民などと連携して総合防災訓練を実施する。

(イ) 消防訓練

村及び消防機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため消防訓練を実施するとともに、必要に応じて消防機関相互が緊密な連携のもとに合同訓練を実施する。

(ウ) 水防訓練

村、消防機関及び水防関係機関は、水防活動の円滑な遂行を目的に水防訓練を実施し、必要に応じて水防関係機関相互が緊密な連携のもとに合同訓練を実施する。

(エ) 情報収集伝達訓練

村及び防災機関は、緊急時における情報の収集、伝達を的確に行うため、情報収集伝達訓練、非常通信訓練などを実施する。

(オ) 図上訓練

a 村及び県などは、組織内での情報伝達や指揮命令系統を確認し防災関係機関相互の連携が図られるよう、図上訓練を行う。

b 村及び県などは、応急対策能力を高めるための図上訓練（計画立案）を実施する。

(カ) 自主防災組織などの住民が実施する訓練

村、県及び地域の防災関係機関、住民は、自主防災組織が地域において実施する避難などの訓練を支援する。

エ 訓練の評価

村及び防災関係団体は、訓練終了後は、課題を明確にし、必要に応じて体制などの改善に努める。

オ 防災訓練の際の交通規制

公安委員会は、防災訓練の効率的な運営を図るため特に必要があると認める時、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、道路における歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。

6 火災警報の発令及び解除

県内に異常乾燥注意報等が発令され、火災の予防上危険であると判断されるとき、又は火災の予防上必要があると認めるとき、村内に火災警報を発令する。

この場合、日高分署に、法の定める標旗を掲げ、消防署前に掲示板をもって標示し、解除は前記の標示を取除くことをもって標示する。

7 招集

消防団員の招集は、「一般招集」と「非常招集」の2種類とする。

(1) 一般招集

訓練、演習、その他必要のある場合、団員を招集する。

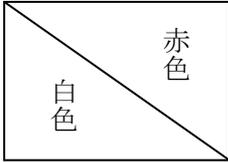
(2) 非常招集

非常災害が発生したとき、火災、水害が拡大するおそれがあるとき、又は応援のために、団員を招集する。

8 連絡、信号

消防団員の招集及び鎮火等を周知させるため、サイレンを吹鳴するものとし、その信号の種類は次のとおりとする。

■サイレン信号表

種別		区分	サイレン信号 (余韻防止付)	吹鳴回数	備考
一般招集	訓練、演習 搜索外		約 15 秒 —○————○— 約 5 秒	3 回	応援招集
非常招集	建物火災		約 5 秒 —○————○— 約 5 秒	7 回	
	林野火災		約 10 秒 —○————○— 約 5 秒	5 回	
鎮火			—○————○— 約 30 秒	1 回	
時報			—○————○— 約 10 秒	1 回	
緊急避難 警報			—○—○—○—○— 30 秒 5 秒 30 秒 5 秒	7 回	
警報	標識(火災警報)   			標示場所 仁淀消防組合 日高分署	

9 出動

消防団の出動区分は、次の5種とする。

(1) 第1次出動

平常気象時において、火災を覚知した場合及び水防防災関連の出動の場合

(2) 第2次出動

- ア 第1次出動による消防力では、なお不足を感じると判断される火災の場合
- イ 火災警報発令中で、火災の延焼危険が大きい場合

ただし、この場合にあつて延焼のおそれがなく第1次出動のみの消防力で鎮圧できると状況判断できる場合は、第1次出動とする。

(3) 第3次出動

第2次出動による消防力では、なお不足を感じると判断される火災の場合

(4) 応援出動

他の市町村に応援出動する場合

(5) 状況出動

管轄区域内において発生した火災水害等を、同区域内の消防分団が認知して出動する場合

10 消防分団の主な管轄区域表

消防分団名	地区名	備考	消防分団名	地区名	備考	
中央分団	奥ノ谷		本郷分団	宇井		
	大橋			西ノ越 文瀬		
	鍛冶屋南			計 9集落		
	県営住宅		沖名分団	馬越		
	木屋ヶ谷			宮谷		
	駅前			北込山		
	父原			猿田		
	長崎			戸梶		
	田福			南込山		
計	9集落	計	9集落			
下分分団	江尻		岩目地分団	岩目地西		
	中村			岩目地東		
	鍛冶屋			平野		
	折月		下の谷			
	福良		竜石			
	長山田		望ヶ丘			
	日ノ出団地		九頭			
	今宮団地		計 7集落			
	暮月		(東部) 能津分団	本村		能津分団東部、西部は、能津地区の災害に対し、共同して防除に当たること。
	国岡			大花		
	西田			名越屋		
	光岩		柱谷			
小村	計 4集落					
計	13集落	(西部) 能津分団	鴨地			
本郷分団	妹背		長畑			
	梅ヶ坂		宮ノ谷			
	柏井	計 3集落				
	大和田	合計	54集落			
	岡花					
	井ノ峯					
鹿児						

11 出動指令

出動指令は、事前命令による。ただし、状況出動に関してはこの限りではない。

なお、能津地区の災害については、管轄区域に関係なく能津分団（東部、西部）は共同して防除に当たる。

12 指令方法

出動指令は、サイレンの吹鳴、備付の無線機及び携帯電話（メールを含む）による。

13 通信

無線通信は、仁淀消防組合無線局管理運営要綱による。

14 施設、備品の保全

(1) 消防資機材の整備及び保全

維持管理については、定期検査を実施し、修繕については発見の都度、分団長を経て本団まで報告し、実施する。

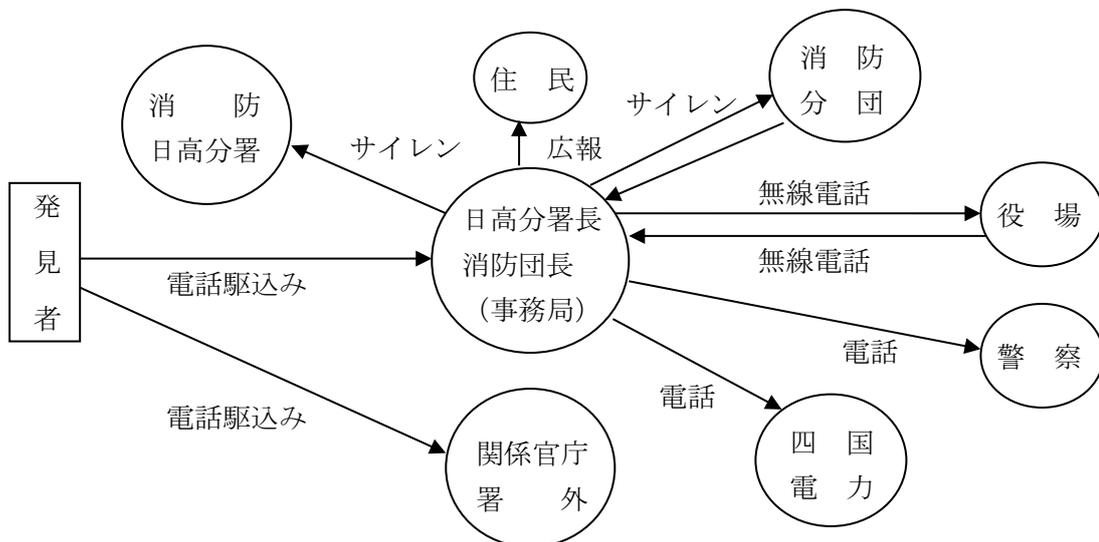
(2) 消防通信施設の整備保全

トランシーバー等の通信施設の整備は、役場にて行い、定期検査を実施して、保全に努める。

(3) 消防水利の整備保全

消防水利のうち、防火用水槽、消火栓の設備の点検は日高分署及び分団にて行い、修理が必要な場合は役場に連絡を行うこと。

15 関係機関伝達系統図



16 相互援助計画

高知県中央地区消防協議会の協定及び高知県内広域消防相互応援協定に基づき応援を行い、又は応援要請を行う。

17 消防水利の確保

震災時には、消火栓は水道施設の破壊等により、断水又は極度の機能低下が予想されるので消火栓のみに偏らない計画的な水利配置を行うものとし、防火水槽、耐水性貯水槽の整備、河川水、井戸水等の自然水利の活用、水泳プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

第7節 自衛隊派遣要請計画

1 計画の方針

災害に際し、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の部隊又は機関（以下「部隊など」という。）の派遣を要請する場合、その手続などを定め円滑なる実施を図る。

2 担当部署

担 当 事 務	担当部署
1 派遣要請・連絡	村長（本部長）
2 受入体制の整備	総務部

3 災害派遣要請ができる範囲

(1) 実施責任者

実施責任者は県知事及び村長とする。

災害により、人命や財産保護のために必要な応急対策、又は災害復旧の実施に急を要し、かつ、村において実施不可能あるいは困難であると認めた場合は、村長は知事に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

また、村長は要請ができない場合は、災害派遣を要する旨と本村の災害の状況を自衛隊に通知するものとし、その際、速やかにその旨を知事に通知する。

(2) 災害派遣要請ができる範囲

自衛隊に災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合で、おおむね次のような活動を必要とする場合とする。

ア 被害状況の把握

車両、船舶、航空機などによる、被害状況などの偵察

イ 避難の援助

避難者の誘導、輸送など

ウ 遭難者の捜索・救助

行方不明者、負傷者などの捜索活動（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合）

エ 水防活動

堤防、護岸の決壊に対する土のうの作製、積込み及び運搬。

オ 林野火災の空中消火及び地上消火

消火剤の運搬・投下による延焼防止（ただし、原則として地上の防ぎょ活動が困難なとき及び人命の危険・人家などへの延焼、その他重大な事態を避けるため必要であり、また空中消火活動上のヘリポートなどが確保できる場合に限る。）

カ 道路など交通上の障害物の排除

施設の損壊した部分、又は障害物の除去、道路、鉄道路線上の崩土などの排除（ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響すると考えられる場合）

キ 応急医療、救護及び防疫の支援

被災者に対する応急医療・救護及び防疫支援（薬剤などは、県又は村が準備）

ク 通信支援

緊急を要し、他に適当な手段がない場合、被災地災害対策本部間のバックアップ通信の支援（自衛隊の通信連絡に支障のない限度の支援）

ケ 人員・物資の緊急輸送

緊急を要し、他に適当な手段がない場合に、緊急患者、医師その他の救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合）

コ 炊き出し及び給水などの支援

被災者に対する炊飯、給食及び給水の支援（緊急を要し、他に適当な手段がない場合）

サ 宿泊支援

被災者に対する宿泊支援

シ 危険物などの保安、除去

自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物などの保安措置及び除去

ス その他

その他知事が必要と認める事項

4 災害派遣要請の手続

(1) 派遣要請

ア 知事の派遣要請

知事は、災害に際して事態がやむを得ない場合で、人命又は財産の保護のために必要があると認めるときは、「自衛隊法第 83 条第 1 項及び自衛隊法施行令第 106 条の規定」並びに「災害派遣に関する高知県知事と陸上自衛隊第 14 旅団長との協定書」（平成 18 年 4 月締結）及び「災害派遣に関する高知県知事と陸上自衛隊第 14 旅団第 50 普通科連隊長との協定書」（平成 22 年 4 月締結）に基づき、直ちに自衛隊の派遣を要請する。

また、要請しないと決定したときにも、直ちにその旨を通知する。

さらに、自衛隊の自主派遣が実施された後であっても、知事が派遣要請を行うことにより、その時点から知事の要請に基づく派遣とする。

イ 知事への情報提出

災害派遣要請の必要が生じる可能性があるとは判断される場合、村長は知事に対し、状況判断に必要な情報を可及的速やかに提供する。

ウ 村長からの知事への要請

村長は、災害派遣要請の必要があると判断される場合には、知事に対し、次の事項を記載した文書を提出し、自衛隊の派遣を要請する。ただし、事態が急迫し文書で行ういとまがないときは、電信・電話などで要請し、事後速やかに文書を提出する。

■ 派遣要請時記載事項

	記 載 事 項
1	災害の状況及び派遣を要請する事由
2	派遣を希望する期間
3	派遣を希望する区域及び活動内容
4	その他参考となるべき事項

エ 村長からの要請

村長は、地震災害に際し、特に緊急を要し、かつ前記3の要請を行うことができないときは、速やかに最寄りの自衛隊に通知する。

オ 連絡体制

県、村と自衛隊との連絡体制については、県が中心となって村及び自衛隊と調整し、あらかじめ県、村及び自衛隊の連絡窓口などを定めるなど、連絡体制の整備に努める。

■ 派遣要請連絡先

区 分	連 絡 先	電 話 番 号		
		防災行政無線	一般加入電話	
県	平 時 危機管理部 〔危機管理・防災課〕 〔南海トラフ地震対策課〕 〔消防政策課〕	FAX 72-9253 〔72-9320〕 72-9096 〔72-9318〕	0888 (代) 23-1111 〔23-9320〕 〔23-9798〕 〔23-9318〕	
	夜 間 (休日) 警備員室	72-9328	0888 (代) 23-1111 9328	
	災害対策本部設置時	災 害 対 策 本 部	72-2180 FAX 80-640	0888 (代) 23-1111
陸上自衛隊	平 時	第14旅団司令部	—	0877 62-2311
		第50普通科連隊 高知駐屯地	477-619	0887 55-3171
	夜 間 (休日)	第14旅団司令部 当直指令室	—	0877 62-2311
		第50普通科連隊 当直指令室	477-611	0887 55-3171

(2) 要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）など

ア 偵察の実施

自衛隊は、気象庁から震度5弱以上の地震発生の情報を得た場合は、当該地震発生地域及びその周辺についての情報収集のため、偵察を実施するとともに、収集した情報は、直ちに県など防災関係機関に伝達する。

イ 自主的派遣

地震による災害に際し、その事態に照らして特に緊急を要し、知事などの要請を待ついとまがないと認められるときは、自主的に部隊を派遣する。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するように努める。

自衛隊が、自主派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- (ア) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき
- (イ) 災害に際し、知事などが自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を取る必要があると認められるとき
- (ウ) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救助活動が明確な場合に、当該救助活動が人命救助に関するものであると認められるとき
- (エ) その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事などからの要請を待ついとまがないと認められるとき

5 派遣部隊の受入体制

- (1) 村は、自衛隊の宿泊施設（場所）及び車両の保管場所を確保
- (2) 村長は、県及び派遣部隊との連絡責任者を指名
- (3) 村は、部隊が到着後速やかに活動を開始できるように、派遣部隊に対する協力体制、所要人員及び資機材の確保についての計画を立案
- (4) 村長及び県知事は、あらかじめ選定した災害対策用ヘリコプターの降着場の情報を自衛隊に通知

■ 災害対策用ヘリコプター緊急離発着場

NO	名称	所在地（主たる地番等）	離発着エリア面積	特徴
1	本村ヘリポート	本村 137-1	324 m ²	Ⓜ付、コンクリート舗装
2	鴨地ヘリポート	鴨地 565-5	336 m ²	Ⓜ付、コンクリート舗装
3	日高村総合運動公園	本郷 2670	—	
4	日下小学校	本郷 89	—	
5	日高中学校	本郷 3611	—	
6	加茂小学校	岩目地 40	—	
7	加茂中学校	岩目地 164	—	
8	能津小学校	本村 8	—	

6 派遣部隊の業務及び撤収など

(1) 派遣部隊の業務

ア 業務

派遣部隊などは、主として人命及び財産の保護のため、知事及び村長、警察、消防機関、国又はその他の地方公共団体と連絡を密にし、人命の救助、消防、水防、救援物資の輸送、道路の応急啓開、応急医療、防疫、給水及び通信支援などに当たる。

派遣部隊到着後は必要に応じて次の事項を県に報告する。

- (ア) 派遣部隊の責任者の職、氏名
- (イ) 隊員数
- (ウ) 撤収予定日時
- (エ) 従事している作業内容及び進捗状況

イ 災害派遣期間における権限

災害派遣を命じられた部隊などの自衛官は、自衛隊法第94条、災害対策基本法第63条、第64条、第65条及び第76条の3第3項の規定に基づき、次の権限を行使することができる。

ただし、知事及び村長などが処理するいとまがなく、現地に村の職員及び警察官が不在の場合に限る。

- (ア) 人の生命若しくは身体に対する危険防止のため、住民などに対し、警告、避難等の通常必要と認められる措置を命じ、又は自ら実施する権限
- (イ) 人命に対する危険防止のため、特に必要があると認めるときの警戒区域の設定、立入制限、禁止、退去の命令に関する権限
- (ウ) 応急措置を実施するため、緊急の必要があるときの土地、建物などの一時使用など、工作物の除去などに関する権限
- (エ) 応急措置を実施するため、緊急の必要があるときの住民などに対する応急措置業務への従事命令
- (オ) 災害派遣活動を行う自衛隊車両の円滑な通行の確保のため、通行妨害車両などの所有者などに対し、必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる権限

(2) 派遣部隊の撤収

村長は、災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったとき、速やかに知事に対して撤収要請を行う。

なお、撤収要請を行う場合には、次の事項を明らかにする。

- ア 災害の終末又は推移の状況
- イ 撤収を要する部隊・人員・船舶・航空機などの概数
- ウ 撤収日時
- エ その他必要事項

(3) 使用資機材の準備及び経費の負担区分

ア 自衛隊の負担する経費は、派遣部隊などの給食・装備器材・被服などの作業整備更新に要する経費及び災害地への往復に要する経費

イ 村の負担する経費は、自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業を実施するため必要な資機材、宿泊施設などの借上げ料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品などに要する経費

ウ 村が必要品を所有していない場合において、部隊が使用した消耗品などは、原則として部隊が回収（代品弁償による回収を含む。）

エ その他細部の経費の負担などについては、あらかじめ村長と派遣部隊の長との間で協議

(4) 災害救助のための無償貸付け及び譲与

ア 無償貸付け

災害の応急復旧のため、緊急に必要な場合、自衛隊は災害救助法による救助を受けられるまでの期間又は災害救助のために必要な期間（3ヶ月以内）に限り、応急復旧のために特に必要な物品を貸付けることができる。

イ 譲与

被災者が都合により村から援助が受けられない場合で、緊急を要するとき、自衛隊は食糧品・飲料水・医療品及び衛生材料・消毒用剤・ちゅう房用及び灯火用燃料その他応急援助のため特に必要な救じゅつ品を譲与することができる。

第8節 応援要請計画

1 計画の方針

大規模災害が発生し、その被害が広範囲に拡大して村や各防災機関単独では対応できない場合は、国の機関、県、他の市町村及び民間等の協力を得て災害対策を行う。

2 担当部署

担 当 事 務	担当部署
1 災害応急対策及び災害復旧のために技術を有する職員などを必要とする場合の応援要請については、事前に協定や覚書を締結しておく (平常時)	総 務 部 消 防 機 関 警 察 署
2 派遣の応援要請	

3 自治体への応援要請

(1) 県、他の市町村への応援要請

ア 県への応援要請

村長（本部長）は、必要と認めるときは、災害対策基本法第68条に基づき、県知事に対し応援の要請を行う。

応援要請又は職員の派遣要請は、応援の内容等を明らかにした上で文書にて行うが、緊急の場合は、電話、県防災無線で要請し、後日文書を送付する。

要 請 先	高知県知事
要 請 方 法	文書（緊急の場合は電話、無線等で行い、事後文書送付）
応援の要請	災害の状況
	応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
	応援を必要とする職員の職種別人員数
	応援を必要とする場所及び期間
	その他職員の応援について必要な事項

イ 他の市町村への応援要請

村長（本部長）は、必要と認めるときは、災害対策基本法第67条及び「高知県内市町村災害時相互応援協定」に基づき、協定市町村に対し、応援の要請を行う。

要 請 先	協定市町村
要 請 方 法	文書（緊急の場合は電話、無線等で行い、事後文書送付）
応援の要請	災害の状況
	応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
	応援を必要とする職員の職種別人員数
	応援を必要とする場所及び期間
	その他職員の応援について必要な事項

応援の種類	食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
	被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
	救援活動に必要な車両及び舟艇等の提供
	被災者を一時収容するための施設の提供
	被災児童、生徒等の一時受入れ
	物資等の提供に係る職員及び災害対策本部の運営に必要な職員の派遣
	特に要請があった事項

(2) 職員の派遣要請

ア 職員の派遣要請

村長（本部長）は、必要と認めるときは、災害対策基本法第 29 条に基づき、指定地方公共機関の長又は指定地方公共機関に対し、職員の派遣を要請する。

また、災害対策基本法第 30 条に基づき、県知事に対し、他の市町村、指定（地方）行政機関、指定（地方）公共機関の職員派遣のあっせんを求める。

要 請 先	指定地方行政機関の長、指定地方公共機関等、高知県知事（危機管理・防災課）
要 請 方 法	文書（緊急の場合は電話、無線等で行い、事後文書送付）
職員の派遣 要請・あっせん	派遣・あっせんを要請する理由
	派遣・あっせんを要請する職員の職種別人員数
	派遣を必要とする期間
	派遣される職員の給与その他勤務条件
	その他必要な事項

イ 派遣職員の給与等経費負担

他市町村等から派遣された職員の給与等経費負担は、災害対策基本法施行令第 18 条の規定に基づき行う。

4 消防における相互応援協力

(1) 県内消防本部の応援

ア 消防・救急相互応援協定による応援要請

村長は、村の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ結んだ相互応援協定に基づき、他の消防機関に対し応援要請を行う。

イ 知事による応援出動の指示

村長は、村の消防力で十分な活動が困難である場合には、知事に対して県内消防本部の応援出動の指示を要請する。

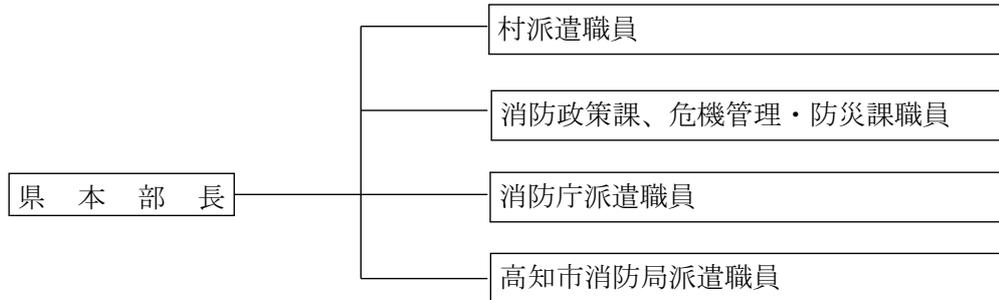
(2) 緊急消防援助隊による応援

ア 応援要請

	指示による場合	第44条第6項
--	---------	---------

イ 緊急消防援助隊調整本部の編成・組織

知事は調整本部を設置し、又は村長に調整本部の設置を指示する。



ウ 緊急消防援助隊調整本部の業務

- (ア) 指揮者との連携による援助隊の部隊の配備
- (イ) 消防庁、後方支援本部との連携、関係機関との連絡調整
- (ウ) 緊急消防援助隊の後方支援
- (エ) その他必要な事項

エ 経費負担

「緊急消防援助隊の活動に係る経費負担について（平成8年消防救第59号消防庁救急課長通知）」に基づき決定する。

5 その他協力要請

各担当班は、次のとおり協力要請を行う。

各対策部において協定先の協力が必要な場合は、各要請先の担当班を通して依頼する。

要 請 先	要 請 項 目	担 当
郵便局	情報収集	総務部総務班
医師会	医療救護	福祉部保健班
トラック協会	自動車輸送	総務部総務班
エルピーガス協会	L P ガス、容器並びに燃焼器具の供給	住民部住民班
スーパーマーケット等	食糧、生活必需品等の調達	住民部住民班
高知県農業協同組合	穀類、野菜類の提供 協力農地の使用	産業建設部商工農班
高知県	災害応急復旧、災害廃棄物の除去及び	総務部総務班

要 請 先	要 請 項 目	担 当
	搬送資機材及び物資輸送	
村内水道工事指定業者	水道の復旧工事	産業建設部水道班

6 要請先の受入れ

(1) 協定市町村職員の受入れ

協定市町村からの職員の派遣が確定したときは、各担当班は応援を求める作業について、速やかに作業計画を立て、受入体制を準備する。

(2) その他協力要請先の受入れ

その他協力要請した場合の受入れについては、要請した各担当班で対応する。

応援部隊の食糧等については、各担当班で必要人数を把握し、住民班がとりまとめ、確保する。

(3) 撤収要請

村長（本部長）は、災害対策の状況を把握の上、派遣職員の撤収要請を行う。

第9節 広報活動

1 計画の方針

村は、人身の安全と社会秩序の維持を図るため、報道関係者及び住民に対し、被害状況その他の情報を迅速かつ的確に周知する。また住民の協力を得て、さらに被害の拡大防止を図るために、適切かつ迅速な広報活動を行う。

また、災害発生後の被害状況、生活関連情報や復旧状況など最新の災害関連情報について、高知県総合防災情報システムを中心として、報道機関の協力も得ながら、様々な手段で広報する。特に、被災者に対しては、こうした情報をきめ細かく伝達する。

担 当 事 務	担当部署
1 部内の役割分担の決定 2 問い合わせ電話への対応 3 被害状況調査結果及び応急対策状況の把握 4 防災関係機関との連絡（情報の入手） 5 広報事項の整理（緊急広報事項の決定） 6 広報車両、掲示板などの確保 7 広報の実施 8 住民要望事項の公聴活動の実施	各部共通

2 実施責任者

実施責任者は、村、各関係機関とする。

3 災害に関して広報する内容

災害広報に関する内容は以下の事項とする。

- (1) 災害対策本部の設置又は解散
- (2) 気象情報
- (3) 地震関連情報
 - ア 気象庁の発表する地震に関する情報
 - イ 地震による二次災害の危険性の注意喚起
- (4) 被害の状況
 - ア 人的被害
 - イ 家屋被害
 - ウ 火災被害
 - エ 浸水被害
 - オ 山・がけ崩れ被害
 - カ 河川
 - キ 橋梁
 - ク 道路など土木被害
 - ケ 公共施設被害など
 - コ 二次災害の危険性

- (5) 交通状況
 - ア 運行状況
 - イ 不通箇所
 - ウ 開通見込み状況など
- (6) 安否情報
 - ア 被災者の安否、行方不明者、死者の情報（県及び市町村の個人情報保護条例に基づくなどとして、適切に判断）
- (7) 応急対策情報
 - ア 応急対策の実施状況
- (8) 生活情報
 - ア 電気、電話、ガス、水道などの公益事業施設の状況及び復旧状況
 - イ 避難所情報
 - ウ 避難場所など（避難場所名、経路、収容人員など）
 - エ 衣料、生活必需品の供給状況
- (9) 住宅情報
 - ア 仮設住宅
 - イ 住宅復興制度
- (10) 医療情報
 - ア 救護所の開設状況
 - イ 診療可能施設
 - ウ 心のケア相談
- (11) 福祉情報
 - ア 救援物資
 - イ 義援金
 - ウ 貸付制度
- (12) 交通関連情報
 - ア 道路規制
 - イ バス、船舶、航空機の状況
- (13) 環境情報
 - ア 防疫状況と注意事項
 - イ ごみ、し尿の状況及び除去見込み
- (14) ボランティア情報
 - ア ボランティア活動情報
- (15) その他
 - ア 融資制度

イ 各種支援制度

ウ 問い合わせ及び相談先に関する情報など

4 災害報道

(1) 報道関係に対するもの

報道機関への発表に際しては、報道する事項について本部会議に諮った上、本部長（村長）、副本部長（副村長）、総務課長、あるいは本部長から特に指名された者が発表する。

放送要請は、原則として県を窓口にして、「災害時における放送要請に関する協定」で定めた手続により行う。

(2) 提供する情報

村、県、防災関係機関は放送事業者と協力して、気象庁の発表する情報、地震による二次災害の危険性の注意喚起、被害に関する情報、交通に関する情報、避難地に関する情報、住民の円滑な避難に必要な情報の提供に努めるように留意する。

また、災害による安否不明者、行方不明者、死者の情報については、村の個人情報保護条例に基づき、適切に判断して行う。

ア 災害資料

必要により被災現地に調査員を派遣し収集に努めるほか、各関係機関などに対しても積極的に協力するものとする。

イ 災害写真

大規模又は特異な災害、若しくは長期間にわたって日常生活に影響する災害が発生した場合は、その災害に関する写真（ビデオ・写真など）を各関係機関で積極的に収集するとともに、住民の撮影した写真にも留意する。

5 住民に対する広報

住民に対する広報は、被害の状況（停電、断水及び交通機関の運行などの状況）とその対策の実施状況、注意事項及び協力要請について、具体的にまとめる。

方法については、報道機関・広報車・IP告知放送・携帯電話・新聞掲載・住民組織・インターネットなどを活用して周知する。

6 避難住民に対する広報

前記第4に加えて、村は、災害情報、生活情報などについては、IP告知放送などを利用して避難所へ伝達する。

7 総合的問い合わせ窓口の設置

村は、各機関と連携して、各種の問い合わせに対応できる災害対策本部に総合的な問い合わせ窓口を設置する。

第 10 節 避難計画

1 計画の方針

避難計画は人命に関する重要な計画であるから、細部にわたって慎重に検討し、避難の勧告、指示、方法等について具体的に定め、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立を図る。

また村は、避難勧告等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における情報の提供に努める。

担 当 事 務	担当部署
1 避難勧告、指示を実施	総務部 福祉部 教育部
2 避難所の開設	
3 避難行動要支援者用避難所の開設	
4 勤務時間外の緊急初動班を編成	
5 避難所、避難場所への職員派遣	

2 避難の勧告又は指示

(1) 担当部署

(2) 実施責任者

村長は、大規模地震等の発生時における住民の生命、身体の安全を確保するため、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対して避難のための立ち退きの勧告又は指示を行う。実施責任区分は次表のとおりであるが、村長の行う避難の勧告、指示についても緊急を要する場合は当然予想されるので消防署員には勧告、指示を行い得るよう村長の権限の一部を代行させる。

なお、上記については緊急時のみについてであり、代行により勧告、指示をした場合には勧告、指示終了後、村長に報告する。

(3) 実施責任区分

実施責任者	災害の種類	勧告・指示等の内容	根拠法
村長 (勧告、指示)	災害全般	災害の危険がある場合必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告、又は指示するとともにあわせて立退き先を指示する。	災害対策基本法 第 60 条
警察官 (指示)	災害全般	村長が避難の指示をするいとまがないとき又は村長から要求があったときは避難のための立退きを指示する。 災害の危険がある場合、警告を発し急を要する場合避難させ又は通常必要な措置を命じる。	災害対策基本法 第 61 条 警察官職務執行法 第 4 条
知事又はその命を受けた職員 (指示)	洪水 地すべり	洪水及び地すべり等により著しい危険が切迫していると認められるとき、区域内の居住者に対し避難のために立退くべきことを指示する。	水防法第 29 条 地すべり等防止法 第 25 条

実施責任者	災害の種類	勧告・指示等の内容	根拠法
村長 (指示)	洪水	洪水及び雨水出水等により著しい危険が切迫していると認められるとき、区域内の居住者に対し避難のために立退くべきことを指示する。	水防法第 29 条
自衛官 (指示)	災害全般	災害の危険により避難を要する場合に、警察官等がその場にはいない場合にかぎり、居住者に対し避難のための立退きを指示する。	自衛隊法第 94 条

(4) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）又は災害発生情報

土砂災害による避難勧告等の判断基準、発令対象地区、また、避難勧告等の際の助言については、巻末「土砂災害警戒避難体制の整備」の定めによる。

区分	判断の基準となる事象
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ○高知県土砂災害警戒情報が発表されたとき ○県砂防課HPの土砂災害判定図のCL（土砂災害危険基準線）を超え、かつ、高知県水防情報による累積雨量が250mmを超え、引き続き降雨が見込まれるとき ○仁淀川伊野観測所において避難判断水位（7.20m）を超えたとき ○日下川本郷水位観測所において避難判断水位（17.00m）を超えたとき （なお、風雨が強まるおそれ及び夜間を迎える場合については、避難が困難になる場合には、避難準備・高齢者等避難開始発表を事前に検討）
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ○累積雨量が350mmを超え、引き続き大雨・洪水警報が発表され、かつ時間雨量50mm以上の降雨が予想される時 ○高知県土砂災害警戒情報が発表され、かつ、県砂防HPの土砂災害判定図において、CL（土砂災害発生危険基準線）を超え、かつ、高知県水防情報による累積雨量が500mmを上回り、引き続き強い雨が見込まれるとき ○仁淀川伊野観測所において氾濫危険水位（7.90m）を超えたとき ○日下川本郷水位観測所において氾濫危険水位（17.30m）を超えたとき ○近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り・水量の変化等）が発見されたとき ○地区住民等により通報等があったとき ○村長が総合的に避難勧告の必要があると認めたとき （なお、風雨が強まるおそれ及び夜間を迎える場合については、避難が困難になる場合には、避難勧告発表を事前に検討）
避難指示（緊急）又は災害発生情報	<ul style="list-style-type: none"> ○気象庁により特別警報が発表された場合で、村長が避難指示（緊急）の必要があると認めたとき ○仁淀川伊野観測所において氾濫危険水位（7.90m）を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ○日下川本郷水位観測所において氾濫危険水位（17.30m）を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ○近隣で地すべり・山崩れなどの土砂災害が発生したとき ○近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、立木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき

上記の他、以下のような場合に避難の勧告、指示等が発せられる。

- ア 気象台から豪雨、台風、地震等、災害に関する警報が発せられ避難を要すると判断される時
- イ 関係官公署から、豪雨、台風等、災害に関する通報があり、避難を要すると判断される時
- ウ 河川が避難判断水位を突破し、洪水氾濫の危険が高まった時

- エ 河川の上流地域が水害を受け下流の地域に危険があるとき
- オ 地すべり、山くずれ、崖くずれにより著しい危険が切迫しているとき
- カ 火災が風下に拡大するおそれがあるとき

(5) 避難勧告、指示の区分及び伝達

避難の勧告、指示は、関係機関特に県、警察、消防、放送局等と密接な連絡のもとに、災害の実情に即した方法で地域住民に周知徹底を図る。避難については避難勧告、緊急避難指示、収容避難とに区分する。

(6) 避難勧告、指示の区分及び伝達方法

ア 避難勧告

条件	気象状況等の災害情報により、過去の災害発生例、地形等から判断すれば、当該地域又は土地建物等災害が発生するおそれがある場合
趣旨	危険地域の住民に対し、避難準備又は、事態の周知を図り縁故避難(安全な親族、知人、友人等の縁故先への避難)又は計画避難(指定避難場所への避難)を勧告する。
伝達内容	(ア) 勧告者 (イ) 避難すべき理由 (ウ) 避難すべき場所 (エ) 避難すべき経路 (オ) 避難に当たっての注意事項
伝達方法	(ア) 広範囲の場合、テレビ、ラジオ、IP告知放送、広報車等 (イ) 小範囲の場合、マイク放送(携帯又は消防車)、IP告知放送、広報車等 (ウ) 必要に応じ上記を併用するとともに戸別に口頭伝達を行う。

※ 個別訪問による伝達

避難を勧告、指示したときが夜間、停電時又は風が激しく各戸に対し完全に周知徹底することが困難な場合は、消防団、自治会等の組織を利用して家庭を個別に訪問し、伝達内容の周知を図る。なおこの方法については、村、消防、警察の職員及び消防団体、地域住民組織と協議し、定めておく。

イ 緊急避難指示又は災害発生情報

条件	状況がさらに悪化し、事前避難のいとまがなく、災害の危険が目前に切迫し、又は災害が発生し、現場に残留者がある場合
趣旨	指定避難所又はその状況により至近の安全な場所に緊急に避難するよう勧告する。
伝達内容	避難勧告と同じ。
伝達方法	マイクによる伝達、口頭伝達、IP告知放送及び必要に応じ前記避難勧告の方法を併用する。

ウ 収容避難

条件	事前避難に利用した避難所に危険が発生した場合、又は緊急避難所からさらに安全な避難所へ収容する場合
----	--

趣旨	輸送手段等を講じて避難させる。
----	-----------------

(7) 避難に当たっての注意事項

- ア 避難に際しては、必ず火気危険物等を始末し、戸締りを完全に行うこと
- イ 会社工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類、ドラム缶の流出防止、発火しやすい薬品、電気ガス等の保安措置を講じること
- ウ 避難者は食糧、飲料水、手拭、チリ紙、最小限の着替肌着、照明具、救急薬品を携行すること
- エ 服装は軽装とするも、素足をさけ、必ず帽子、頭巾等を着し、必要に応じ雨合羽、雨外とう等の防雨、防寒衣を携行すること
- オ 単独行動は避け、声を掛けあって避難すること
- カ できれば氏名票を携行すること。(住所、本籍、氏名、年齢、血液型を記入したもので、水にぬれてもよいもの)
- キ 貴重品以外の荷物(大量の家具衣類等)は持ち出さないこと
- ク 前各号のうち平素用意しておける物品、その他は非常持出袋に入れておくこと

3 避難勧告、指示をした場合の報告

(1) 担当部署

総務部

(2) 報告

- ア 県知事及び警察署長に対する報告通知
避難のための立退きを勧告し、若しくは指示したときは、速やかに、その旨を県知事に報告するとともに当該区域を管轄する警察署長に通知すること
- イ 関係機関との連絡
避難の準備情報、勧告、指示は、警察官と相互に緊密な連絡を取りながら行う。
なお、警察官又は自衛官が単独で避難の勧告指示を行ったときは、直ちにその旨の報告を受ける。

4 避難路の指定

村は、各自主防災会並びに自治会と調整の上、以下の避難路を指定し、安全対策等の必要な対策を講ずる。

なお、ブロック塀の倒壊防止対策として安全確保が必要とされる避難路についても、村民が最寄りの指定避難所まで避難する路線として以下の道路とする。

資料編：4-2 避難施設及び避難路指定表参照

資料編：4-3 避難路網図参照

5 避難の誘導及び移送

(1) 担当部署

消防団、消防署

(2) 避難の誘導者

避難の誘導者は原則として、村長又は知事の命を受けた職員等、警察官、消防職員、消防団員、自衛官等が行うものとし、各地区ごとに、責任者及び誘導員を定めておくものとし、誘導に当たっては、極力安全と統制に努める。

(3) 避難順位

避難順位は、緊急避難の必要がある地域から行うものとし、通常の場合は次の順位による。

- ア 老幼者、傷病人、妊産婦、障がい者及び必要な介助者
- イ 一般住民
- ウ 防災義務者

(4) 誘導方法及び輸送方法

- ア 避難経路をあらかじめ指示する。
- イ 避難経路中に危険な個所があるときは、明確な標示、なわ張り等を行い避難に際し予め伝達する。
- ウ 特に危険な個所及び要所は、誘導員を配置し、避難中の事故を防止する。
- エ 夜間においては、可能な限り投光機、照明器具を使用し、避難方向を照射する。
- オ 浸水地帯には必要に応じ誘導ロープ、舟艇等資材を配置し万全を期する。
- カ 誘導員は、出発、到着の際人員の点検を適宜行い、途中の事故防止を図る。
- キ 避難者が自力により立退き不可能な場合は車両、舟艇等により輸送を行う。なお被害地が広域で大規模な立退き移送を要し、村において処置できないときは、県に対して、応援要請を行う。
- ク 避難開始とともに、警察官、消防職員、消防団員等による現場警戒区域を設定し、危険防止その他必要な警戒連絡を行う。

(5) 学校、社会福祉施設等における避難対策

児童・生徒の避難は集団行動をとるが、秩序が乱れ混乱による危険のおそれが予想されるので、管理者は安全な避難方法を検討するとともに、避難訓練を適宜実施する。

また、各学校、施設等においては次のことを定め、職員に徹底するよう指導する。

- ア 避難実施責任者
- イ 避難の順位
- ウ 避難誘導責任者及び補助者
- エ 避難誘導の要領措置

5 避難勧告、指示等の解除

避難勧告、指示等の解除は、当該住民の身边から災害による直接の危険が去ったと認められたときとする。解除の伝達方法は勧告、指示する際の方法を準用する。

なお、土砂災害に対する避難勧告等の解除の際の助言については、巻末「土砂災害警戒避

難体制の整備」の定めによる。

6 避難所の供与

(1) 避難所の設置

避難所の設置については、あらかじめ指定している施設を利用することを原則とするが、災害の状況によっては、仮設住宅、テント等により設置する。

ア 担当部署

産業建設部

イ 収容対象者

(ア) 災害によって現に被害を受けた者

a 住家が被害を受け、居住の場所を失った者、全壊(焼)、流失、半壊(焼)、床上浸水等の被害を受け、日常起居する場所を失った者

b 現実に災害を受けた者、事故の住家の被害に直接関係はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

例えば、一般家庭の来訪者、通行人等

(イ) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

a 避難勧告、指示が発令された場合

b 避難勧告、指示は発せられないが、緊急避難の必要がある場合

ウ 避難所の選定

避難所は、災害に対し、安全な建物で給水、給食施設を有するもの又は給食施設を急造し得るもの及び比較的容易に搬送給食し得る条件にあるもののうちから選定するものとし、り災地に近く集団的に収容できる既存建物を利用する。既存建物を利用することができない場合は、野外にテント、応急の住宅を仮設する。

エ 避難所の指定

避難施設及び場所の指定に当たっては、主に火災・水害等を対象として、各地区ごとに施設を指定し、一時避難所と収容避難所と区分のうえ、指定を行う。地震時における避難場所については、村域内の緑地の空地、公園等を利用する。

(ア) 一時避難所

災害に対し安全な公共施設、一般施設及び公園、広場等を対象とし、おおむね1㎡1名とし50名以上収容可能な施設、又は場所とする。

(イ) 収容避難所

災害に対し、安全な公共施設、一般施設で給食設備を有するか又は応急的に給食設備として利用できる施設及び比較的容易に搬送給食し得る場所を対象とし、おおむね2㎡1名とし、50名以上収容可能な施設とする。

(ウ) 施設管理者に対する連絡

村長は避難所として使用しようとする建物についてその施設管理者にあらかじめ承諾を得ておく。また避難所を開設するときは、速やかにその旨を施設管理者に連絡する。

(エ) 収容避難所管理責任者の派遣

村長は収容避難所を開設したときは、建物及び収容者の維持管理のための管理責任者を派遣しなければならない。

(オ) 収容避難所の設置報告等

管理責任者は、収容避難所を開設したときは、直ちに次の事項を村長に報告しなければならない。

- a 開設の日時、場所及び施設名
- b 収容人員
- c 給食の要否及び給食の必要量

(カ) 費用の限度及び期間

災害救助法による救助の程度、方法及び期間(以下「早見表」という。)を参照のこと。

(2) 避難施設一覧

資料編4-1 避難場所一覧表参照

7 災害時における緊急避難所

資料編4-4 災害時における緊急避難所参照

資料編4-5 福祉避難施設参照

8 給食施設

資料編4-9 給食施設参照

第 11 節 災害拡大防止活動

1 計画の方針

村は、災害発生後、被害の拡大を防止するための活動を緊急に実施する。

担 当 事 務	担当部署
1 災害が予想される場合の消防団員の非常招集の徹底 2 住民による初期救出、初期消火の訓練の実施（平常時）と実践（災害時） 3 消防相互応援協定に基づく要請の実施 4 災害が大規模な場合は、県に緊急消防援助隊の出動を要請 5 災害が大規模化した場合、救急搬送の必要などがある場合は、県に災害対策用ヘリコプターの出動を要請 6 地震による火災は消火可能地域、重要かつ危険度の高い地域から実施 7 危険地域、住宅密集地などにおける消防水利の整備の検討（平常時）	総務部 消防団 消防署

2 実施責任者

実施責任者は村、各関係機関とする。

3 消防活動

(1) 住民、自主防災組織など

住民、自主防災組織などは、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。可能な限り消火活動を行うことで、火災の拡大防止に努め、周辺地域の初期消火を支援する。

(2) 村及び仁淀消防本部

村及び仁淀消防本部は、速やかに火災の全体状況を把握するとともに、火災による被害の拡大を防止するため、迅速に部隊配置を行い、次の点を考慮して消防活動を実施する。

ア 延焼火災が多発し、かつ拡大した場合は、避難場所及び避難路の確保を目的とする消防活動を優先

イ 重要かつ危険度の高い地域に対しては優先的に消防活動を実施

ウ 多数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を実施

エ 消防活動に際しては、消防職団員の安全確保を十分に配慮

(3) 他市町村及び県

高知県内広域消防相互応援協定に基づき、他市町村及び県に応援を要請する。

ア 大規模火災の拡大を防止するため、空中消火の実施が必要な場合、又は空中消火資機材・薬剤などの輸送が必要な場合は、県に対し災害対策用ヘリコプターの出動を要請

イ 林野火災対策用資機材の確保が困難な場合は、村は、県及び四国森林管理局へ確保を要請

ウ 必要に応じ県を通じ自衛隊の出動を要請する。県との連絡が不可能な場合は、村長が直接自衛隊に通知

4 人命救助活動

人命の救助は、全ての活動に優先するため、各種活動が「人命救助活動」の妨げとなる場合は、村は、その活動を規制する。

災害のために救出を要する者が生じた場合、本部長の指示により消防本部に救出隊を設置する。救出に係る人員は、本部長又は仁淀消防組合消防長が指示する。

また、県など他の機関は、村の活動に協力することを基本とする。

災害発生時の人命救助活動は、地域の住民や自主防災組織が率先して実施に努める。

(1) 住民、自主防災組織等の役割

住民、自主防災組織などは、地域の救助活動を支援する。

(2) 救助活動の実施

村、県、警察は、住民、自主防災組織などと協力して救助活動を実施する。

(3) 救出対象者

災害のため、家屋流失の際に流されたり、地震の際に倒壊家屋の下敷になった場合など、現に生命、身体に危険が及び、次のような状態にある者とする。

ア 火災時に火中に取り残された者

イ 災害の際に水とともに流されたり、又は独立した地点に取り残された者

ウ 倒壊家屋の下敷きになった者

エ 土石流、地すべりなどにより生き埋めになった者

オ 大規模な爆発、交通事故などによる集団的大事故の発生のために救出を要する者

カ 舟艇が遭難し、救出が必要な者

(4) 自衛隊派遣要請

災害が甚大であり、又は特殊災害のため消防団又は一般協力者の動員のみでは救出困難な事態の場合は、村は、県、警察署、他市町村に次の事項を明示して協力を要請し、必要に応じて自衛隊の派遣について知事に要請する。

ア 協力日時

イ 集合場所

ウ 協力人員

エ 搜索範囲

オ 搜索予定期間

カ 携行品

キ その他参考となる事項

(5) 警察との連携

村は、被災者の救出に当たっては、特に警察署に連絡し、協力を要請するとともに、村、消防団、警察署の三者は、常に緊密な連携のもとに救出に当たる。

(6) 災害救助法による実施基準

高知県災害救助法施行細則に示される救出の基準は、次のとおりである。

ア 救出の対象者

災害のため現に生命及び身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者とする。

イ 救出費用の範囲

費 用	期 間
救出のための機械器具などの借上費又は購入費、修繕費、燃料費など、当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内(※)

※ ただし、知事あてに申請し、厚生労働大臣の承認を得た場合は延長できる。

5 被災建築物に対する応急危険度判定

村は、県策定の活動計画に基づき、被災した建築物に対する応急危険度判定を実施する。

6 被災宅地の応急危険度判定

村は、応急危険度判定活動体制を確立し、実施本部を設置し、判定実施計画を作成のうえ、必要に応じて被災宅地危険度判定士や県の支援を受けて被災した宅地の応急危険度判定を実施する。

第12節 緊急輸送活動

1 計画の方針

村は、災害発生後の応急活動を効率的に実施できるように、緊急度、重要度を考慮し、関係機関が協力し、緊急輸送活動に取り組む。

担 当 事 務	担当部署
1 車両の確保・管理は総務部が実施	総務部 住民部
2 輸送の種別と調達方法	
3 輸送の順位	
4 物資集積場所	

2 実施責任者

災害時における輸送は、村長の指示により災害応急対策を各部が行う。ただし、配車など総合調整は総務部が行う。

また、村単独で対処できないときは、他市町村又は県に、この実施又は自動車などの確保についての応援を要請する。

3 活動に必要な人員及び物資の輸送

次の活動に必要な人員及び物資を優先して輸送する。

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動
- イ 消防・水防活動
- ウ 国及び地方公共団体の応急対策活動
- エ ライフライン事業者の応急復旧活動
- オ 緊急輸送施設などの応急復旧、交通規制活動

(2) 第2段階

- ア 第1段階の継続
- イ 給食・給水活動
- ウ 負傷者などの被災地外への輸送活動
- エ 輸送施設の応急復旧活動

(3) 第3段階

- ア 第2段階の継続
- イ 復旧活動
- ウ 生活救援物資輸送活動

4 陸上輸送

- (1) 村は、被災者の輸送について、平成 31 年 2 月 1 日に中央圏域の 16 バス事業者と 14 市町村が締結した「災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」に基づき被災者の輸送を行う。
- (2) 村は、緊急物資の輸送について、一般社団法人高知県トラック協会などとあらかじめ締結している協定（高知県）に基づいて実施

5 航空輸送など

- (1) 最も緊急を有する輸送や地上輸送が不可能な場合は、村は、県に要請し、ヘリコプターなど航空機を活用して輸送
- (2) ヘリコプターの離発着が可能な箇所の情報を整理

■ 緊急輸送期間

救助の実施が認められる場合	そ の 期 間	備 考
被災者の避難	定めてはいないが 1 日位	
医療 助産	災害発生の日から 14 日以内 " 13 日以内	
被災者救出 飲料水の供給	" 3 日 " " 7 日 "	
物資の輸送配分	" 15 日 "	(教科書以外の学用品)
	1 ヶ月 "	(教科書)
	10 日 "	(被服、寝具)
	7 日 "	(食糧、調味料)
	14 日 "	(医薬品)
遺体の捜索	" 10 日 "	
遺体の処理	" 10 日 "	

6 自衛隊による輸送

緊急輸送活動の要請に基づいて、陸・海・空の自衛隊の保有する航空機、車両、舟艇で輸送に当たる。

7 広域輸送拠点の確保

村は、輸送活動を円滑にするために、必要に応じて地域内輸送拠点を開設し、その周知徹底を図る。

第 13 節 交通確保対策

1 計画の方針

災害により道路、橋梁に被害が発生又は発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全に必要なときは、通行禁止及び制限並びにこれに係る応急対策を行い、交通の確保を図る。また、災害時に緊急輸送のために交通確保が必要なとき、各防災関係機関は、通行禁止及び制限並びにこれに係る応急対策を行い、交通の確保を図る。

担 当 事 務	担当部署
1 各配備要員により道路・橋梁などの被害調査を実施 2 国道及び県道の被害状況確認及び報告 3 交通規制情報入手のため警察署との連絡手段を確保 4 緊急通行車両の申請	総 務 部 産業建設部

2 実施責任者

県公安委員会、県警察、自衛隊、消防機関、道路管理者（国、県、村）などとする。

3 交通規制など

(1) 村長の措置

村長は、自ら管理する道路、橋梁の応急措置を産業建設部に指示し、警察署と協力して交通規制を実施する。ただし、村で対処することができないときは、県に要員の確保について応援を要請する。

(2) 交通規制

交通の規制は、次の区分により行う。

実 施 者	規 制 種 別	規 制 理 由 など	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止 及び制限	災害による道路の損壊など危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があるとき	歩行者 車両等	道路交通法 (昭和 35 年法 律第 105 号) 第 4 条第 1 項
		周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合に、災害応急対策に必要な物資などの緊急輸送を確保する必要があるとき	緊急自動車 以外の車	災害対策基本 法第 76 条
警察署長	同 上	上掲の措置のうち、他の警察署の管轄区域に及ばないもので期間が 1 ヶ月未満のとき	歩行者 車両など	道路交通法 第 5 条第 1 項
警 察 官	同 上	災害発生時において、交通の危険を防止するため、緊急措置の必要が一時的に認められるとき	同 上	道路交通法 第 6 条第 1 項
道路管理者	同 上	道路の損壊、欠損その他の事由により、交通が危険であると認められるとき	同 上	道路法 第 46 条第 1 項

(3) 実施内容

ア 道路、橋梁などの応急措置

- (ア) 道路管理者は、道路、橋梁などに被害が生じた場合、その被害の状況に応じて、排土作業、盛土作業、障害物の除去、橋梁の応急補強などの必要措置を講じ、交通を確保する。
- (イ) 道路管理者は、応急対策が長期にわたる場合は、付近の適当な場所を選定し、一時的に代替道路を設置し、道路交通を確保する。
- (ウ) 村長は、国及び県が管理する道路に発生した災害を発見した場合、又はその通報を受けた場合は、直ちに国土交通省佐川国道維持出張所長及び高知県中央西土木事務所長に報告する。

イ 交通規制

(ア) 道路管理者の措置

- a 道路管理者は、次の場合には直ちに通行を規制
 - (a) 道路の欠壊、浸水、山崩れなどによる道路の損壊の発生した時
 - (b) 豪雨、地震などの異常気象時において、道路損壊などのおそれがあり、通行が危険と予想されるとき
- b 道路管理者は、交通規制を実施するときは、その詳細を警察署長に通報するとともに、道路標識の設置、迂回路の表示などを行い、かつ日本道路交通情報センター、報道機関を通じて、一般に周知徹底する。
- c 緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等を命じ、運転者等がいない場合等においては、管理者自ら車両の移動等を実施する。措置にあたっては、災害対策基本法に基づくものとする。

(イ) 警察署、公安委員会、自衛官及び消防吏員などの措置

- a 警察署及び公安委員会は、あらかじめ策定された交通規制計画に基づき、被害状況に応じ、避難路、緊急輸送路の確保に重点をおいた交通規制を迅速、的確に実施する。
- b 公安委員会は規制が行われる場合は、あらかじめ当該道路の管理者に、規制の対象など必要な事項について通知して住民に周知する。

c 措置命令など

- (a) 警察官の措置命令など
 - i 警察官は、通行禁止区域などにおいて、車両などが緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両などの占有者、所有者又は管理者に対し、車両などの移動を命ずる。
 - ii 命じられた者が措置を取らないとき、又は現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを撤去することができる。
- (b) 自衛官の措置命令など

警察官がその場にはいない場合は、車両の移動など必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置を実施する。

(c) 消防職員の措置命令など

警察官がその場にはいない場合は、車両の移動など必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置を実施する。

d 車両の運転者の義務

車両の運転手は、道路の区間に係る通行禁止などが行われたとき、又は区域に係る通行禁止などが行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。(災害対策基本法第 76 条の 2)

(4) 緊急通行車両の確認手続

ア 緊急通行車両の確認手続

- (ア) 知事及び公安委員会は、災害対策基本法第 76 条第 1 項に規定された緊急通行車両について、使用者の申出により車両の確認を行い、所定の様式の標章及び証明書を交付
- (イ) 公安委員会は、災害応急活動を迅速・円滑に行うために、緊急通行車両として使用されるものに該当する車両を事前届出により審査

■ 発行機関及び対象車両

交付者	発行機関	対象車両
知事	災害対策本部	県及び市町村災害対策本部が使用する車両 応援のため県・市町村又は他の県が使用する車両 防災会議関係機関が使用する車両 報道機関が使用する車両
公安委員会	県警本部長 警察署長	すべての車両

イ 緊急通行車両の事前届出

公安委員会においては、災害発生時の確認手続の効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ必要事項の届け出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付する。村においても、庁用自動車数台については、事前に警察署長に確認申請を行い、交付を受ける。

ウ 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

(ア) 確認の申出

車両の使用者は、当該車両が緊急通行車両であることの確認を申し出る。

(イ) 標章及び証明書の交付

前項において確認したときは、知事又は公安委員会から、申し出た者に対し、災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）で定めた標章及び証明書（別記様式）を交付する。

(ウ) 標章の掲示

標章は、当該車両の見やすい箇所に掲示する。



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
- 3 標章は、当該車両の見やすい箇所に掲示する。
図示の長さの単位は、センチメートルとする

エ 交通規制時における車両の運転者の義務

通行禁止などが行われたときは、災害対策基本法第 76 条の 2 の規定に基づいて車両の運転手は、通行禁止区域外へ移動するか、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車する。

オ 緊急輸送路確保

村は、被災者の輸送路、被災地への緊急物資の輸送路を確保する必要があると認めるときは、公安委員会に要請して次の措置を行う。

- (ア) 道路が円滑な緊急輸送が阻害される状況にあるときは、緊急の度合いに応じて車両別に通行を規制する。
- (イ) 前項の規制により通行を制限された車両に対しては、う回路線の設定又は時間的解除などにより便宜を図る。

カ 道路交通の確保

道路管理者は、災害が発生した場合において、道路における放置車両やその他物件によって通行が妨げられた場合、緊急車両の通行を確保するため、災害対策法第 76 条 6 に基づき道路の区間を指定し、緊急車両の通行を確保するため、当該車両その他物件の移動を行うものとする。

4 施設の応急復旧など

(1) 応急復旧など

道路管理者(国、県、村)は、関係機関と協力し、緊急交通路の確保を最優先に、応急復旧や代替路の設定を行う。

(2) 交通規制の周知

道路状況により通行止め、車両通行止め、車種別通行止めなどの通行規制をした場合は、適当な分岐点、う回路線に指導標識板を設置するとともに、広報活動及び報道機関を通じて、住民へ速やかに周知徹底を図る。

(3) 道路占用工作物の保全

村は、道路占用工作物（電気・通信・水道・その他）などに被害があった情報を受けた場合は、それぞれの関係機関又は所有者に安全措置を命じ、道路の保全を図る。

第 14 節 食糧の調達、供給計画

1 計画の方針

災害における被災者及び災害応急対策に従事する者等に対する応急食糧等の供給並びに炊き出し等については、次のとおりとする。

2 担当部署

担 当 事 務	担当部署
1 給水活動の実施	産業建設部
2 食料の確保・調達	住 民 部
3 食料調達マニュアルの整備	教 育 部
	福 祉 部

3 実施責任者

被災者及び災害応急対策に従事する者に対する応急食糧等の供給並びに炊き出し等は、村長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は知事の委任を受けて村長が行う。

4 緊急食糧の調達法

(1) 応急米穀

村長は、知事から応急米穀を確保する。

ただし、災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡しについては、高知食糧事務所長との協定に基づく。

(2) 備蓄乾パン

村長は、米穀のほか乾パン供給を行う必要があると認めたときは、高知食糧事務所長に申請し確保する。

(3) 副食・調味料

村長は、村内で副食・調味料の調達が不可能又は困難な場合は、知事にあつせんを依頼する。知事は、村長から依頼を受けたときは、関係団体に対して出荷の要請を行う。

5 炊き出し

(1) 経費

炊き出し、その他の食料品の給付に関する経費は日高村の負担であるが、災害救助法が適用された場合においては同法による基準を超えない部分については県が支弁する。

(2) 人員の配置

炊き出しは、日高村学校給食共同調理場、下分ふれあいプラザ、福祉センター、特別養護老人ホーム、養護老人ホームほか炊出しが可能な施設の協力により実施する。ただし、その際福祉部長は保育、特別養護老人ホーム、学校の給食従事者等の協力により、所要の人員を配置して炊き出しに従事する。

(3) 協力依頼

村長は、村において炊き出しの実施が不可能な場合は、地元団体、日本赤十字社奉仕団体等に依頼する。

6 災害時における応急食料米穀の配給に関する協定書(昭和 62 年 3 月 13 日)

災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領(昭和 61 年 2 月 10 日付け、61 食料第 120 号(需給・経理)食糧庁長官通達)に基づく、災害用救助用米穀に関する高知食糧事務所長と高知県知事の協定は次のとおりとする。

(災害救助用米穀の引渡し要請)

- (1) 知事は、災害救助法が発動された場合、所長に対して災害救助用米穀の緊急引渡しを要請することができる。

また、市町村長は、交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合には、災害救助法発動期間中に緊急に引渡指示を受ける必要のある数量の災害用救助用米穀について、食糧事務所支所長(以下「支所長」という。)又は、政府所有食糧を保管する倉庫(以下「倉庫」という。)の責任者に対して直接引き渡しを要請することができる。

(災害救助用米穀の買受け)

- (2) 知事は 1 により自らが直接災害救助用米穀の引渡しを受けた場合及び該当市町村長が災害救助用米穀の引渡しを受けた場合には、当該米穀の全数量について所定の価格により買い受ける。

(災害救助用米穀の価格)

- (3) 2 の所定の価格は食糧管理法第 4 条第 4 項に基づく告示価格とする。

(災害救助用米穀の売買代金の納付)

- (4) 災害救助用米穀の売買代金の納付については、30 日以内の延納とし、担保及び金利は徴しない。

(災害救助用米穀)

- (5) 災害救助用米穀として引渡しを行うものは正品に限るものとし、事故品(損傷品等)の引渡しは、行わない。

ただし、知事又は知事の指定する者(知事又は市町村長が取扱者として指定した卸業者をいう。以下「引取人」という。)当該事故品の損傷等の程度が軽微であり、災害救助用米穀として適当であると認めた場合であって、当該倉庫に在庫する正品の不足を補うため知事又は引取人から引渡しの要請があったときは、当該米穀を引渡すことができる。

(6) 記録等

炊き出しの状況(場所数:及び場所別給与人員(朝、昼、夕に区分)とともに次の必要な帳簿、書類を整備保存しておく。

ア 炊き出し受給者名簿

イ 食料品、現品給与簿

ウ 炊き出し、その他による食料給与、物品受払簿

エ 炊き出し用物品借用簿

オ 炊き出しの協力者、奉仕者名簿

第 15 節 被服等生活必需物資供給計画

1 計画の方針

村は、被災者の生活確保に向け、当面の生活必需品等必要な物資の供給に努め、住民への配分を行う。

2 担当部署

担 当 事 務	担当部署
1 調達体制の強化（平常時）	住 民 部
2 災害時の調達	
3 生活必需品などの供給	

3 対象者

住家の全壊(焼)、流出、半壊(焼)又は床上浸水の被害を受け、被服、寝具その他生活必需品をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

4 給与又は貸与の方法

(1) 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

ア 被服、寝具及び身のまわり品

(作業衣、婦人服、子供服、シャツ、ズボン下、パンツ、毛布、布団等)

イ 日用品

(石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等)

ウ 炊事用具及び食器

(茶碗、汁椀、はし等及び鍋、釜、包丁、コンロ、バケツ等)

エ 光熱材料

(マッチ、ロウソク、薪、木炭、LPガス等)

(2) 被害程度及び世帯構成人員に応じて配給するが地区の自治会長、民生委員等の協力を得て迅速かつ正確に実施する。

5 物資の調達

事前に財政事情の許す限り出来るだけ物資を備蓄しておき、なお不足するときは、県等に応援を要請する。

6 費用及び期間

資料編 6-6 被災者支援に関する各種制度の概要（内閣府）参照のこと。

7 給与又は貸与の記録等

救助物資について記録するため次の簿冊を整理保存する。

- (1) 物資購入（配分）計画表
- (2) 物資給与及び受領簿
- (3) 物資購入関係支払証拠書類
- (4) 物資受払簿
- (5) 備蓄物資払出証拠書類

第 16 節 給水計画

1 計画の方針

災害により飲料水が枯渇又は汚染して現に飲料水を得ることができない者に対し供給するとともに飲料水の確保を図る。

2 担当部署

担 当 事 務	担当部署
1 給水活動の実施	産業建設部 住 民 部

3 対象者

災害のために現に飲料水を得ることができない者

4 給水量、給水方法

給水量、給水方法は災害の規模、場所等により、その都度本部長が指示するものとし、建設課はあらかじめ非常災害時の給水を考慮し補給水利の所在水量、利用方法等調査しておく。

(1) 給水量

供給する 1 人 1 日当たりの所要給水量は 3 L 程度とする。

(2) 供給の方法

ろ水器によるろ過給水、容器による搬送給水等現地の実情に応じた適宜な方法により行う。

5 給水機器等の整備

産業建設部は運搬車及び給水容器類を準備しておくとともに給水実施のためのろ水器、運搬容器及び輸送等について関係機関との間において災害時における協定を締結し、飲料水の確保に万全を期す。

6 給水施設の応急復旧

取水、送水、配給水施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るために復旧に要する業者等と十分連絡調整を行い復旧工事の促進に努める。

第 17 節 応急仮設住宅の供給計画

1 計画の方針

災害により住宅を失い居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者に対して応急仮設住宅の供与を実施する。

2 担当部署

担 当 事 務	担当部署
1 用地選定	福祉部
2 建設資機材及び業者の確保	
3 広域避難収容に関する支援及び応援要請	

3 応急仮設住宅の供与

(1) 対象者

住家が全滅(焼)、流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者(世帯単位)

(2) 設置方法

ア 設置戸数

全壊(焼)又は流出した世帯の3割以内とする。

イ 規模

1戸当たり 29.7 m²(9坪)以内とする。

ウ 費用限度額及び期間

資料編 6-5 災害救助法施行細則(別表第1及び別表第2)参照

(3) 設置場所

仮設用地は公有地、又は被災前の住宅の建設地等の場所に建設することとし、次の事項に留意すること。

ア 私有地の借上による使用料は救助費の対象とならない。

イ 災害地の応急措置の用に供するときは国有財産の無償貸与を受けることができることになっているが、財務大臣あて普通財産の貸付申請する必要がある。(国有財産法第22条)

ウ ガス、水道、電気等供給施設の布設可能な場所

エ 交通機関、教育機関等社会施設の便利な場所

(4) 入居者の選定

応急仮設住宅に収容する入居者は下記アの対象者のうちから、下記イに該当する者で、住宅の必要度の高い者から民生委員等の意見を聞き選定する。ただし災害救助法が適用された場合は知事が決定するが、村長に委任された場合は、村長が決定する。

ア 次のいずれにも該当するもの

(ア) 災害のため住家が全壊(焼)、流失したもの

- (イ) 居住する仮住宅がないもの
- (ウ) 自己の力では、住宅を建築することができないもの

イ アの該当者のうち下記要件を備えているもの

- (ア) 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- (イ) 特定の資産のない失業者
- (ウ) 特定の資産のない未亡人、母子世帯
- (エ) 特定の資産のない高齢者、病弱者、障がい者
- (オ) 特定の資産のない勤労者
- (カ) 特定の資産のない小企業者
- (キ) 全各号に準ずる経済的弱者

(5) 入居者の管理

入居させる際は入居対象者に対し応急仮設住宅の趣旨遵守事項等について十分認識させた上、「応急仮設住宅使用貸借契約」を締結すること

(6) 貸与期間

応急仮設貸与期間は建築工事完了の日から2年以内とする。

(7) 処分

貸与期間が終了しこれを処分する場合は、日高村条例その他関係例規に定める方法による。ただし災害救助法に基づく場合はこれを知事に返還する。

4 記録等

応急仮設住宅を設置し、り災者を入居させたときは、次の帳簿等を整備し、保管しておかなければならない。

- (1) 応急仮設住宅入居者台帳
- (2) 応急仮設住宅用敷地貸借契約書
- (3) 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書その他設計書、仕様書等
- (4) 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

第 18 節 住宅の応急修理計画

1 計画の方針

災害により被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修し、よって居住の安定を図る。

2 担当部署

担 当 事 務	担当部署
建設資機材及び業者の確保	産業建設部 福 祉 部

3 住宅の応急修理

(1) 対象者

住家が半壊(焼)し、日常生活に欠くことのできない部分についての応急修理を自らの資力では行うことができない者(単位世帯)

(2) 応急修理の方法

住宅の修理部分は、日常生活に欠くことのできない破損箇所で、居室、炊事場及び便所等必要最小限度の部分の補修をする。

(3) 費用の限度及び応急修理の期間

資料編 6-6 被災者支援に関する各種制度の概要(内閣府)のこと。

第 19 節 障害物除去計画

1 計画の方針

災害により住居又はその周辺に運ばれた木石等のため生活に支障をきたす障害物の除去や交通の支障となる道路上の障害物の除去についての措置を定める。

2 担当部署

担 当 事 務	担当部署
1 道路・河川における除去の実施	産業建設部
2 県又は市町村への応援要請	

3 道路上の障害物の除去

(1) 道路、河川等にある障害物の除去はその道路、河川等の維持管理者が行う。

(2) その他の施設の障害物の除去はその施設の所有者又は管理者が行う。

国道、県道……国土交通省、高知県

村道……日高村

電柱、架線……NTT、電力、交通機関

4 住居内の障害物の除去

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石竹木等の除去を行う場合の対象は次の場合に限る。

(1) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にある者

(2) 自らの資力をもって当該障害物を除去することができない者

(3) 住家が半壊又は床上浸水を受けた者

5 除去の方法

(1) 道路交通を緊急に確保する範囲内において実施する。

(2) 住居内の障害物除去については、必要最小限度の日常生活を営み得る状態にする。

6 除去した障害物の集積場所

公用地であって交通並びに住民生活に支障のない場所を原則とする。ただし災害の規模が大きい場合は私有地についてもその所有者と協議のうえ、一時集積場所とする。

また、最終の処理は用地を確保のうえ埋立する等実情にあった処置をとる。

7 労力、資材、機材の調整確保

あらかじめ所有者との間に必要な協定を締結して供給を受けるほか、必要に応じて地区民の協力、又は自衛隊の派遣を要請する。

8 記録等

障害物の除去を実施したときは、次の書類、帳簿等を整備保存しておく。

- (1) 障害物除去の状況記録
- (2) 障害物除去費用支出関係証拠書類
- (3) 障害物除去用機械器具修繕費支払簿

第 20 節 医療助産計画

1 計画の方針

災害のため医療機関の機能が停止し、又はいちじるしく補足若しくは混乱したため住民が医療の途を失った場合に応急的に医療又は助産を実施する。

2 担当部署

担 当 事 務	担当部署
1 医療・救護・救出を要する状況の把握	福 祉 部
2 医療班の編成	
3 救護所の開設	
4 医療品、資機材の調達	
5 負傷者の搬送	
6 トリアージの実施に伴う関係機関の連携体制の検討	

3 医療及び助産の実施

被災者に対する医療及び助産を実施するため病院、診療所、保健所等の医療関係者をもって救護班を編成し救護所の開設あるいは巡回により医療及び助産に当たるが災害の規模及び患者の発生状況によっては県をはじめ日赤、医師会等の関係機関及び隣接市町村に応援を要請する。

4 医療品等の確保

医療及び助産を実施するために必要な医療品及び衛生材料は各施設に備蓄のものを使用するものとし、なお不足するときは県指定の業者から調達する。

5 医療及び助産の実施方法

(1) 医療

ア 対象者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失った者に対して行う。

イ 医療の範囲

- (ア) 診察
- (イ) 薬剤又は治療材料の支給
- (ウ) 処置、手術その他の治療及び施術
- (エ) 病院又は診療所への収容
- (オ) 看護

ウ 医療のために支出できる費用及び期間

資料編 6-6 被災者支援に関する各種制度の概要（内閣府）のこと

(2) 助産

ア 対象者

災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失った者に対して実施する。

イ 助産の範囲

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 助産のために支出できる費用及び期間

資料編6-6 被災者支援に関する各種制度の概要（内閣府）のこと

6 医療及び助産のための費用

(1) 医療に要する費用は次のとおりとする。

ア 救護班による場合

使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損等の実費

イ 医療機関等による場合

社会保険診療報酬の額以内

ウ 施術者による場合

当該地域における協定料金の額以内

(2) 助産に要する費用は次のとおりとする。

ア 病院、その他の医療機関による場合

使用した衛生材料及び処置費

イ 助産師による場合

当該地域における慣行料金の8割以内の額

7 医療救護施設

村は、地震被害想定に基づく傷病者を救護するための医療救護施設として、救護所を次のとおり設置し救護病院を指定する。

(1) 救護所

救護所は、中等症患者に対する処置及び重症患者に対する収容を伴わない初期救急医療に相当する応急処置を行うものとする。

ア 設置場所

日高村保健センターとする。

名 称	所 在 地
日高村保健センター	日高村 沖名 23 番地

イ 設置数

1箇所とする。

ウ 運営担当者

(ア) 救護所の運営は、村と協定書を締結している医療法人と災害対策本部員で編成する医療救護班が当たるものとする。

(イ) 救護所の管理者は医師とし、村災害対策本部の指示により活動するものとする。

(ウ) 救護所の一医療チームの編成は、医師1人・看護師3人・補助者3人の計7人を標準とし、その他に可能な限り医療介護者を加えるものとする。

エ 担当業務

(ア) 重症患者、中等症患者、軽症者の振り分け

(イ) 重症患者及び中等症患者への応急処置並びに軽症者に対する処置

(ウ) 遺体搬送の手配

(エ) 救護病院等後方支援病院への患者搬送の手配

(オ) 医療救護活動の記録

(カ) その他必要な事項

オ 運営体制

(ア) 医療救護所職員及び村災害対策本部員は地震が発生した場合直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう医療救護所の設備の点検を行うなど準備するものとする。

(イ) 医療救護所を担当する医療チーム及び立ち上げ要員は、地震発生後、村災害対策本部長の指示のもと速やかに医療救護所に集合し、医療救護活動を開始することとする。

(ウ) ただし、村内で震度5以上の地震が発生した場合は本部長の指示の有無にかかわらず医療救護活動を開始することとする。

(エ) 地震発生時に速やかに医療救護所に集合できず医療チームが編成できない場合は、村災害対策本部に連絡し、応援要員を要請する。

(オ) 医療救護所における医療活動は24時間体制として、二交代制をとることとする。

(カ) 医療救護所の管理者は、被災等により、その機能に支障を生じたと認められる場合は、村災害対策本部に必要な措置を要請する。

(キ) 医療救護所に対する給食・給水等については、村災害対策本部が避難所にかかる措置と併せて行うものとする。

カ 施設整備

(ア) 医療救護所の施設は、日高村保健センターの一部とする。

(イ) 医療救護所の設備は、概ね次のとおりとする。

a テント

b 医療器材、医薬品等

c ベット等

簡易ベット、担架、発電機、病衣、机、椅子、毛布、水用ポリタンク、通信機、トリアージタグ、ロープ、文具等消耗品

d 災害時における臨時遺体安置場所を日高村高齢者健康センターとする。

(2) 救護病院

救護病院は「佐川町立高北国民健康保険病院」「さくら病院」を指定する。

(3) 医療機関で救急車を有するもの

資料編4-7 医療機関で救急車を有する施設を参照

8 記録等

医療及び助産を実施した場合に整備すべき記録等は次のとおりとする。

(1) 医療助産師受付簿

(2) 救護班診療記録

(3) 救護班医療品衛生材料使用簿

(4) 救護班の編成及び活動記録

(5) 医薬品衛生材料受払簿

(6) 病院、診療所、医療実施状況

(7) 医薬品、衛生材料等購入関係支払証拠書類

(8) 助産台帳

(9) 助産関係支出証拠書類

9 救護体制の状況報告

村災害対策本部長は、地震が発生した場合、医療救護施設の救護体制の状況を高知県保健医療調整中央西支部を經由して高知県保健医療調整本部に報告する。できる限りファックスを使用することとする。

10 傷病者の搬送体制

(1) 搬送体制

ア 被災場所から救護所、救護病院へ搬送する場合は、原則として自主防災組織・消防団で対応するものとし、村は、平常時から自主防災組織・消防団に対し、車両等の利用が可能な場合と不可能な場合とを想定し、搬送計画を策定するよう指導に努めるものとする。

イ 重傷患者を救護所から救護病院へ搬送する場合は、日高村災害対策本部員・仁淀消防組合が対応するものとする。

ウ 重傷患者を救護病院から他の市町村の救護病院又は広域救護病院へ搬送する場合は、日高村災害対策本部員・仁淀消防組合が対応するものとする。

(2) 搬送の組織

次に掲げる組織が連携を図り、搬送体制において不備がないように努めるものとする。

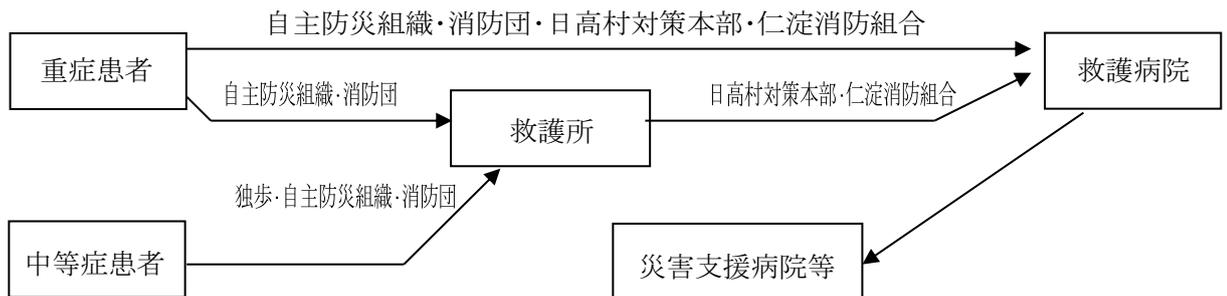
- ア 自主防災組織
- イ 日高村災害対策本部員
- ウ 仁淀消防組合及び消防団

(3) 搬送の方法

搬送の方法は、被害状況、地理的条件に応じて次の方法を組み合わせ効率的に実施する。

- ア 車両による方法
村が指定した車両
- イ 人力による方法
担架により人力で搬送
- ウ ヘリコプターによる方法
高知県防災ヘリコプター等

(4) 搬送体制組織図

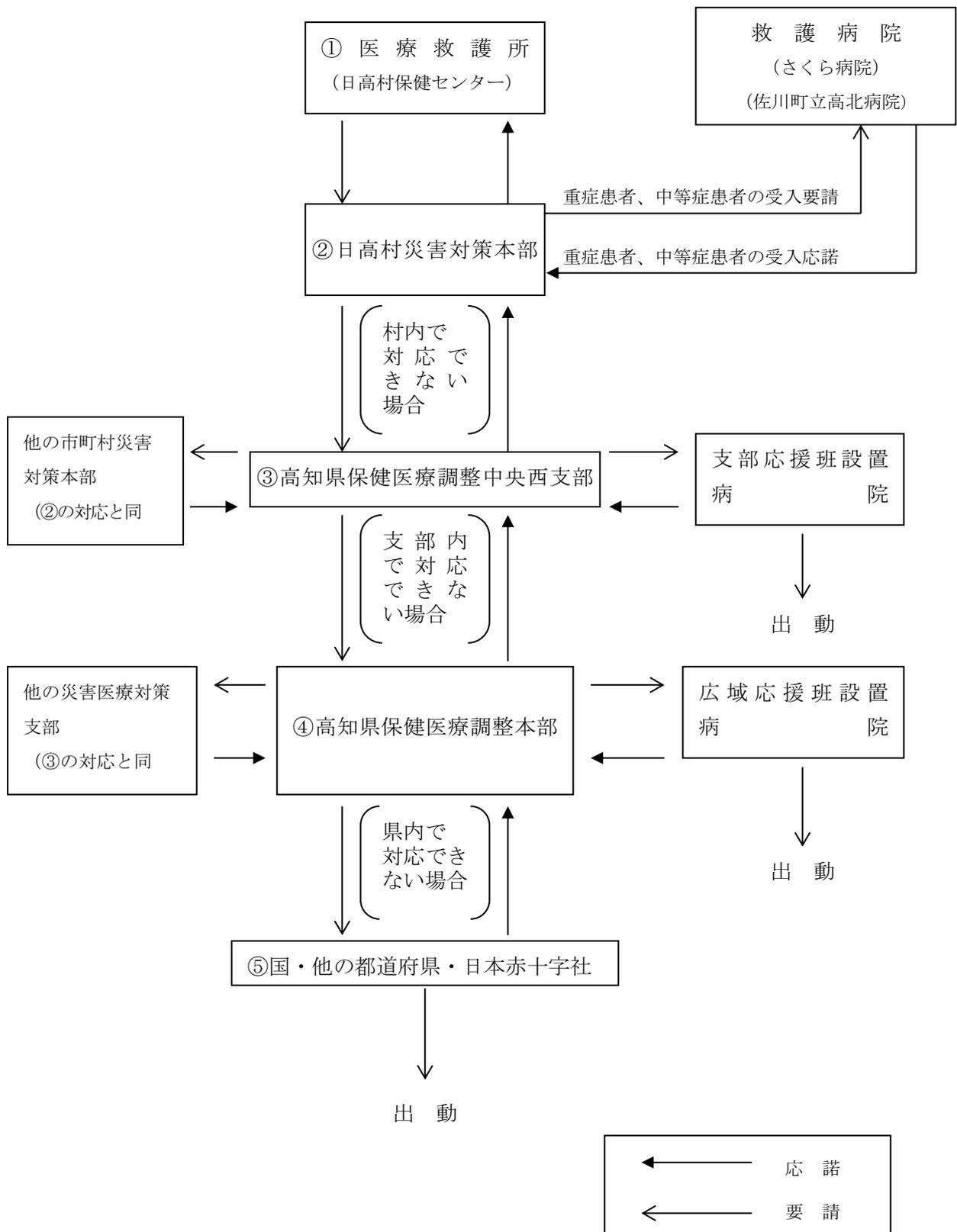


11 広域的な応援体制

医療救護活動が村内体制で対応できない場合は日高村災害対策本部長は、高知県保健医療調整中央西支部に対して応援班の要請を行うものとする。(別紙1)

(別紙1)

応援等要請の流れ



第 21 節 遺体の捜索及び収容埋葬計画

1 計画の方針

災害によって死亡したと推定される者の捜索及び収容処理埋葬を実施するため次のとおり定める。

2 担当部署

担 当 事 務	担当部署
1 行方不明者の捜索及び遺体の処理	福 祉 部 消 防 団
2 遺体の収容・回収	
3 埋葬などの手配	

3 遺体の捜索

(1) 対象者

災害により行方不明の状態にあり周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者

(2) 方法

遺体の捜索については、警察、消防団等の協力のもとに実施する。

4 遺体の処理

(1) 対象

災害により死亡した者のうち身元不明者又は遺族等の遺体確認のできない者について遺体に関する処理(埋葬を除く。)を行う。

(2) 方法

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理は福祉部が行う。

(遺体の識別、確認のための撮影を行うための措置として実施する。)

イ 遺体の一時安置

遺体の身元確認のため相当の時間を必要とし、また死亡者が多数のため早急に処理できない場合、遺体を特定の場所に集めて一時安置する。

ウ 検案

遺体の死因その他のことについての医学的検査を検案といい、原則として福祉部が行う。

5 遺体の埋葬(火葬)

(1) 対象

災害の際死亡した者に対しその遺族が混乱期のため資力の有無にかかわらず埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合、応急的に実施する。

(2) 方法

次の範囲内でなるべく現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。

ア 棺(附属品を含む。)

イ 埋葬又は火葬(人夫賃を含む。)

ウ 骨つぼ及び骨箱

6 費用及び期間

資料編6-6 被災者支援に関する各種制度の概要(内閣府)のこと

7 記録等

遺体搜索、処理及び埋葬を行ったときは、次の書類、帳簿を整備保存しておく。

(1) 遺体搜索状況記録簿

(2) 遺体処理台帳

(3) 埋葬台帳

(4) 遺体搜索、遺体処理及び埋葬関係支払証拠書類

(5) 遺体搜索用機械器具燃料受払簿

(6) 遺体搜索用機械器具修繕費支払簿

第 22 節 防疫及び保健衛生計画

1 計画の方針

災害の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、伝染病等の疾病の発生が多分に予想されるので、これを防止するため、村が実施する防疫、衛生活動について定める。

2 担当部署

担 当 事 務	担当部署
1 防疫班の編成	福 祉 部 産業建設部
2 防疫班の任務	
3 感染症患者などに対する措置	
4 防疫用機器及び薬品の手配	
5 被害動物の収容及び相談窓口の設置	

3 防疫班等の編成

(1) 村

村は、福祉部員を中心に「防疫班」を編成する。必要に応じて要員を雇い上げ、係をおき、被害状況の把握、防疫業務の実施、住民の衛生指導及び広報活動、患者の収容などを行う。防疫対象は、被災地及び避難所などとする。

(2) 高知県中央西福祉保健所

知事の指示により必要に応じて「防疫班」を編成する。感染症患者及び保菌者が発生した家屋内外、浸水地域、便所、井戸、給食施設、避難所などを対象とする。

4 防疫の種類及び方法

(1) 検病調査及び健康診断

避難場所、たん水地域など衛生条件の悪い地域を県の診療班と協力し、検病、検水を行う。

(2) 臨時予防接種

災害地の伝染病発生を予防するため、種類、対象期間を定めて県と共同して予防接種を実施する。

(3) 消毒方法

防疫班は、浸水家屋、井戸、下水の消毒及び避難所の便所、その他不潔な場所の消毒を実施する。

なお状況によって、そ族、昆虫等の駆除を地域及び期間を定めて実施する。

(4) 各世帯における家屋等の消毒

床上浸水地域に対しては被災直後、各戸に防疫用薬剤を配布して、床、壁の拭浄、便所の消毒及び衣服類、食品等の消毒について衛生上の指導を行う。

5 患者等に対する措置

(1) 隔離収容

災害地に伝染病患者が発生し、又は保菌者が発見されたときは、速やかに、公立の施設に隔離収容の措置をとる。

(2) 自宅隔離

隔離施設へ収容措置をとることができない保菌者に対しては自宅隔離を行い、し尿の衛生的処理等について厳重に指導し、必要があるときは治療を行う。

6 防疫用薬剤及び器具の確保

消毒剤、薬剤散布用器機、運搬器具などの確保を図り、防疫の万全を期する。

7 食品衛生監視

食品衛生監視については、県の権限に属するので、県保健所に依頼する。

8 記録等

防疫のため、予防接種を行った場合は、次の書類、帳簿を整備保存しておく。

- (1) 災害状況及び防疫活動状況報告書
- (2) 検病調査及び健康診断状況記録簿
- (3) 清潔及び消毒状況記録簿
- (4) 防疫薬品資材受払簿
- (5) 臨時予防接種状況記録簿
- (6) 防疫関係支払証拠書類等払出し証拠書類
- (7) 防疫関係機械器具修繕支払簿

第 23 節 清掃計画

1 計画の方針

災害により排出され又は処理量の増加した廃棄物等を迅速確実に収集処理し、環境衛生の万全を期することを目的とする。

2 担当部署

担 当 事 務	担当部署
1 処理の実施	福祉部
2 処理不能な場合、県又は他市町村への応援要請	
3 優先収集するごみの選定	
4 住民に対してごみの自己処分や分別整理への協力依頼	

3 廃棄物の処理（し尿を除く）

（1）収集方法

民間よりの借上自動車を使用し、収集するが、多量に集積された個所に対して、迅速に排除を行うものとし、人員、車両が不足する場合は処分をも含め次の方法により処理する。

- ア 建設業者、各種団体等の自動車、特殊車の借り上げ使用
- イ 建設業者による請負制
- ウ 民間各種団体への応援要請

（2）処分の方法

被災地から排出した廃棄物は、一時集積所に集め、高知中央西部焼却処理組合、その他の方法により処分する。

この場合、必要に応じて消毒等衛生管理の徹底を期する。

4 し尿の収集、処理

（1）収集の方法

一般の被災家庭は、排水後直ちに次の方法により汲み取る。避難所については、避難者収容と同時に必要に応じて仮設便所等を設置する。

- ア 仁淀川下流衛生事務組合許可の業者により汲み取る。
- イ 隣接市町村の収集車の応援を求める。

（2）処理

収集したし尿の処理は、仁淀川下流衛生事務組合の施設その他の方法により行う。

5 事前対策

(1) 応援協力

廃棄物処理の応援を求める相手方については、あらかじめその応援能力について十分調査し、処理計画の中に組み入れるとともに、協定書の締結など体制を整えておくこと。

(2) 一時集積所等の確保

一時集積所等の確保については、平常時において十分調査検討のうえ、計画をたてておく。

第 24 節 道路施設災害対策計画

1 計画の方針

災害により村の管理する道路施設が決壊、流失、埋没その他により交通がと絶した場合の
応急対策は次の方法により実施する。

2 担当部署

担 当 事 務	担当部署
1 村道の破損の応急修復	産業建設部
2 村道の決壊、流出、埋没等の交通遮断災害時の応急対策	
3 国や県などの道路管理者との連絡調整	

3 道路施設の応急対策

救助活動及び応急対策活動を安全かつ円滑に実施するための、道路、橋梁について重点的
に実施する。

(1) 道路、橋梁等の応急工事

道路の決壊、流失、埋没並びに橋梁の損傷等の被害のうち比較的僅少な被害で応急対策
により、早急に交通の確保が得られる場合は道路の補強、盛土、又は埋土の除去、橋梁部
の応急補強等必要な措置を講じ、交通の確保を図る。

(2) 道路交通の確保

応急対策が比較的長期の時間を要する場合は、被害個所の上記応急対策と同時に付近の
適当な場所を選定し、一時的付替道路を開設し、道路交通の確保を図る。

(3) 交通標示等による必要な指示

一路線の交通が相当な程度と絶する場合は、道路管理者は付近の道路網の状況により適
当な代替道路を選定し、交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより円
滑な交通の確保を図る。

(4) 労務供給計画、自衛隊派遣計画、障害物除去計画等必要な措置

道路施設の被害が広範囲にわたり代替の道路も得られず被災地域一帯が交通と絶の状態
に立ち至った場合は、同地域の道路交通の最も効果的で、しかも比較的早期に応急対策が
終了する路線を選び労務供給計画、自衛隊派遣計画、障害物除去計画等必要な措置と相俟
って集中的応急対策を実施することにより必要最小限の緊急交通の確保を図る。

第 25 節 ライフラインなど施設の応急対策

1 計画の方針

関係機関は、電気、ガス、通信、水道など、被害を受けたライフライン施設の復旧を速やかに実施する。

2 担当部署

担 当 事 務	担当部署
1 災害の概要、施設の支障の状況、復旧の現状と見通しの広報	産業建設部
2 要員・資材の確保	四国電力㈱
3 応急復旧対策	高知県LPガス協会 西日本電信電話株式会社

3 電力施設

災害時における電力への被害は、社会的に多大な影響を及ぼすので、復旧は、迅速・的確かかつ慎重に行う必要がある。

(1) 実施責任者

四国電力株式会社（四国電力株式会社高知支店）とし、同社の計画に基づいて、電気供給の責任を完遂するための災害対策に万全を期すものとする。

(2) 広報の実施

ア 報道機関、防災関係機関に対し、災害の概要、電力供給への支障が発生している状況、復旧の現状と見通しなどについて、適切迅速な情報提供を行い、一般の不安を解消する。

イ 被災地区の住民に対しては、上記内容に加えて、感電などの電気事故の防止に向けた対応の周知など、具体的かつ詳細な注意事項を広報車又は報道機関を通じて提供する。

(3) 要員・資材の確保

ア 被害の重要度、状況などに応じ要員を効果的に投入し、早期復旧を図る。不足する場合は、必要に応じて県内外の他機関並びに業者の応援を要請する。

イ 災害対策用備蓄資材、一般保守用予備資材のほか、災害地区外で保有する資材を重点的に投入するとともに、関係業者が所有する資材を緊急に転用するための措置を要請。不足する場合は、県内外の他機関に対しても緊急に転用するための措置を要請する。

4 保安対策

送電を継続することが危険と認められる場合は、関係機関に連絡の上、当該地域の予防停電を行うが、被害の状況、路線の重要度、住民に及ぼす影響を考慮し、停電範囲の縮小、時間の短縮に努めるとともに、必要に応じて技術員を現場に派遣して、電気施設の保安のために必要な措置をとる。

事故により停電した路線については、原則として技術員による現場巡視を行い、電気施設の保安のために必要な措置をとった後、送電する。

5 供給設備の復旧

(1) 電気供給施設の災害からの復旧は、住民生活の安定と一般の復旧活動用の電力源を確保するため、特に早期に実施

(2) 復旧工事は、原則として公共保安の確保に必要なものから優先的に実施

(3) 仮復旧工事

復旧工事は、本工事を原則とするが、仮復旧工事が本工事と比較して短期間に施行でき、電力の安全な供給が可能なときは、必要に応じて仮復旧工事により送電を行った後、本工事を実施する。

(4) 工事の安全対策

復旧工事は、災害の規模、被災設備の状況に応じ、関係機関との緊密な連絡のもとに、人員、資材、機動力などを最大限に活用し、感電の事故防止に十分留意して実施する。

6 ガス施設

(1) 実施責任者

実施責任者は、一般社団法人高知県LPGガス協会とする。

(2) 実施内容

一般社団法人高知県LPGガス協会は、災害対策委員会規程に基づき、ガスの製造・供給・保安体制などについて、次の措置を行う。

ア 広報の実施

(ア) 被害の概況、復旧見込みについて公表

(イ) 被災地区については、被害概況などに加え、注意事項などきめ細かい情報を提供

イ 要員の確保

(ア) 動員計画に基づいて要員を確保

(イ) 不足する場合は、各支部などへ応援を要請

ウ 資材の確保

保有する応急措置用資材を優先的に使用し、不足する場合は、本店などから緊急に転用するための措置を要請

エ 保安対策及び復旧対策

保安上必要なものから、優先的に復旧工事を実施

7 水道施設

(1) 実施責任者

実施責任者は施設管理者とする。

(2) 実施内容

ア 施設の被害状況を早急に把握し、応急措置を実施

イ 施設の復旧計画を策定し、復旧見込みを広報

ウ 関係機関の協力を得て復旧を実施

8 通信施設

災害時の電気通信網の確保は必要不可欠である。電気通信設備に被害を受けた場合は、重要な通信を確保するとともに、被災した電気通信設備を迅速に復旧するため、西日本電信電話株式会社高知支店は、西日本電信電話株式会社災害対策規程に基づく災害対策内規により、次の事項を実施する。

また、この場合、災害対策本部及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

(1) 実施責任者

実施責任者は西日本電信電話株式会社高知支店ほかの通信事業者とする。

西日本電信電話株式会社は、防災業務計画に基づき、次の事項を実施する。

ア 施設の被害状況を早急に把握し、応急措置を実施

イ 施設の復旧計画を策定し、復旧の見込みを広報

ウ 関係機関の協力を得て復旧を実施

(2) 通信の疎通に対する応急措置

災害に際し、次の事項の実施により臨機に措置をとり、通信の途絶の解消、輻輳^{ふくそう}の緩和及び重要通信の確保を図る。

ア 臨時公衆電話の設置など

臨時回線の作成、中継順路の変更など、疎通確保の措置をとるほか、必要に応じて臨時公衆電話の設置などの措置をとる。

イ 利用制限

実施責任者は、通信の疎通が著しく困難となり、重要回線を確保する必要があるときは、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 8 条第 2 項及び同法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 56 条並びに N T T 契約約款の定めるところにより、臨機に利用制限などの措置をとる。

ウ 非常緊急電話又は非常緊急電報

実施責任者は、非常緊急電話又は非常緊急電報は、電気通信事業法第 8 条第 1 項及び同法施行規則第 55 条並びに N T T 契約約款の定めるところにより、一般の通話又は電報に対して優先的に取り扱う。

(3) 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備などの応急復旧は、恒久的に復旧する目的の工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

ア 被災した電気通信設備などの復旧は、サービス回線を最優先として速やかに実施

イ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送を手配

ウ 復旧は、日高村及びライフライン事業者と提携し、できる限り早期に復旧

(4) 復旧に関する広報

ア 広報活動

実施責任者は、災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、通信の疎通及び利用制限の措置状況、被災した電気通信設備などの応急復旧の状況などの広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

イ 広報の方法

実施責任者は、広報については、テレビ、ラジオ、新聞などの報道機関を通じて行うほか、パソコン通信などや広報車などにより直接当該被災地に周知する。

第 26 節 教育対策計画

1 計画の方針

村は、災害により文教施設が被災し、又は児童、生徒の被災により通常の教育が実施不可能な場合、応急対策を実施し、就学に支障をきたすことのないよう措置する。

また、住家に被害を受け、学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校児童及び中学校生徒に対し、村は、必要最小限度の学用品を供与し就学の便を図る。

2 担当部署

担 当 事 務	担当部署
1 平素からの災害時の任務分担、時間外の参集などの体制整備	教育部
2 児童、生徒などの安否確認及び保護者への引き渡し	
3 避難所の運営への参加協力	
4 給食施設の措置	
5 教職員の確保	
6 メンタルケア	

3 実施責任者

実施責任者は村教育委員会、県教育委員会、県とする。

なお、村においては次のとおりとする。

(1) 村立小中学校の応急教育並びに村立文教施設の応急復旧対策は、村教育長が担当

(2) 文教施設の応急措置

文教施設の被災は、各学校ごとの当面の応急措置については、学校長が具体的な計画をたて実施するとともに村長に提出する。

4 初動体制

(1) 授業開始後の措置

災害が発生又は発生が予想される気象状況となったとき、各学校長は村教育長と協議し、必要に応じて休校措置をとる。帰宅させる場合は、保護者へ連絡するとともに、注意事項を徹底させ、低学年児童には、教職員が地区別に付き添う。

(2) 登校前（下校後）の措置

学校長は、休校措置を登校前（下校後）に決定したとき、IP告知放送又は電話連絡網により保護者に伝える。

(3) その他

ア 施設の被害状況の把握と、被害拡大防止のための応急対策

イ 児童、生徒及び教職員の安否確認

ウ 状況により、弾力的な対応の必要が生じた場合には、学校長は、村教育長と協議して決定

5 文教施設・設備の応急復旧

学校長は、授業実施に向けた校舎の確保について、おおむね次の方法による対応を進める。

(1) 校舎の一部が利用できない場合

簡単な修理で使用可能な教室は、速やかに応急修理を行うとともに、被災のために使用できない教室に代えて特別教室、体育館などを利用し、応急教育を行う。

(2) 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合

被害が甚大で教育施設が使用できない場合は、収容人員を考慮の上、公民館など公共施設を利用するほか、隣接学校の校舎などの利用又は私有施設を借上げる。

(3) 激甚な災害の場合

村は、広範囲にわたる激甚な災害により、1又は2の措置がとれない場合は、応急仮校舎を建設する。

6 応急教育の実施

学校長は、被災状況に応じて短縮授業、二部授業、分散授業などの措置を講じ、極力規定授業時間数の確保に努め、復旧後は、授業時間及び休業日の変更又は振替授業などの適切な方法により、年間授業時間数の確保、学力低下の防止に努める。

7 応急教育の方法

(1) 被害の程度により臨時休校の措置をとり、対応策として夏休みなどの振替授業などにより授業時間を確保する。

(2) 通常と異なった教育環境に配慮した授業を実施する。

(3) 教育環境悪化により、教育効果が低下することのないよう補習授業などを適宜実施する。

(4) 児童、生徒が被災した居住地を離れる場合は、新居住地の学校に仮入学をさせて授業を実施する。

(5) 新居住地が村外の場合、当該の教育委員会と連携をとり、迅速な受入体制を整備する。

8 教材・学用品などの調達及び配分方法

村は、調達計画に基づき調達し、災害救助法の基準に基づき配分する。

(1) 村は、児童、生徒の学用品の被害状況及び最低限度必要な学校備品について調査を行い必要量を確保

(2) 村は、県内、県外業者のリストを作成し、被災地域に応じた発注体制を構築

(3) 村は、被害学校別、学年別、使用教科書ごとの数量を速やかに調査し、県に報告

(4) 村は、指示に基づいて教科書供給書店などから供給

(5) 村は、村域内の他の学校及び他の市町村に対し、古本の供与を依頼

(6) 供与対象者は災害のために住家に被害（床上浸水以上）を受けた小学校児童及び中学校生徒で、学用品を喪失又はき損し、就学に支障をきたしている者

9 育英資金の貸付け

村は、育英資金の貸付けについて特別な措置を実施する。

10 学校給食

村は、従来、実施していた学校給食の全部又は一部が提供不可能となったときは、次に掲げる事項について特に留意する。

- (1) 村は、学校給食施設・設備が被災した場合は、速やかに応急修理を行い、安全確認、衛生状態の確認後、給食の実施について
- (2) 他の給食施設・設備の活用対策について
- (3) 給食物資及び作業員の確保対策について
- (4) 近隣の給食実施校よりの給食の援助対策について
- (5) 米飯給食不能の際のパン給食の計画について
- (6) 食中毒の予防対策について
- (7) 被災者の炊き出し用に使用した際は、非常給食と学校給食の供給量の調整、同状況下において完全給食が行えない場合は、村は、業者枠を村内外に広げた給食の実施について

11 教育実施者の確保

- (1) 欠員の少ない場合は、学校内で調整
- (2) 被災した学校以外の隣接校との調整を検討
- (3) 短期、臨時的にはP T Aにも協力を依頼（退職教員など。）
- (4) 欠員（欠席）が多数のため、1から3までの方途が講じられない場合は、県教育委員会に要請し、村は、臨時配置及び補充措置を県に要請

12 学校の安全など

- (1) 村は、学校内外・登下校路の危険箇所の点検、う回路の設定などにより安全を確保
- (2) 村は、メンタルケアを必要とする児童、生徒、教職員に対し、相談事業を実施

13 災害救助法による実施基準

高知県災害救助法施行細則に示される学用品などの実施基準は、次のとおりである。

(1) 給付対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積などにより一時的に居住することができない状態となった者を含む。）により、学用品を亡失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に給与する。

(2) 給与の品目、期間及び費用

品 目	期 間	費 用 の 限 度 額
教科書	※災害発生の日から1ヶ月以内	教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材実費
文房具	※災害発生の日から15日以内	小学校児童 1人当たり 規程の限度額内 中学校生徒 1人当たり 規程の限度額内 高等学校など生徒 1人当たり
通学用品	※災害発生の日から15日以内	規程の限度額内 (入・進学時の場合は、個々の実情に応じて支給する。)

※ ただし、知事あてに申請し、厚生労働大臣の承認を得た場合は、延長できる。

第 27 節 農業対策計画

1 計画の方針

災害による農地、農業用施設、農作物、家畜、家禽及び林産物等に対する被害防除の措置について定める。

2 担当部署

担 当 事 務	担当部署
1 主要食料の需給調整及び農業資材の確保	産業建設部
2 農林畜産物の被害及び病虫害対策	
3 農地及び農業施設の災害対策及び排水	

3 農業用施設及び農作物に対する応急措置

(1) 農地及び農業用施設に対する措置

村は、河川の氾濫等により、農地に冠水した場合の排水作業、灌漑ポンプ施設の保全、用排水路の取水堰等の応急措置を行う。

なお、状況によっては、応急工事实施のための資機材確保等に努め、その万全を期する。

(2) 農作物に対する措置

村は、気象状況を事前に察知し、各農業団体に通報し災害に対する防災措置を指導する。災害発生後は、村は農業協同組合等農業団体の協力を得て、速やかに状況を把握し、直ちに実態に即した作物別の技術対策をたて、広報活動、団体指導及び必要に応じ個別指導を行う。また種苗、資材のあっせん、融資等の処置を講じる。

4 家畜、家禽等に対する応急措置

村は諸団体の協力のもとに被災地の家畜、家禽の処置及び使用管理について現地指導を行うとともに防疫、飼料の確保及び家畜被害調査、防疫指導並びに汚染地域の消毒等防疫の万全を期す。

また、緊急を要する飼料等については、状況により県に対して放出又はあっせんを依頼する。

5 林業に対する応急措置

村は森林組合等の協力のもと、森林所有者、種苗経営者に対し、風倒木、被災苗木の処理及び病虫害の防除について、技術指導等を行うとともに、山林種苗の供給等について県の協力を要請する。

また村は県とともに林道治山施設等の安全管理、防災措置、被害個所の早期復旧を行う。

6 凍霜害対策

村は、気象台から発表される霜に関する注意報、情報を受領したときは、各農業団体、関係者に通報し、農家の注意を喚起し、事前に必要な措置を講じさせる。

第 28 節 流出油災害対策計画

1 計画の方針

流出油事故に対する措置は、個々の状況(場所、流出量、油の種類、風向、風速、周囲の状況、その他)に応じ適切な方法で対応すべきであるが、一般的には次により処理する。

2 担当部署

担 当 事 務	担当部署
1 関係機関との連絡体制の確保	総 務 部 産業建設部
2 現況の把握	
3 応急対策計画の作成	

3 陸上施設事故対策計画

(1) 事故原因者の措置

ア 流出量を最小限に止める処置

イ 関係機関(特に所管責任機関)への通報

ウ 引火(着火)防止と延焼防止の警戒措置

すでに燃焼している場合は延焼防止、消火作業、周囲の人命財産の救助保護に対する適切な措置を講じなければならない。

エ 拡散防止

オ 流出油の回収除去

カ 近隣施設等への応援要請

キ その他必要な措置

(2) 村の措置

ア 事故原因者、その他関係機関等との連絡調整及び指導

イ 災害の拡大防止のための消防活動

ウ 死傷者等の救出収容

エ 警戒区域の設定

オ 広報活動及び避難の指示

カ 他市町村への応援要請

キ その他、必要な措置

(3) 県の措置

ア 事故原因者その他、関係機関等との連絡調整及び指導

イ 市町村長に対し応急処置に係る必要な措置の指示

ウ 市町村長に対する応援の指示及び調整

エ 他府県への応援要請

オ 自衛隊対応する災害派遣要請

カ その他必要な措置

(4) 警察の措置

ア 災害の拡大防止及び犯罪防止等の警戒警備

イ 死傷者の身元確認とその救出協力

ウ 避難誘導及び警戒区域の設定

エ 交通規制及び交通整理

オ 災害の波及防止及び災害応急措置等の援助協力

カ その他必要な措置

第 29 節 公安警備計画

1 計画の方針

災害警備に当たって警察は、高知県警察警備実施規程に基づく、高知県警察災害警備実施要綱により、地域防災計画との関係を十分検討しながら推進する。

2 担当部署

担 当 事 務	担当部署
1 避難施設及びその周辺の治安、秩序の確保	警 察 署
2 避難施設及びその周辺安全確保	
3 その他避難生活の安全対策	

3 任務と活動

県民の生命、身体及び財産の保護並びに被災地の治安を維持することを任務とし、おおむね次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 災害情報の収集、整理及び統計報告
- (2) 関係機関の発する津波警報の伝達
- (3) 危険区域居住者等の避難誘導
- (4) 被災者の救出、行方不明者の手配及び捜索の協力
- (5) 災害による遺体の検分（検視）及び身元不明遺体の身元調査
- (6) 災害時の交通規制及び被災地の交通整理
- (7) 被災地の犯罪の予防
- (8) 災害に伴う暴利の取締り
- (9) 災害に伴う諸紛争の警備
- (10) 市町村長及び救助隊の行う災害応急措置に対する協力
- (11) 災害に伴う治安上必要な広報
- (12) その他治安上必要な事項

4 警備体制

災害警備の体制は、各段階に分けて、高知県警察本部長がそのつど発令する。ただし、その発令がない場合であっても各警察署長において必要と認めるときは、管内情勢に応じて各段階の体制をとることができる。

第 30 節 避難行動要支援者への配慮

1 計画の方針

村は、「日高村避難行動要支援者個別避難支援計画」に基づき、当該者への配慮を十分に
行い、安全・安心な避難と避難所の利用ができるように努める。

2 担当部署

担 当 事 務	担当部署
1 避難 2 避難施設 3 災害情報などの周知・伝達など 4 安否確認 5 避難行動要支援者に配慮した食料の確保	福 祉 部

3 避難

災害時の避難に必要な措置などについては、第 3 編第 2 章第 10 節「避難計画」の定め
に基づいて実施する。

4 避難施設

(1) 避難所環境の整備

一般の避難所は避難行動要支援者に配慮した構造ではなく、常に介護が必要な者にとつ
ては、生活に支障が生じることが考えられるため、村は、福祉避難所の開設など、避難行
動要支援者の避難状況に応じて環境を整備するなどの配慮に努める。

(2) 福祉避難所の充実

村は、すでに民間医療機関が災害時に開設する福祉避難所のほかにも、避難行動要支援
者が安心して生活ができる体制が整備された福祉施設などを、福祉避難所として開設でき
るよう、施設の管理者などと事前協定を結び、あらかじめ福祉避難所の指定など整備を進
める。

(3) その他の配慮

村は、コミュニケーション能力に困難が想定される方に対しては、ボランティアなどの
協力なども得ながら、災害避難時の生活に支障が生じないように努める。

村から避難行動要支援者名簿の提供を受けた者は、当該名簿を活用し、避難のための情
報伝達、避難行動要支援者の避難支援・安否確認、避難場所等の責任者への引継ぎなど
を行う。

第 31 節 二次災害の防止

1 計画の方針

村は降雨や爆発物、有害物質などによる二次災害の防災活動を実施する。

担 当 事 務	担当部署
1 二次災害防止措置の実施	総 務 部
2 避難措置の実施	産業建設部 消 防 団

2 実施責任者

実施責任者は村、県、各関係機関とする。

3 水害・土砂災害対策

水害や土砂災害は、降雨状況、地形、地質などにより、同一箇所又はその周辺において断続的に発生し、せき止められていた水が一気に流れ出したり、崩壊により堆積した土砂が移動するなどの現象により、二次災害をひき起こすおそれがある。

このため、水害・土砂災害発生時においては、村及び防災関係機関は、以下の措置を講じ、二次災害の発生を防止する。

なお、土砂災害緊急情報が通知された場合の処置については、巻末「土砂災害警戒避難体制の整備」の定めによる。

- (1) 水害・土砂災害などの危険箇所の点検を専門技術者などにより実施する。
- (2) 点検の結果危険性の高い箇所は、早期に応急対策を実施する。
- (3) 危険情報を関係機関や住民に周知し、必要な場合は、避難対策を実施する。
- (4) その他必要と思われる措置を講じる。

4 爆発などや有害物質による二次災害対策

爆発物や有害物質による二次災害は、当初の災害で施設が被害を受けた後、火災や流出した薬品同士の混合などにより一定時間を経過してから発生することがある。

このため、水害・土砂災害発生時においては、村及び防災関係機関は、以下の措置を講じ、二次災害の発生を防止する。

- (1) 爆発物や有害物質など危険物を取り扱う施設管理者は、施設の点検、応急措置を実施する。
- (2) 爆発などの危険がある場合は、速やかに関係機関に連絡をするとともに、周辺住民に周知する。
- (3) 必要に応じて避難対策を実施する。
- (4) その他必要と思われる措置を講じる。

第 32 節 労務供給計画

1 計画の方針

災害応急対策を迅速適確に実施するため、ボランティアの動員、労務者の雇上げ、必要な場合における近隣の者の協力等確保し、労務供給の万全を図る。

2 担当部署

担 当 事 務	担当部署
1 労務者の確保	総 務 部
2 賃金の支払い	教 育 部
	福 祉 部

3 ボランティアの受付及び動員要請

(1) 動員要請

受付及び動員要請については、必要に応じて次の団体などに応援を要請する。

- ア 日高村社会福祉協議会
- イ 日本赤十字社奉仕団
- ウ 日高村自治会長会
- エ 日高村 PTA 連合会
- オ 日高村民生児童委員協議会
- カ その他民間団体 等

(2) 編成

ボランティアは各種団体別に編成し、教育部はそのボランティア活動について、各部等と協議の上、人員を配分する。

(3) 活動内容

- ア 炊き出し
- イ 救援物資の整理運搬
- ウ 飲料水の供給
- エ 清掃及び防疫
- オ 交通規制整理
- カ 被害調査
- キ その他災害応急措置のうち危険を伴わない作業

(4) 帳簿の整備

ボランティアを受け入れた場合は次の事項について記録簿を作成整理しておく。

- ア ボランティアの名称及び人員、又は氏名
- イ ボランティア内容及び期間
- ウ その他参考事項

4 労務者の雇上げ

活動要員及びボランティアの人員が不足し、又は特殊作業のため労力が必要なときは労務

者を雇用する。

(1) 労務者の雇用要領

労務者の雇用については、各部班の労務要請に応じて総務部が雇用し配分する。

なお、労務者が不足し、又は雇用ができないときは、県を通じて職業安定所へ要請する。

(2) 労務者の雇用範囲

労務者雇用範囲は災害応急対策並びに救助の実施に必要な労務者とする。災害救助法に基づく救助の実施に必要な労務者の雇用の範囲は次のとおりである。

- ア り 災者の避難誘導労務
- イ 医療及び助産における患者の移送労務
- ウ り 災者の救出のための労務及び当該救助に要する機械器具、資材の操作、運搬の労務
- エ 飲料水の供給のための運搬、操作及び浄水用薬品の配布等の労務
- オ 救助用物資の整理、輸送及び配分等の労務
- カ 遺体の捜索に必要な労務
- キ 遺体の処理に必要な労務

(3) 労務者雇用期間

労務者雇用の期間は災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とする。

なお、災害救助法に基づく労務者の雇用期間は次のとおりである。

ア り 災者の避難誘導等	災害発生の日及び発生のおそれのある日	1日程度
イ 医療における患者の移送	災害発生の日から	14日以内
ウ 助産における患者の移送	災害発生後分娩した日から	7日〃
エ り 災者の救助	災害発生の日から	3日〃
オ 飲料水供給に要する作業	〃	7日〃
カ 被服、寝具その他生活必需品の整理輸送配分等	〃	10日〃
キ 教科書の配分等	〃	1ヶ月〃
ク その他学用品の配分等	〃	15日〃
ケ 炊き出し用食糧品の整理等	〃	7日〃
コ 医療品、衛生材料の整理等	〃	14日〃
サ 遺体の捜索に必要な作業	〃	10日〃
シ 遺体の処理に必要な作業	〃	10日〃

(4) 労務者雇上げ期間の延長

災害規模等により期間の延長を必要とする場合は、厚生労働大臣の承認を得て自動的に延長することができる。

(5) 労務者の賃金

雇上げ労働者に対する賃金は、法令その他に規定されている者を除き、労務者を使用した地域における通常の実費程度を支給する。

5 労務応援要請

災害対策本部長は、災害応急対策及び災害救助を実施するに当たり、人員が不足し、またボランティア団体の動員並びに労務者の雇用が不可能なときは、次の応援要請事項を示して県へ要請する。

(1) 応援要請事項

- ア 応援を必要とする理由
- イ 従事場所
- ウ 作業内容
- エ 人員
- オ 従事期間
- カ 集合場所
- キ その他参考事項

6 従事命令、協力命令

災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は、次の要領によって、従事命令、協力命令を発する。

強制命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第 65 条 1 項	市町村長
		〃 第 65 条 2 項	警察官 海上保安官
		警察官職務執行法第 4 条	警察官
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法 第 24 条	知事
	協力命令	〃 第 25 条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法第 71 条 1 項	知事
	協力命令	〃 第 71 条 2 項	市町村長 (委任を受けた場合)
消防作業	従事命令	消防法第 29 条 5 項	消防吏員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第 17 条	水防管理者 水防団長 消防機関の長

命令区分(作業対象)	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令(災害対策並びに救助作業)	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師又は看護師 3 土木技師又は建築技術者 4 大工、左官、とび職 5 土木業者、建築業者及びこれらの者の従事者 6 地方鉄道業者及びその従事者 7 軌道経営者及びその従事者 8 自動車運送業者及びその従事者 9 船舶運送業者及びその従事者 10 港湾運送業者及びその従事者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令(災害応急対策並びに救助作業)	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事命令(災害応急対策全般)	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令(災害緊急対策全般)	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による消防吏員、消防団員の従事命令(消防作業)	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令(水防作業)	区域内に居住するもの又は水防の現場にある者

7 記録等

労務者を雇用し及びボランティアの奉仕を受けたときは、次の書類、帳簿を整備しておく。

- (1) 出納表
- (2) 賃金台帳
- (3) ボランティアの名称及び人員、氏名
- (4) ボランティア内容及び期間
- (5) その他参考事項

第 33 節 災害応急融資

1 計画の方針

各関係機関は、被害を受けた事業者などに融資、貸付けなどを行う。

担 当 事 務	担当部署
1 災害応急融資について実施	産業建設部 福 祉 部 金 融 機 関

2 実施責任者

実施機関は各関係機関とする。

村は、関係団体と連携して、これらの融資を受けようとする被災者の申請手続や、制度利用のあっせんを行う。

3 農林漁業災害資金

金融機関、(株)日本政策金融公庫及び農林中央金庫等による貸付けを行う。また、一定の条件を満たす場合、県及び村単独制度による利子補給補助を行う。

4 中小企業復興資金

村内の金融機関、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫及び県単独制度による貸付けなどに加えて信用保証協会による保証を行う。

5 災害復興住宅建設資金

独立行政法人住宅金融支援機構法に基づく貸付けを行う。

6 被災医療機関などに対する災害復旧資金

独立行政法人福祉医療機構法による貸付けを行う。

7 母子・寡婦福祉資金

母子及び寡婦福祉法により償還金の支払猶予の対策を行う。

第 34 節 自発的支援の受入れ

1 計画の方針

村は災害が発生した場合に、各方面から寄託される義援金品の受付及びこれらの配分などを適切に行う。

また、村、県及び関係団体は、ボランティアや義援金など自発的な支援を積極的に受け入れる。

担 当 事 務	担当部署
1 義援金品の受付	出 納 部
2 収支を記入するための帳簿整理	総 務 部
3 義援金品の適正な保管と配布	福 祉 部 住 民 部

2 実施責任者

実施責任者は、村においては村長とし、その他においては各機関が定める責任者とする。

3 ボランティア活動の支援

日高村社会福祉協議会は「日高村災害ボランティアセンター設置マニュアル」に沿って、迅速に「災害ボランティアセンター」を設置し、「災害ボランティア活動支援マニュアル」を参考として、被災者のニーズを踏まえたボランティアの受入れとその活動の調整を行う。

村は、「災害ボランティアセンター」の活動の支援及び連絡に努める。

4 義援金品の受付

実施責任者は、村においては村長とし、その他については各機関とする。

被災者、被災施設などに対する地域社会からの義援金品の募集及び配布については、おおむね次のように行う。

(1) 受付

ア 村、県、日本赤十字社高知県支部及びその他の機関で受付

イ 村における義援金品は、受付窓口を設置する。

ウ 受入れ希望物資

村は、義援物資のうち受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県に連絡するとともに、報道機関などを通じて公表する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

(2) 村における義援金品の保管

ア 義援金品の収支を明らかにする帳簿を設置

イ 義援金品は、適正に保管

(3) 村における義援金品の配布

村で受け付けた義援金品の配布に当たっては、被害状況などを勘案して配布率並びに配布方法を決定し、必要に応じて県、日本赤十字社奉仕団などの各種団体の協力を得て、被災者に対する円滑な配布を行う。

第4編 災害復旧・復興計画

第1章 災害復旧対策

第1節 趣旨

災害復旧対策は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行うなど将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、実施する。

第2節 復旧・復興の基本方針の決定

1 計画の方針

災害発生後の速やかな復旧・復興は、被害地区の住民にとっては最も望まれることである。そのための考え方を以下に示す。

2 実施責任者

実施責任者は村長とする。

3 基本方針の方向性

村は、災害の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向などを勘案し、迅速な原形復旧を目指すか、又は中長期的な課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて、早急に方向を決定する。

4 計画的復旧・復興

被災地の復旧・復興に当たっては、村は、住民の意向を尊重し、計画的に行う。

5 財産措置など

復旧・復興においては、多大な費用を必要とすることから、村は、県・国に必要な財政支援を求める。

第3節 迅速な原状復旧の進め方

1 計画の方針

地震による災害の発生後、迅速な原形復旧を目指すとともに、中長期的目標に向けた計画的復興について早急に検討し、復旧・復興に基本方向を定める。

日高村は、この基本方向に沿って、復興計画を作成する。

なお、復旧・復興にあたっては、住民の意向を十分に尊重し、協働して計画的に行う。また、復旧・復興の推進のために、必要に応じて県や国の協力を求める。

2 実施責任者

実施責任者は村、関係機関とする（以下本編の実施責任者は同じ）。

3 被災施設の復旧等

(1) 被災施設の復旧事業

村は、県と連携を図り、物資、資材の調達計画及び人材の広域応援などに関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業に努める。

(2) 災害の再発防止

被災施設の復旧にあたっては、原形復旧を基本にしつつも、災害の再発防止の観点から、村は、可能な限り改良復旧を行う。

(3) 土砂災害防止対策

災害に伴う地盤の緩みによる土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、村及び関係機関は、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

(4) 地区別の復旧予定時期を明示

ライフライン、交通輸送などの復旧にあたっては、村及び関係機関は、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するように努める。

4 がれきの処理等

(1) 一時集積所、最終処分地の確保

村は、がれきの処理について、高知中央西部焼却組合と連携し、一時集積所、最終処分地を確保した上で実施する。処理不能の場合は、一時集積所を設定の上、県に応援を要請する。

(2) 分別とリサイクル

村は、収集にあたっては、適切な分別を行い、リサイクルに努めるとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に実施する。

(3) 環境汚染の未然防止

村は、環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民、作業者の健康管理を考慮し、がれき処理対策を適切に措置する。

(4) 損壊家屋の解体

損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに県や近隣市町村へ協力を要請する。

(5) 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等（障害物）の除去

居室、炊事場、玄関等に運び込まれた障害物の除去を行い、必要に応じて関係事業者団体等の協力を得て実施する。

5 連携体制の構築

村は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

6 公共施設の災害復旧

(1) 公共施設復旧

災害により被災した公共施設の復旧は、再発防止を考慮した応急措置を講ずる。

災害復旧事業の実施責任者は、各施設の現状復旧にあわせて、必要な施設の新設・改良を行うなどの事業計画を速やかに確立し、民生の安定及び経済的、社会的活動の早急な回復に向け、迅速な災害復旧に当たる。

村は、被害を受けた公共施設などの早期復旧を図るため、被害状況の調査、激甚災害指定の検討及び災害査定など、災害復旧に向けた一連の手続を以下に定める。

(2) 被害状況の調査と県への報告

施設の管理者は、公共施設などに被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、その状況を村又は県（所管課又は出先機関）に対し速やかに報告する。

また、村は、施設の管理者から被害状況の報告を受けたとき、その内容を速やかに県（所管課又は出先機関）に対し報告する。

(3) 復興対策組織体制の整備

村は、被災直後の救助と応急復旧中心の体制から、復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、必要に応じて復興本部などの総合的な組織体制を整備する。

また、村は、復興対策の円滑な実施を期すため、村内だけでなく外部の有識者や、専門家及び住民を含めた、復興計画策定のための検討組織を併せて設置する。

また、復興対策の遂行に当たり必要な場合は、関係機関などに職員の派遣を要請するなどの協力を求める。

(4) 復旧技術職員の確保

災害復旧のための技術職員に不足が生じたときは、村は、県などを通じて県内の他の市町村に職員の派遣を依頼するなどして、技術職員を確保する。また状況に応じ、労務者の確保を図る。

(5) 公共土木施設災害復旧事業

災害復旧事業の種類は、次のとおりである。

ア 公共土木施設災害復旧事業

- イ 農林水産業施設災害復旧事業
- ウ 都市施設災害復旧事業
- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 公立文教施設災害復旧事業
- カ 社会福祉施設災害復旧事業
- キ 公立医療施設災害復旧事業
- ク 公営企業災害復旧事業
- ケ 公用財産災害復旧事業
- コ 上・下水道災害復旧事業
- サ その他の災害復旧事業

(6) 激甚災害の指定

村は、被害が発生した場合、速やかに公共施設の被害の実態を調査し、緊急災害査定に備え被害状況により、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）の適用が受けられるよう所要の措置を講ずる。

激甚災害に係る手続と財政援助措置は、次のとおりである。

ア 激甚災害の指定

村は、大規模な災害が発生し、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受ける場合、及び指定を受けた場合の手続は、以下のとおりである。

(ア) 激甚災害に関する調査

村は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査などについて協力する。

(イ) 特別財政援助額の交付手続

村は、激甚災害の指定を受けたとき、速やかに関係調書を作成し、県に報告する。

イ 公共土木施設災害復旧事業などに関する特別の財政措置

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業
- (イ) 公共土木施設災害関連事業
- (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
- (エ) 公営住宅等災害復旧事業
- (オ) 生活保護施設災害復旧事業
- (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
- (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
- (ク) 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- (ケ) 知的障害者援護施設災害復旧事業
- (コ) 婦人保護施設災害復旧事業
- (サ) 感染症予防施設災害復旧事業
- (シ) 堆積土砂排除事業

(ス) 湛水排除事業

ウ 農林水産業に関する特別の助成

- (ア) 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (ウ) 開拓者等の施設の災害復旧事業所事業に対する補助の特例
- (エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (カ) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- (キ) 共同利用小型漁船の建造費の補助
- (ク) 中小企業に関する特別の助成
- (ケ) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (コ) 中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間の特例
- (サ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (シ) 中小企業に対する株式会社日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫の融資に関する特例

エ その他の財政援助及び助成

- (ア) 公共社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (イ) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (ウ) 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例
- (エ) 水防資器材費の補助の特例
- (オ) り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- (カ) 産業労務者住宅建設資金融通の特例
- (キ) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- (ク) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (ケ) 日本私学振興財団の業務の特例

(7) 資金計画

村は、各種災害復旧事業制度及び地方財政措置制度などに基づく必要な措置を講ずる。

第2章 復興計画

第1節 趣旨

村は、多数の機関が関係し、高度かつ複雑な大規模事業となる被災地域の再建を速やかに実施するため、必要に応じて復興計画を策定する。また、村は、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進め、被災から一刻も早い再興を図る。

第2節 復興計画の進め方

1 計画の方針

復興計画の策定にあっては、可能な限り住民の参加を求め、特に復興を機会にバリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した防災まちづくりを推進する。

また、計画策定作業の進捗と並行して、新たなむらづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュールを住民に情報提供し、合意の形成を図る。

災害からの復興を進める上で、留意すべき点について以下に示す。

2 復興計画の策定

(1) 速やかに復旧の実施

復興方針や復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティの維持、回復や再構築に十分配慮し、大規模な災害からの復興を、可及的速やかに実施するため、村は、県との連携を図った上で復興計画を策定し、計画的に復興を進める。

(2) 将来像の明示

復興計画は、計画策定段階で村のあるべき姿を明確にし、将来に悔いを残すことのないまちづくりを目指し、住民の理解を求めるように努める。

3 災害に強いまちづくり

(1) 災害に強く、より快適な都市環境整備を目指し、住民の安全と環境保全などに配慮した、災害に強いまちづくりの実施

(2) 将来に悔いを残さないまちづくりの検討

(3) 早急な生活再建を目指す観点から、住民に対し、計画段階から都市のあるべき姿、将来展望、計画決定までの手続きやスケジュールの公開

(4) 計画策定に当たっての種々の選択肢などを提供し、広く住民とのコンセンサスを確保

(5) 復興のための市街地の整備は、被災市街地復興特別措置法などを活用

(6) 土地区画整理事業などにより、合理的かつ健全な市街地の形成と、都市機能を更新

(7) 避難路・避難地・防災活動拠点・延焼遮断帯等となる幹線道路、公園緑地、河川などの整備に当たっては、被害軽減に資する施設として住民に十分な説明を実施

(8) 公共施設ほか建築物の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置を検討

(9) 公園緑地への臨時ヘリポートとしての機能の付加

(10) 既存不適格建築物については、市街地再開発事業などを適切に推進することで解消

第3節 被災者などの生活再建などの支援

1 計画の方針

被災者などの生活再建に関する主要な支援の制度について以下に示す。

2 被災者のための相談

村は、被災者の自立に対する援助・助成措置を講ずるため、できる限り以下の事項に配慮して、総合的な相談窓口を設置する。

(1) 相談所の開設

被災者からの幅広い相談に応じるため、速やかに相談所を開設し、他の防災関係機関と連携しながら、相談業務を実施する。

(2) 相談事項

相談所では、地域の状況及び他の防災関係機関との連携状況などを踏まえながら、次のア～エの事項などについて相談業務を実施する。

また、各種の支援措置を早期に実施するため、村は、発災後早期に災証明の交付体制を確立し、被災者に災証明を交付する。

ア 生活相談：各種見舞金、災害援護資金・福祉資金など、生活保護、要介護者への対応、租税の特例措置及び公共料金などの特例措置など

イ 職業相談：雇用全般にわたる相談

ウ 金融相談：農林漁業資金及び商工業資金の利用

エ 住宅相談：住宅の安全診断、住宅の補修、住宅関係資金、公営住宅及び仮設住宅

3 災害弔慰金等の支給

災害弔慰金の支給などに関する法律（昭和48年法律第82号）及び日高村災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第23号）に基づいて、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、並びに災害援護資金の貸付けや生活福祉資金の貸付けにより、被災者の自立的な生活再建の支援を行う。

4 生活保護

生活保護法に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実態に応じて最低生活を保障する措置を行う。

5 税の減免、徴収猶予

災害により国税、地方税及び国民健康保険税の納付が困難になった被災者の納税については、災害の状況に応じた適切な措置をとる。法令及び条例の規定に基づく、申告・申請・請求その他書類の提出又は税の納付若しくは納入に関する期日の延長、徴収猶予及び減免の措置を講ずる。

6 公共料金の特例措置

(1) 郵便事業

ア 被災者に対する通常葉書・郵便書簡（折り畳んで糊付けすると封筒になり、そのまま投函できる官製便せん）の無償交付

- イ 被災者の差し出す郵便物の料金免除
- ウ 被災地あて救助用郵便物（被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会及び共同募金連合会にあてた小包及び現金書留に限る。）の料金免除
- エ 被災者救援用寄附金（被災地の地方公共団体、日本赤十字社又は共同募金会などに対する寄附金の通常払込み及び通常振替料金に限る。）送金のための郵便振替料金免除
- オ 為替貯金・簡易保険の非常取扱い

郵便局は、災害救助法適用時には、金融庁からの要請により、為替貯金・簡易保険の非常取扱いを実施する。

（２）電気通信事業

- ア 避難勧告などにより実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金（避難勧告の日から同解除の日までの期間（１ヶ月未満は日割り計算）とする。）の減免
- イ 被災者の電話移転工事費（災害による建物被害により、仮住居などへ電話を移転する契約者の移転工事費に限る。）の減免

（３）電気事業

原則として災害救助法適用地域の被災者を対象に、経済産業大臣の認可を受けて、次の措置が実施される。

- ア 電気料金の早収期間及び支払い期限の延伸
- イ 不使用月の基本料金の免除
- ウ 建て替えなどに伴う工事費負担金（被災前と同一契約に限る。）の免除
- エ 仮設住宅などにおける臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除
- オ 被災により使用不能となった電気施設分の基本料金の免除
- カ 被災により１年未満で廃止又は減少した契約の料金精算の免除
- キ 被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工料の免除

（４）ガス事業及び簡易ガス事業

被害の状況を踏まえ、中国四国産業保安監督部の認可を受けて、次の措置を実施する。

- ア 被災者のガス料金の納期の延伸
- イ 事業区域外の災害被災者が区域内に移住してきた場合も、上記（１）を適用

（５）その他の援助

その他の援助などが他機関から行われる際に、被災者から村による証明を請求された場合は、その内容に応じ、相談所において災証明書又は被害証明書を発行する。

7 住宅対策

（１）住宅確保支援策

被災者の恒久的な住宅確保支援策として、公営住宅などへの特定入居などを行う。また、復興過程における被災者の住宅の確保を図るため、空き家の活用や仮設住宅などを提供して、復興期間中は被災者の生活の維持を支援する。

(2) 公営住宅の建設

災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあっては「被災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。

8 経済復興対策

地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備などにより、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策に努める。

9 医療費の負担の減免など

被災者の生活再建などを支援する視点から、必要に応じて国民健康保険制度における医療費負担の減免により、被災者の負担軽減を図る。

10 広報連絡体制の構築

村は、被災者の自立に対する援助・助成措置について、広く被災者に広報する。また、被災地域外への疎開などを行っている被災者に対しても広報に努めるなど、生活再建に当たっての広報・連絡体制を構築する。

11 災害復興基金の設立など

被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策などをきめ細やかに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立などの手法について検討する。

12 メンタルケア対策

災害時には、被災によるショックや避難所生活などの環境変化が大きなストレスとなるため、被災者の精神的な不安を取り除くためにメンタルケア相談所を設け、精神的な支援を行う。

13 災証明書の交付等

各種の支援措置を早期に実施するため、災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や災証明書の交付の担当課を定め、住家被害の調査の担当者の育成、応援の受け入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

第4節 被災中小企業の復興その他の経済復興の支援

1 計画の方針

被災した中小企業や農林漁業者への主要な事業復興制度について示す。

2 中小企業復興資金

村は、被災中小企業に対する資金対策として、村内の金融機関、株式会社日本政策金融公庫、商工組合中央金庫による融資と信用保証協会による保証を行うよう依頼する。

(1) 融資制度の周知

村は、災害により被害を受けた事業所などに対して、関係機関を通じて利用できる融資制度の周知徹底を図る。

(2) 融資の促進

事業所が各制度を利用しようとするとき、村は、被害の実情に応じて融資手続の簡易化、迅速な融資の実施を関係金融機関などに働きかける。

■ 中小企業関係融資の種類

復旧資金の融資	「株式会社日本政策金融公庫法」及び「株式会社商工組合中央金庫法」に基づく貸付け
労働者住宅建設資金の融資	「産業労働者住宅資金通法」及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく貸付け
設備近代化資金の償還免除、延滞措置	「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく措置

3 農林漁業災害資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体の事業の復旧を促進するため、天災による被害農林漁業者などに対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）、株式会社日本政策金融公庫法による融資の周知及びあっせんを行う。

(1) 融資制度の周知

村は、災害により被害を受けた農林漁業者などに対して、関係機関を通じて利用できる融資制度の周知徹底を図る。

(2) 融資の促進

農林漁業者などが各制度を利用しようとするとき、村は、被害の実情に応じて融資手続の簡易化、迅速な融資の実施を関係金融機関などに働きかける。

■ 農林水産業関係融資の種類

農林水産業経営資金の融資 組合への事業資金の融資	「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく貸付け
農地災害復旧、施設災害復旧資金の融資	「株式会社日本政策金融公庫」に基づく貸付け
組合共同利用施設の復旧資金の国庫補助	「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく補助

4 相談窓口の設置

村は被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第5編 水防計画

第1節 目的

この水防計画は水防法(昭和24年法律第193号)第4条の規定に基づき、高知県知事から指定された指定水防管理団体である日高村が、同法第25条の規定に基づき、日高村の地域にかかる河川等の水災に対処し、その被害を軽減することを目的とする。

第2節 水防事務の処理

- 1 洪水に際し水災を警戒し、防ぎよし及びこれによる被害を軽減し、公共の安全を保持するため、水防法第10条の4による水防警報の通知を受けたときから洪水による危険が除去される間、この水防計画に基づいて水防事務を処理する。
- 2 水防の責任等
 - (1) 村の責任(水防管理団体)

村内における水防体制と組織の確立強化を図るとともに、水防が十分に行われるように水防能力の向上、指導及び確保に努める。
 - (2) 村民の責務

水防の現場にある者は、村長又は水防機関の長より水防に従事することを要請された場合は、直ちにこれに協力し、水防に従事すること。
- 3 安全配慮

洪水時、水防活動従事者の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、活動員自身の安全は確保しなければならない。

 - (1) 水防活動現場では、気象情報や水防警報等の情報収集に努める。
 - (2) 水防活動時には、救命胴衣等の身の安全を確保する装備を着用するとともに、救命ボート等の資機材を有効に活用する。
 - (3) 災害の状況や地理条件を考慮して、全体が監視できる場所等に必要な監視人員を配置する。
 - (4) 水防活動や避難誘導などに当たっては、水防要員の危険を回避するため、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間を考慮するとともに、水防要員が地震の危険性が高いと判断した時は、自身の避難を優先する。

第3節 水防本部の設置及び水防体制

- 1 水防本部
 - (1) 水防管理者は、洪水等についての水防活動の必要があると認めたとときからその危険が除去するまでの間、日高村に水防本部を設置し、水防事務を処理する。
 - (2) 水防本部の事務局は総務課におき、水防本部の組織は次のとおりとする。

なお、水防本部の組織は第3編 第1章 第2節「動員計画」に基づき編成され、「災害対策本部」が設置された場合には、同本部に統合される。

2 水防事務分掌

(1) 部員会議応急対策など適確、迅速な防災活動を実施するときの基本方針を協議し、早急
に実施すべき事項を決定するため本部員会議を設置する。

(2) 災害情報連絡員

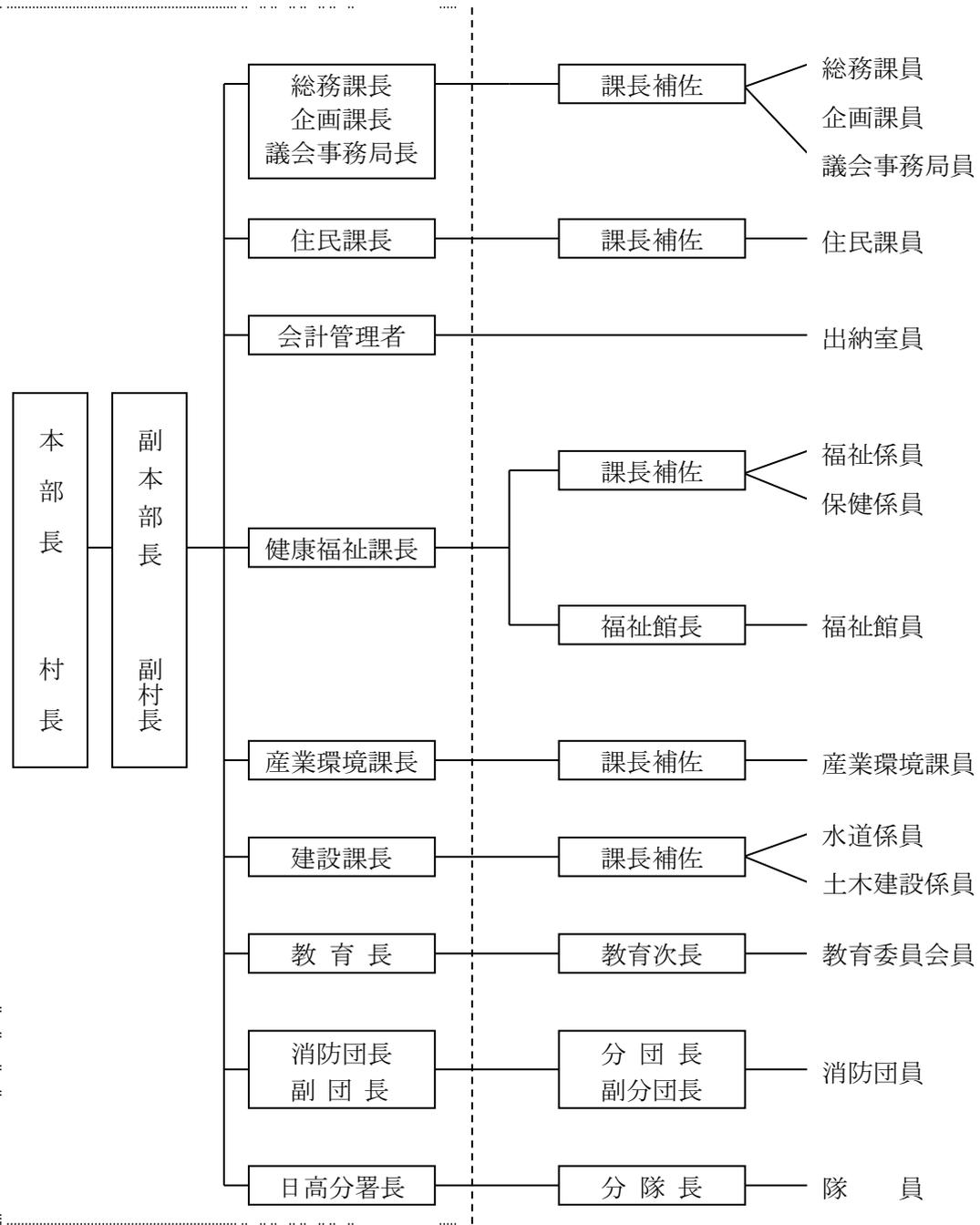
村の災害対策に関し、住民と密接な連絡を確保し災害情報の提供、救援活動に対する協
力等、地域の防災、救助の万全を期するために、各自治会ごとに災害情報連絡員を置く。

(3) 事務分担

本部、各部等の編成及び担当事務はおおむね次のとおりとする。(第3編 第1章 第
1節 4 本部の分掌事務に同じ。)

■ 組 織 図

水防本部員



※ 本部長、副本部長が不在のときは、本部の統轄者は、村長の職務を代理すべき事務吏員の席次に関する規則に定める上席の吏員とする。

3 動員計画

災害の発生が予想され又は発生した場合、災害応急対策を迅速かつ適確に実施するための必要な人員を動員配備する計画で災害の種類規模を勘案し、本部設置前には村長の、設置後には本部長の命によって行う。

- (1) 担当 総務部
- (2) 配備区分は次のとおり

■ 配備区分(水防体制)

区分	状況	配備内容	備考
準備配置 (連絡体制)	(1) 大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪の警報が発令され災害の発生が予想される事態の発生まで時間的余裕がある場合 (2) 県水防指令1号	防災予備警戒班を組織	大雨、暴風、洪水警報が発令された場合に、役場管理職（村長除く）による防災予備警戒班（2～3名体制）を編成のうえ登庁し警戒につく。
第1配備 (注意体制)	(1) 大雨・暴風その他の警報が発令され災害の発生が予想される事態の発生まで注意が必要とされる場合 (2) 県水防指令2号 (3) 仁淀川、及び村内河川の増水が予想されるとき	総務課長及び建設課長	
第2配備 (警戒体制)	(1) 大雨・暴風その他の警報が発令され、災害の発生が予想され警戒を必要とする場合 (2) 県水防指令3号 (3) 河川が避難判断水位に達したとき及び堤防決壊、越流のおそれがあるとき (4) 神母樋門の内外水位差が4.5mとなったとき	<ul style="list-style-type: none"> 課長補佐級以上の管理職 総務課及び建設課は全職員 災害に対する警戒体制をとると共に併せて小災害が発生した場合に対処し、状況により速やかに第3配備に移行できる体制とする。 	災害対策本部設置 ※「水防本部」については、「災対本部」が設置された場合は、同本部に統合される。 水防本部設置
第3配備 (非常体制)	(1) 現に災害が発生しつつあり、又は相当規模の災害が発生するおそれがある場合 (2) 県水防指令4、5号 (3) 堤防に亀裂が生じるなど堤防決壊、越流の危険が高まったとき (4) 放水路トンネルによる放水が不可能となっているとき (5) 各種特別警報が発令されたとき	職員の全員をもって直ちに全活動を行うことができる体制とする。	災害対策本部設置 ※「水防本部」については、「災対本部」が設置された場合は、同本部に統合される。
解除	(1) 災害の危険が解消したとき (2) 河川水位が低下し、災害の危険が解消したとき (3) 県水防指令が解除されたとき		ア 住民に周知 イ 解散

(3) 配備編成計画

各課長は「配備区分」に基づき、次の配備編成基準表に従って動員配備を行う。

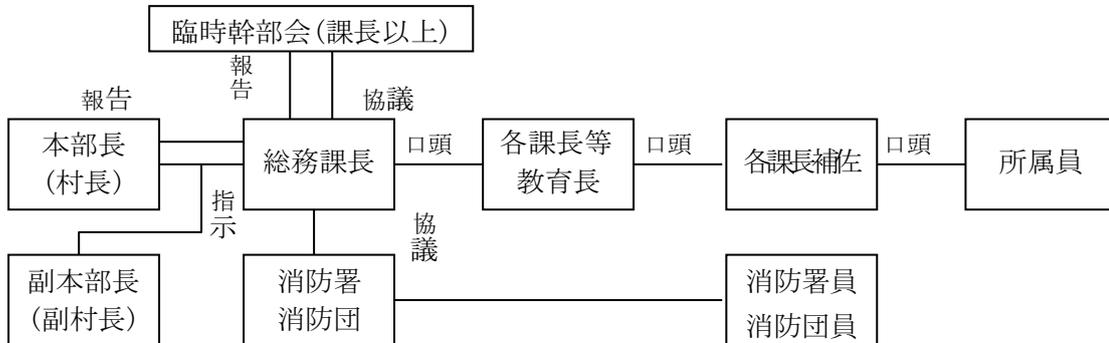
4 配備編成計画

日高村職員、消防団（第3編 第1章 第2節 4「動員計画」に同じ。）

5 動員の配備及び伝達方法

(1) 平常執務時の伝達方法

気象情報の通知を受け、災害発生が予想される場合、その大小により臨時幹部会議等を開催し、配備区分に従い、諸般の配備体制をとり行う。



(2) 休日又は退庁後の伝達

ア 退庁後における各班員の連絡方法

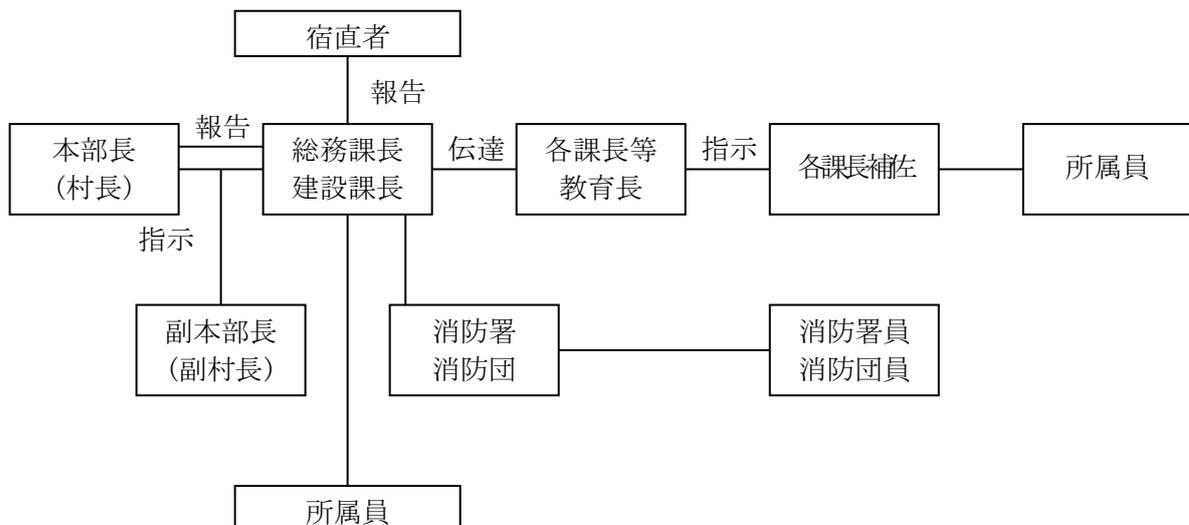
各課長等は所属員の住所及び連絡方法を把握しておき、直ちに動員できる措置を講じておくこと

イ 宿直者による非常伝達

宿直者は次に掲げる情報を察知したときは直ちに総務課長に連絡する。

総務課長は宿直者より連絡を受けた場合は①村長、②副村長に連絡して指示をとおし、関係課長及び消防団、消防署に連絡する。

- (ア) 災害の発生のおそれのある気象情報等が関係機関から通報され、又は自ら自覚し緊急措置を実施する必要があると認められるとき
- (イ) 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があるとき
- (ウ) 災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき



(3) 職員の招集、出勤

ア 招集

各課長等、課長補佐は、配備命令を受け、また、配備体制をとる必要があると認めるときはあらかじめ定められた配備区分並びに編成に従い、直ちに係員を招集し、防災活動に支障をきたさないようにしなければならない。

イ 本部長からの出動の命を受けた各課長等、各課長補佐はあらかじめ状況に応じて定められた体制により、所属員を指揮して防災業務を遂行しなければならない。

ウ 配備に対する職員の心構え(職員の非常登庁)

(ア) 職員はあらかじめ定められた災害時における配備体制及び自己の任務を十分習熟しておかなければならない。

(イ) 職員は災害が発生するおそれがあるときは、ラジオ、テレビの視聴、所属の連絡責任、総務課等への電話照会等の方法によるほか、自ら工夫してその災害の状況、水防警報の発令、配備命令等を知るように努めなければならない。

(ウ) 職員は災害が発生し、又は災害が発生するおそれ強いときは水防警報その他配備命令がない場合であっても状況によっては所属長と連絡をとってすすんでその指揮下に入るように努め又は自らの判断で速やかに部署に参集し防災活動に従事しなければならない。

(エ) 万一被災により道路交通の利用が不能で、あらゆる手段によって定められた配備部署につくことが不可能な場合は①通信連絡により所属長又は本部の指示を受けること。②①が不可能な場合は自己の居住する自治会に参集し、防災活動に従事しなければならない。

(4) 水防団(消防団)の招集、出動

ア 村長は次の場合直ちに消防団長を通じ、団員にあらかじめ定められた計画に従い出動を命じ、警戒配備につかせる。

(ア) 仁淀川の水位が仁淀川伊野観測所において避難判断水位(7.90m)に達し、なお増水のおそれがあるとき(水防指令3号)

(イ) 日下川、戸梶川等村内河川が増水し、危険であると認められるとき

イ 水防警報(水防指令3号)発令以前に出動を要するとき、消防分団にあつては、団長命令によるか、分団長の状況判断により分団長命令によって出動することができる。この際、招集サイレン信号により招集することができる。招集信号は後記による。

第4節 水防巡視等

1 水防巡視

水防本部長は、水防指令等の通知を受けたときは、直ちに水防団長(消防団長)に対し、その通報を通知し、必要な団員を各河川及び水門、樋門等の巡視に当たらせるよう指示する。また、河川の水位(仁淀川)が氾濫注意水位(6.6m)に達した旨の通報があつたときは水防団長に通知のうえ出動信号を吹鳴し、必要な団員を招集し、警戒水防活動に当たらせる。

(参考)水位観測所

河川名	観測所名	所在地	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	所轄区分
日下川	本郷	日高村本郷			17.00	17.30	国土交通省
仁淀川	伊野	いの町渦谷	5.00	6.60	7.20	7.90	国土交通省
〃	加田	いの町加田					国土交通省

*中央西土木事務所管観測所(テレメータ)：日下川(国岡橋、文瀬橋、岡花調整池、沢樋ノ口橋)派川日下川、戸梶川(稲葉橋、馬越調整池)

(参考)雨量観測所

河川名	観測所名	所在地	所轄区分
日下川	本郷	日高村本郷字赤元	国土交通省
仁淀川	伊野	いの町アゲ田	国土交通省

2 水防信号

水防信号は、次のとおり行う。

	種別	サイレン信号
第一信号	水災警報 警戒水位に達し、なお増水のおそれがあるとき	30秒 ○—— 6秒 ○—— ○—— ○—— ○—— 6秒を間し30秒吹鳴 5回
第二信号	出動 関係諸機関の出動信号	3秒 10秒 ○—— 3秒 ○—— ○—— ○—— ○—— ○—— ○—— ○—— ○—— ○—— ○—— ○—— 3秒吹鳴、3秒を間し10秒吹鳴 5回
第三信号	避難退去 危険区域内住民に対する 避難信号	3秒 ○—— 1秒 ○—— ○—— ○—— ○—— ○—— ○—— ○—— ○—— ○—— 1秒を間し3秒吹鳴 10回
第四信号	解除	○—— 長声 1回

(注)水防サイレンは、消防(火災)サイレンと同じ信号を使用
(水災警報=火災警報、出動=山林火災、解除=鎮火)

第5節 水防施設及び水防資機材

1 水防倉庫及び水防資機材

水防倉庫を設置し、緊急時に備えて常に備蓄資機材の点検及び補充に努める。
また、各消防屯所には、必要な水防資機材を備えておく。

2 土のう用土砂及び資材

産業建設部長は、必要に応じ、土のう用土砂及び現地収集可能な資材を調査し、緊急時に備える。

3 水防資機材一覧表

資料編 3-5 備蓄資材器具一覧表参照

4 水防資材の調達

各分団等において、状況の急変等により水防資材を水防本部に要請するいとまがないときは、各分団長は業者等により調達する。その場合は、その旨を水防本部長あて報告する。

第6節 水防活動等

1 水防団(消防団)の活動

洪水に際し、水害を警戒し及びこれにかかわる被害を軽減し、公共の安全を保持するため水防法第10条の4の規定による水防警報等を受けたときから洪水による危険が除去するまでの間、この計画に基づいて活動する。

2 分団の水防受持区域

団長は、必要に応じ分団の水防区域を変更し、他の分団の水防作業を応援せしめることがある。資料編 3-4 分団の主な水防受持区域参照

3 水防指令による措置

(1) 水防指令第1号が発令されたとき

第1配備要員による、情報収集活動、水防関係者への連絡活動及び危険箇所の巡視警戒に当たる。特に、水門、樋門等の水位の変動や呑口の状況の監視に十分注意する。状況により水防本部を設置する。

(2) 第2号が発令されたとき

水防本部を設置し、次の事項に留意し、万全の体制をとる。

ア 水防団(消防団)の待機

イ 水防資機材の整備

ウ 避難場所の再確認

エ 交通、輸送の再確認

オ 他の水防管理団体への応援要請の必要性

カ 自衛隊派遣要請の必要性

キ 警察署長に対する避難誘導、警備の準備体制要請

ク 諸報告の円滑な業務確認

(3) 第3号が発令されたとき

ア 水防本部長は、出動命令を出し、水防区域の巡視及び警戒を厳にし、既往の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心として巡回し、特に次の状態に注意し、異状を発見した場合は、本部長を通じ直ちに中央西土木事務所長及び警察署長に報告するとともに水防作業を開始する。

(ア) 堤防の溢水状況

- (イ) 表法面での水当たりの強い場所の亀裂又は崖崩れ
- (ウ) 天端の亀裂又は沈下
- (エ) 裏法面漏水又は飽水による亀裂及び崖崩れ
- (オ) 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締め具合
- (カ) 橋梁その他の建造物と堤防との取付部分の異状

イ 水防本部長は、必要があれば次の事項を要請する。

- (ア) 土木事務所長等に対する技術上の協力及び県水防本部長に対し、自衛隊派遣の連絡
- (イ) 隣接する水防管理団体に対する協力要請(水防法第 16 条)

ウ 警戒区域の設定(水防法第 14 条)水防本部長は水防活動上必要がある場合、警戒区域を設定し、無用の者の立入を禁止し、若しくは制限し、或いはその区域内の居住者又は水防現場に居る者を水防に従事させる。

エ 水防本部長は、必要があれば危険区域の住民に対し、避難の準備を命ずることができる。

(4) 決壊(第 4 号～第 5 号)

ア 堤防その他の施設が決壊越流したときは水防本部長は、直ちにその旨高知県中央西土木事務所長等に通報し、破堤後といえどもできる限り氾濫による被害を最小限に止めるよう最善の努力を行う。

イ 水防本部長は、破堤越流等により被害を生じたときは土木事務所長等に対し、次の報告を行う。

- (ア) 日時
- (イ) 場所
- (ウ) 人の被害
- (エ) 家屋、田畑、橋の流失、道路の決壊、破堤等の事実
- (オ) 被災額概算
- (カ) 復旧見込等の所要事項

ウ 水防本部長は、必要なときに警察署長に対し、警察官の出動を要請し、居住者の避難誘導、立退き家屋及び避難場所の警備等を求めることができる。(水防法第 15 条)

エ 避難のための立退き(水防法第 22 条)

水防本部長は上記の要請のほか、洪水等の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、時機を失することなく必要と認める地域内の居住者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

オ 協力を要請された水防本部長は水防団体等に対し、所要の器具資材を携行させ、できる限り応援する。応援のため派遣される者は、要請した水防管理者の所轄下に入る。

(5) 水防解除

水防本部長は、水位が警戒水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、水防活動の停止を命じこれを一般に周知せしめるとともに、土木事務所長等に通知する。

(6) 災害対策本部の設置

災害対策本部が設置されたときは、本計画の定める水防組織はそのまま災害対策本部に統合され活動する。

4 水門、樋門等の操作

(1) 水防管理者は、水防上必要な気象等の状況の通知を受けたときは、直ちに水門、樋門等の管理人、操作人に連絡を行う。

(2) 水門、樋門等の管理人、操作人は気象等の状況の通知を受けた後は、水位や水流の変動、呑口の状況等を監視し、閉門等必要な操作を行い放水路トンネルスクリーン等の障害物の排除、除塵等に努めるとともに、異状を認めた場合は直ちに水防管理者に報告しなければならない。

(3) 水防管理者は、毎年出水期に先立ち、操作に支障のないよう点検整備を行う。

5 重要水防区域

(1) 村の定める重要水防区域（県の定める重要水防区域と同一）

資料編3-2 重要水防区域 1 県が定める重要水防箇所を参照

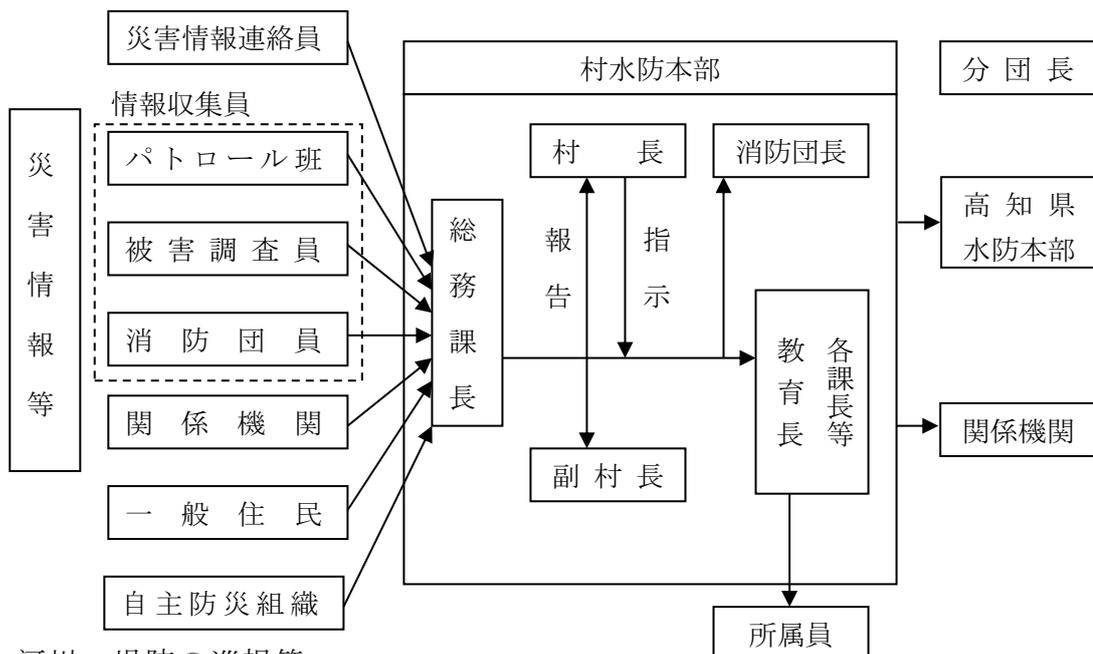
(2) 国の定める重要水防直轄区域

資料編3-2 重要水防区域を参照 2 国が定める重要水防箇所を参照

6 水防に関する連絡系統図

(1) 水防本部員非常連絡先名簿(第3編 第1章 第2節 5 (4)に同じ。)

(2) 災害情報等の収集、報告系統



7 河川、堤防の巡視等

- (1) 各分団長は、洪水予報の通知を受けたときは、随時河川、堤防を巡視し、量水標による水位の変化と水門の状況等を水防管理者に報告する。また、河川の水位が警戒水位に達したときは、常時河川、堤防を巡視し、洪水のおそれを察したときは、直ちにその状況を水防管理者及び団本部に報告し、第2信号を吹鳴し、団員を招集して作業に当たらなければならない。
- (2) 各分団長は、洪水の危険が切迫し直ちに地域内住民の避難、立退きを必要と認めるときは、その旨を水防管理者に報告の上避難退去信号を吹鳴し、安全な場所に避難誘導しなければならない。

第7節 公用負担

1 公用負担

水防法第21条第1項(水防のため緊急の必要があるときは、必要な土地を一時使用し…)によって、収用、使用した場合は、その対象物、数量等必要な事項を明細に記録しておき、後日損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

なお、村長又は、消防機関の長より収用、使用等の権限行使を委任された者は、下記様式による証明書を携行し、必要がある場合にはこれを提示する。

資料編 3-6 公用負担権限委任証明書様式参照

(1) 公用負担の証票

水防法第21条により公用負担の権限を行使したときは必要な場合、次のような証票2通を作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡さなければならない。

資料編 3-7 公用負担之証様式参照

(2) 損失補償

公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対しては、水防法第21条第2項(水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。)により村は時価により、その補償をしなければならない。

第8節 水防活動報告

1 水防活動報告

- (1) 洪水等により水防活動を実施したときは、水防管理者は、各報告を取りまとめの上、様式水防活動実施報告(速報)を作成し、遅滞なく、県土木部長あて報告しなければならない。
- (2) 各課長は、水防が終結後直ちに活動状況、被害状況を記録し、様式2水防活動実施調査表を作成し、現地の写真等を添えて村長に報告すること。また、水防資材受払簿、資材購入の際の証拠書類や写真等を整備しておくこと。
- (3) 各分団長は、水防活動終了後2日以内に、様式3水防活動実施報告書を作成し、水防本部に報告しなければならない。

(4) 水防管理者は、以上の報告をもとに水防記録を作成し、水防協議会を開催し、反省、検討を行う。

3-8 水防活動実施報告(様式1)参照

3-9 水防活動実施報告(様式2)参照

3-10 水防活動実施報告(様式3)参照

第9節 水防工法

1 概説

水防工法は、資器材の入手が容易であり、出水緊急時の暗夜暴風雨の中においても、迅速確実に実施が可能であり、より効果のあがるものでなければならない。

また、水防従事者は、平常から河川の状況をよく把握しておくほか、資器材、労力の確保を図る一方、水防演習を行って工法を習熟しておくことが大切である。

なお、洪水時において堤防に異常の起こる時期は滞水時間にもよるが、大体水位の最大るとき又はその前後である。しかし法崩れ陥没等は通常減水時に生ずる場合が多い。(水位が最大洪水の3/4位に減少したときが最も危険)から洪水最盛期を過ぎても完全に流過するまでは警戒を解いてはならない。

資料編 3-11 水防工法一覧表参照

2 使用材料

水防資材は、いつでも入手でき、加工が簡単で、かつ流水に対して強靱であり施工しやすいものでなければならない。

巻末

土砂災害警戒避難体制の整備

令和元年 12 月

日高村防災会議

土砂災害警戒区域における、土砂災害防止対策を推進するため次の事項を定める。

なお、本地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な警戒避難を確保する上で警戒避難に必要な事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布等により周知することに努める。

1 土砂災害に関する情報の収集及び伝達等

土砂災害警戒情報をはじめとする土砂災害に関する情報および予警報については、高知地方気象台及び高知県からの連絡、高知県防災砂防課のホームページ、テレビ、消防団、防災パトロール、地域住民等の情報から迅速に収集する。また、住民等に情報が確実に伝わるよう、防災行政無線、日高村公式ウェブサイト、IP告知放送、緊急速報メール、消防団による戸別伝達、防災パトロール、広報車等で迅速に伝達するとともに、住民に伝達手段をあらかじめ周知する。

2 避難場所・避難経路

土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な指定緊急避難場所を選定する。避難経路については、土砂災害の危険性があるなど、避難経路として適さない区間を明示することや、土石流等のおそれがある区域から避難する際の避難方向を示すことなど、地域の実情に応じて適切に対応する。この結果は土砂災害ハザードマップに掲載する。

3 土砂災害に係る避難訓練の実施

土砂災害に関する避難訓練は、毎年一回以上実施する。避難訓練にあたっては関係行政機関と連携し、情報伝達、避難誘導、避難場所開設等を行うなど実践的な避難訓練となるよう努める。また、自治会・自治防災組織や防災関係機関と連携し、訓練の指導及び支援を行うなど住民が主体となった避難訓練となるよう努める。

4 要配慮者利用施設

土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称、所在地及び土砂災害に関する情報の伝達等に関する事項を定める。これらの施設に対しては、早い段階からの情報提供が重要であることから、電話、メール、FAX、防災行政無線等の手段を複数組み合わせ確実に周知がなされるよう、情報伝達体制の確立に努めるものとする。また、土砂災害防止施設の整備による安全性の確保や、要配慮者の円滑な避難のための避難支援体制の充実・強化等の対策を講ずる必要があることから、これらの施設の立地条件やハード対策の状況について定期的に把握しておく。

資料編 資料4-12 「土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設」参照

5 救助

土砂災害が発生した場合は、関係機関が協力し行方不明者の捜索及び救出等を実施する。関係機関だけでは救出が困難な場合は、各協力団体等に救出活動の応援を要請する。

6 その他、警戒区域における警戒避難体制に関する事項

避難勧告が発令された場合の行動について、マニュアルに頼りすぎることなく、状況に応じた適切な判断を住民等自身が行えるよう日頃から普及啓発を行う。また、土砂災害や土砂災害警戒情報、地域の土砂災害の危険性などの正しい知識の普及啓発を行うことなどの取組みを行う。

7 ハザードマップの作成及び周知

土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を作成、配布し、インターネットなどにより広く情報提供に努めることとする。

8 要配慮者利用施設の利用者の避難のための措置に関する計画等

地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保計画作成や避難訓練の実施などについて支援する。

9 土砂災害警戒情報

土砂災害のおそれがある場合に、市町村単位で、高知地方気象台と高知県防災砂防課が連携して発表する土砂災害警戒情報について、防災行政無線システムの電話、FAX、電子メール及び市町村防災情報共有システム、総合防災情報システム等により情報を受信する。

10 土砂災害警戒情報に基づく的確な避難勧告等の発令

10.1 判断基準

a) 避難準備・高齢者等避難開始

次のいずれかに該当する場合に、避難準備情報を発令する。

- 1：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合
- 2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合
なお、避難が必要な状況が夜間及び早朝になると想定される場合の判断基準
- 3：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合
- 4：強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

b) 避難勧告

次のいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令する。

- 1：土砂災害警戒情報が発表された場合
- 2：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合
- 3：大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合
- 4：土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合

c) 避難指示（緊急）

次のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令する。

- 1：土砂災害警戒情報が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した場合
- 2：土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合

- 3：土砂災害が発生した場合
- 4：山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合
- 5：避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合

10.2 発令対象地区

避難勧告等の発令対象地区は、高知県の土砂災害危険度情報を参考に危険度が高まっている地区に発令する。

11 土砂災害緊急情報

四国地方整備局又は高知県から土砂災害緊急情報が通知された場合には、住民等に対して必要に応じて避難勧告又は避難指示（緊急）を発令する。

12 避難勧告等の発令・解除の際の助言

村長は、避難勧告、避難指示（緊急）等が発令しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は高知県に対し、避難勧告、避難指示（緊急）等に関する事項について助言を求める。

村長は、土砂災害に対する避難勧告又は避難指示（緊急）を解除しようとする場合において、必要に応じて四国地方整備局又は高知県に対して解除に関する事項について助言を求める。